

菊陽町こども計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
熊本県 菊陽町

余白ページ

ごあいさつ

本町では、令和2年3月に第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画を策定し、様々な子育てニーズに対応するため事業を行ってまいりました。

さらに、TSMCの進出等により、大きな変革の時期を迎えている中、「成長しつづける町。」をスローガンに掲げ、子育て環境の整備を進めています。

一方で、全国的には少子高齢化が加速する中、子どもの貧困、いじめや虐待、子育て世帯の孤立化など、こどもを取り巻く環境は深刻さを増している状況にあり、本町においても様々な課題への対応が求められています。

このような中、こどもの健やかな成長を支えるとともに、子育て当事者を社会全体で支援する環境整備を進めるため、この度、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「菊陽町こども計画」を策定しました。

本計画では、「こども・若者の成長をともに支え、みんなの笑顔がひかり輝くまちきくよう」を基本理念とし、こども・若者や子育て当事者に寄り添いながらともに進むことで、こどもや若者が夢や希望を持ち、健やかに安心して暮らすことができるまちを目指してまいりますので、町民、関係事業所等の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画を策定するに当たり、アンケート調査及びパブリックコメントに御協力をいただきました町民の皆様をはじめ、貴重な御意見と御提案をいただきました菊陽町子ども・子育て会議の委員の皆様にご心からお礼申し上げます。



令和7年3月

菊陽町長 吉本孝寿

余白ページ

～ 目 次 ～

第1章 計画策定に当たって	1
1 策定の趣旨.....	1
2 国の動向.....	1
3 計画の位置付け.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の対象.....	4
6 計画の策定体制と方法.....	4
第2章 こども・若者を取り巻く状況	6
1 統計でみる菊陽町の現状.....	6
2 第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画の実施状況.....	11
3 アンケート調査からみる菊陽町の現状.....	24
4 調査結果及び第2期計画の実施状況からみる菊陽町の課題.....	51
第3章 計画の基本的な考え方	53
1 基本理念.....	53
2 基本目標.....	54
3 計画の体系.....	55
第4章 施策の展開	56
I ライフステージ別の施策.....	56
基本目標1 こどもを生き育てることができるまちづくり.....	56
1 親と子の健康づくりに向けた支援.....	56
2 乳幼児期の教育・保育の充実.....	58
3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実.....	60
基本目標2 こどもが成長できるまちづくり.....	62
1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進.....	62
2 居場所づくり.....	64
3 小児医療体制や心身の健康などについての情報提供.....	65
4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育.....	67
基本目標3 若者が自立できるまちづくり.....	69
1 未来へ踏み出す若者応援.....	69
2 出合いや結婚への支援.....	71

Ⅱ ライフステージを通じた施策.....	72
基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり.....	72
1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援.....	72
2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援.....	74
3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進.....	74
4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組.....	76
5 こども・若者の権利の尊重.....	78
6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり.....	79
Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策.....	80
基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり.....	80
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	80
2 地域子育て支援、家庭教育支援.....	81
3 共働き・共育ての推進.....	83
第5章 事業計画.....	84
1 教育・保育提供区域と量の見込みの設定について.....	84
2 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策.....	88
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	91
4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	106
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	106
6 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	106
7 放課後児童対策.....	107
第6章 計画の推進と進行管理.....	111
1 計画の推進体制.....	111
2 計画の進捗管理.....	111
資料編.....	112
1 こども・若者に対する意見聴取.....	112
2 菊陽町子ども・子育て会議条例.....	115
3 菊陽町子ども・子育て会議委員名簿.....	117
4 計画策定経過.....	118

第1章 計画策定に当たって

1 策定の趣旨

本町では、令和2年3月に「第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

しかしながら、全国的にみると、人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが安心して過ごせる居場所づくり、子育ての孤立化、子どもの虐待、子どもの貧困への対策など、様々な課題への対応が求められています。

このような中、教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備や、子どもの健やかな育ちと子育て当事者を社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に「菊陽町子ども計画」を策定します。

2 国の動向

(1) これまでの子どもに関する福祉行政の取組

近年の我が国の子ども・子育て支援は「次世代育成支援対策推進法」（平成17年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成27年施行）をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。

子どもの健やかな成長を支援する子ども・子育て支援の取組のみならず、少子化対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困、児童虐待防止対策など、子どもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取組が進められています。

【子ども支援を取り巻く主な法令等】

☆ 少子化社会対策基本法（平成15年9月1日施行）

→同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定

☆ 次世代育成支援対策推進法（平成17年4月1日施行）

※当初10年間の時限法として成立したが、令和6年度まで有効期限が延長（現在は計画策定は任意化）

☆ 子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月1日施行）

→同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」（平成22年10月）策定

☆ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年1月17日施行）

→同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月）策定

☆ 子ども・子育て支援法（平成27年4月1日施行）

(2) こどもを取り巻く環境の現状

我が国ではこどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少が与える貧困世帯での学習環境の悪化、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラー※への対応、こどもや子育て家庭の孤立など、こどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

(3) こども支援の新たな枠組みのスタートと近年の動向

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、こどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務化
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

子ども・若者計画

子どもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすることなどが求められている

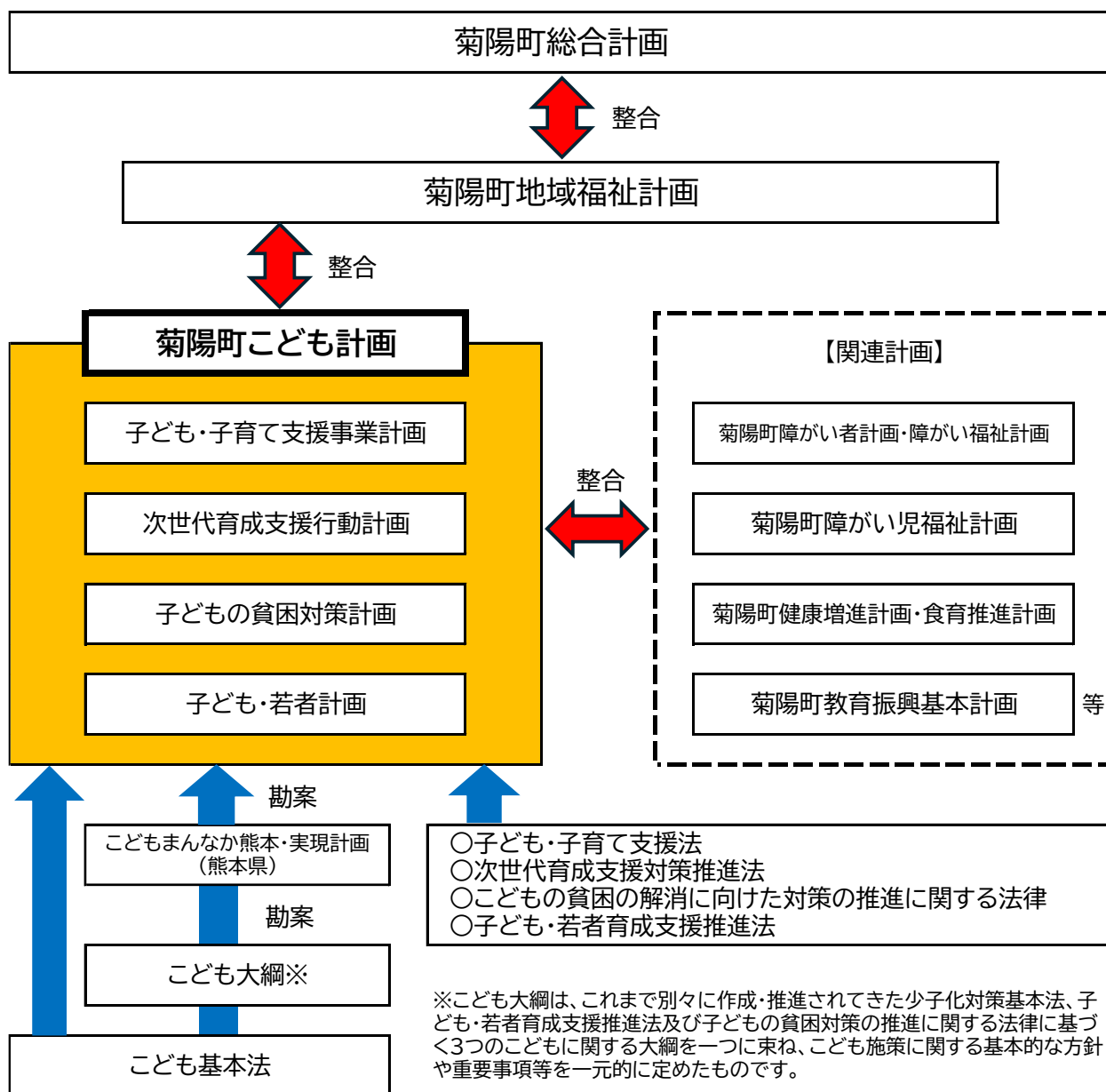
※ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

3 計画の位置付け

前期計画である「第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村次世代育成支援対策行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する市町村計画として策定していました。

新たな計画となる「菊陽町こども計画」は、国のこども大綱やこども基本法等を勘案し、前期計画に新たに子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画を包含し、こども施策を総合的に推進するための計画とします。

また、本町の上位計画である「菊陽町総合計画」、「菊陽町地域福祉計画」をはじめ、その他の関連計画との整合を図っていきます。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢や町の状況の変化、こども・子育て・若者のニーズなどに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の対象

本計画はこども・若者・子育て当事者に関する施策について定めます。本計画で、「こども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることを図ります。

「若者」については、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）及び青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満、施策の一部については40歳未満）の者としてします。

本計画においては、平仮名表記の「こども」を使用することとしますが、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞などについては、平仮名表記以外を用いています。

また、「若者」については、思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、思春期以降の年代を指すことを明確にする場合などは「若者」を用いることとします。

6 計画の策定体制と方法

(1) 菊陽町子ども・子育て会議

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本町におけるこども・子育て・若者支援施策をこどもと子育て家庭及び若者の実情を踏まえて実施するため、「菊陽町子ども・子育て会議」において審議を行いました。

(2) アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため以下のアンケート調査を実施しました。

調査種類	対象者	調査実施時期
子ども・子育て支援に関する調査 就学前児童保護者用	0歳から5歳までの子を持つ保護者	令和6年3月
子ども・子育て支援に関する調査 小学生保護者用	小学1年生から3年生までの子を持つ保護者	令和6年3月
こども・若者の意識と生活に関する調査	16歳から39歳までの町民	令和6年3月
子どもの生活状況調査（小学生票）	小学5年生の児童	令和6年3月

調査種類	対象者	調査実施時期
子どもの生活状況調査（中学生票）	中学2年生の生徒	令和6年3月
子どもの生活状況調査（保護者票）	小学5年生、中学2年生の保護者	令和6年3月
幼児教育・保育についての調査	町内の保育園、幼稚園、認定こども園	令和6年8月
放課後児童クラブ・放課後子ども教室 実施事業者への調査	町内の放課後児童クラブ、放課後子ども教室	令和6年8月

（3）こどもモニター等による意見聴取の実施

本計画にこども・若者の意見を反映させるために、本町在住の小学5年生から22歳までの方を対象に「こどもモニター」を募集し意見を聴取しました。

また、小学6年生が「町の未来」発表会において発表した未来の菊陽町への提案や、中学2年生が「子ども議会」において発言した意見を参考にしました。

（4）パブリックコメントの実施

計画案に対し、広く住民の意見を聴取・反映することを目的に、令和7年1月20日から2月19日までパブリックコメントを実施しました。

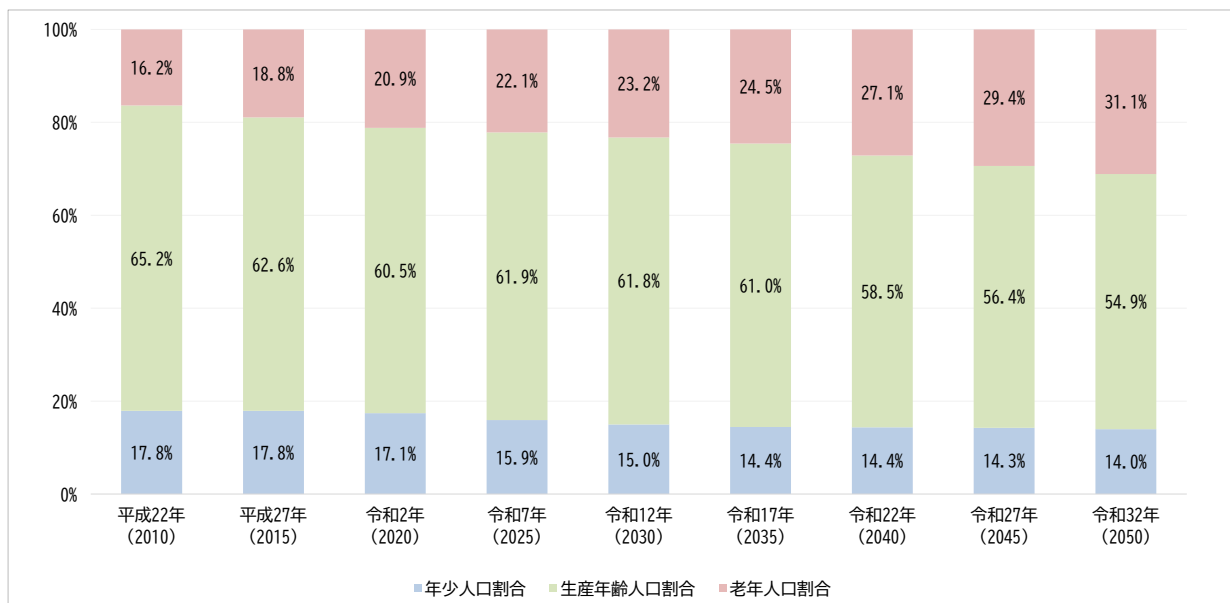
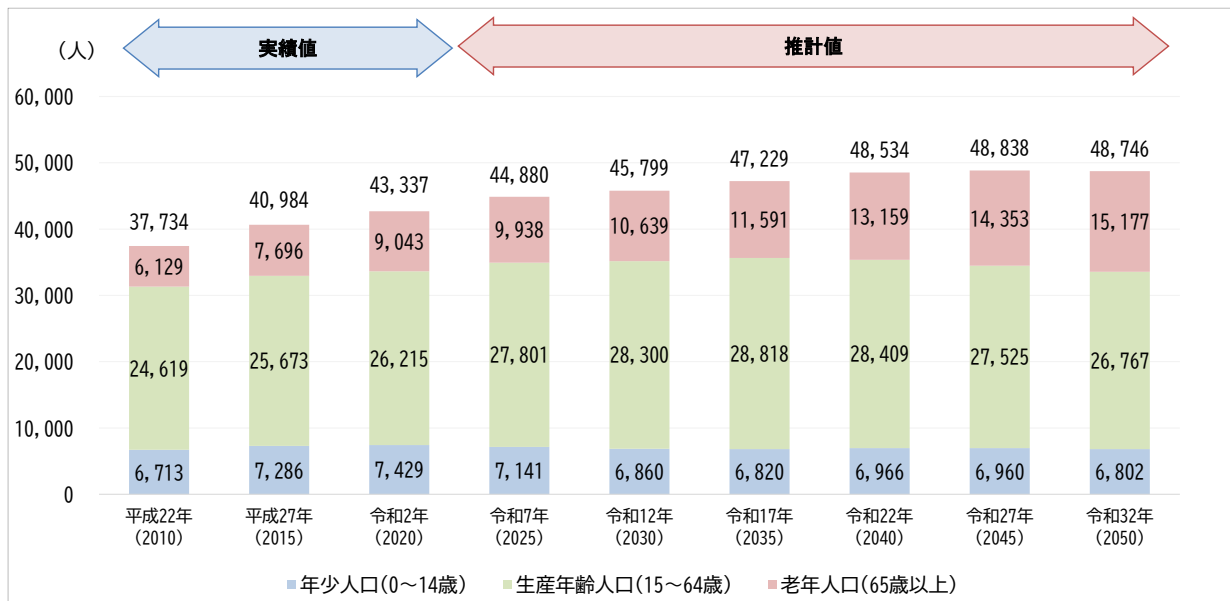
第2章 こども・若者を取り巻く状況

1 統計でみる菊陽町の現状

(1) 人口の推移及び推計

町の総人口は、平成22年の37,734人が令和2年には43,337人となり、5,603人の増加となっています。

第7期菊陽町総合計画における推計によると、令和27年までは総人口は増加する予測となっており、令和32年の総人口は48,746人、年少人口（0～14歳）は6,802人、総人口に占める年少人口割合は14.0%となる見込みとなっています。



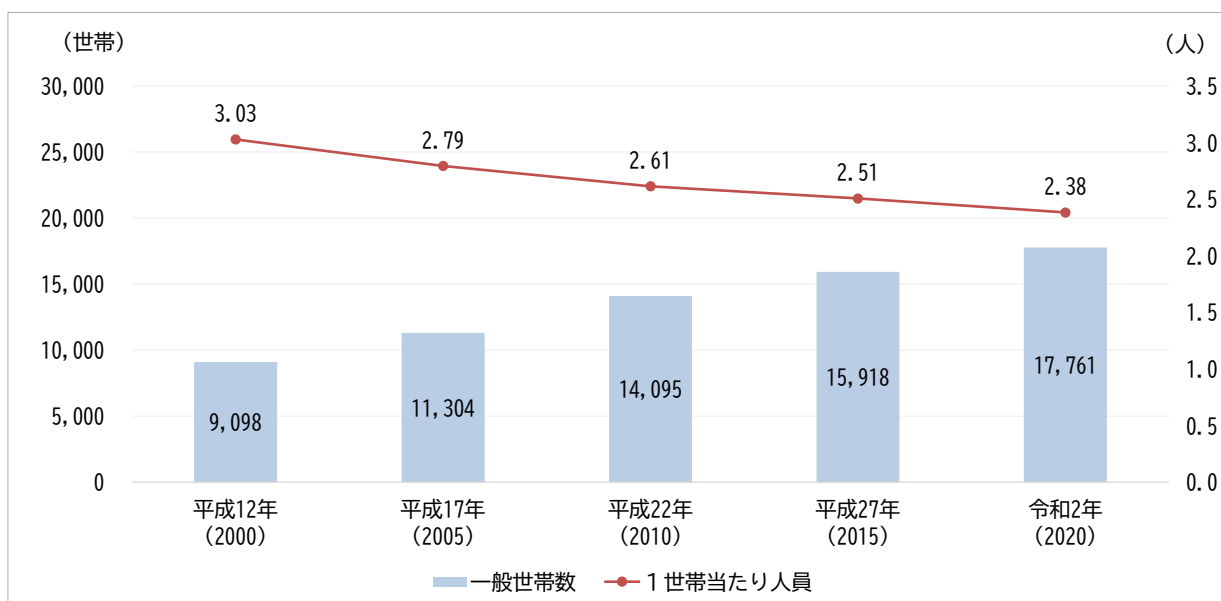
出典：国勢調査（平成22年～令和2年）、第7期菊陽町総合計画推計値（令和7年～令和32年）

(2) 世帯の状況

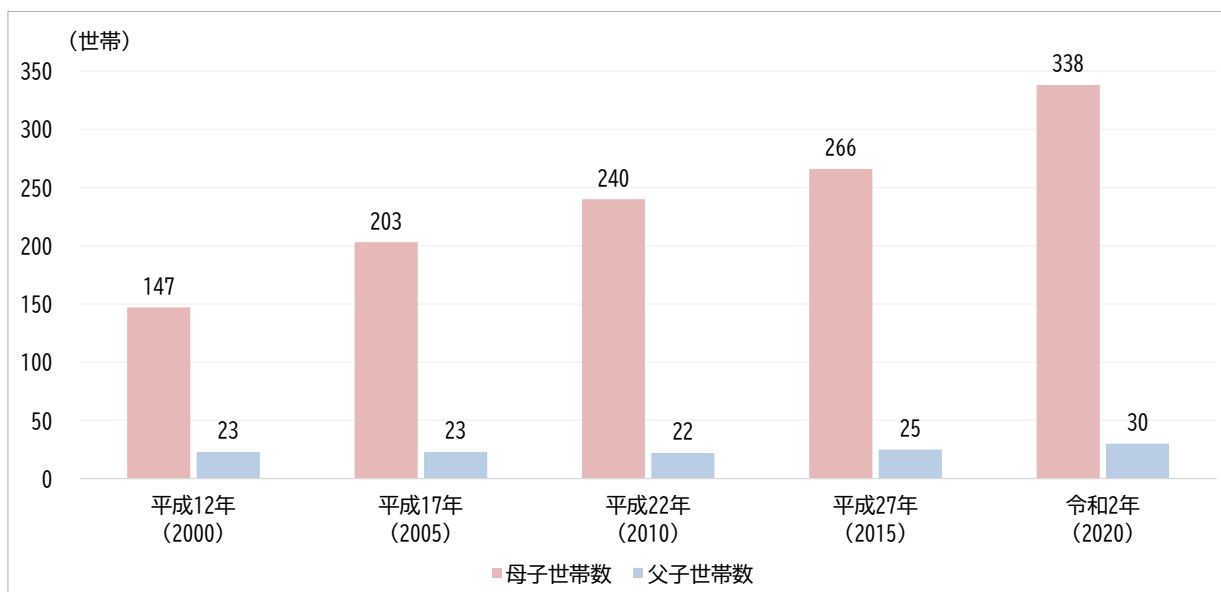
一般世帯数と1世帯当たり人員数をみると、一般世帯数は増加傾向にある一方で、1世帯当たりの人員数は減少傾向にあります。近年の核家族化の進行が要因の一つと考えられます。

ひとり親家庭の推移をみると、母子世帯数、父子世帯数はともに増加傾向にあります。

一般世帯数及び1世帯当たり人員数の推移



ひとり親家庭数の推移

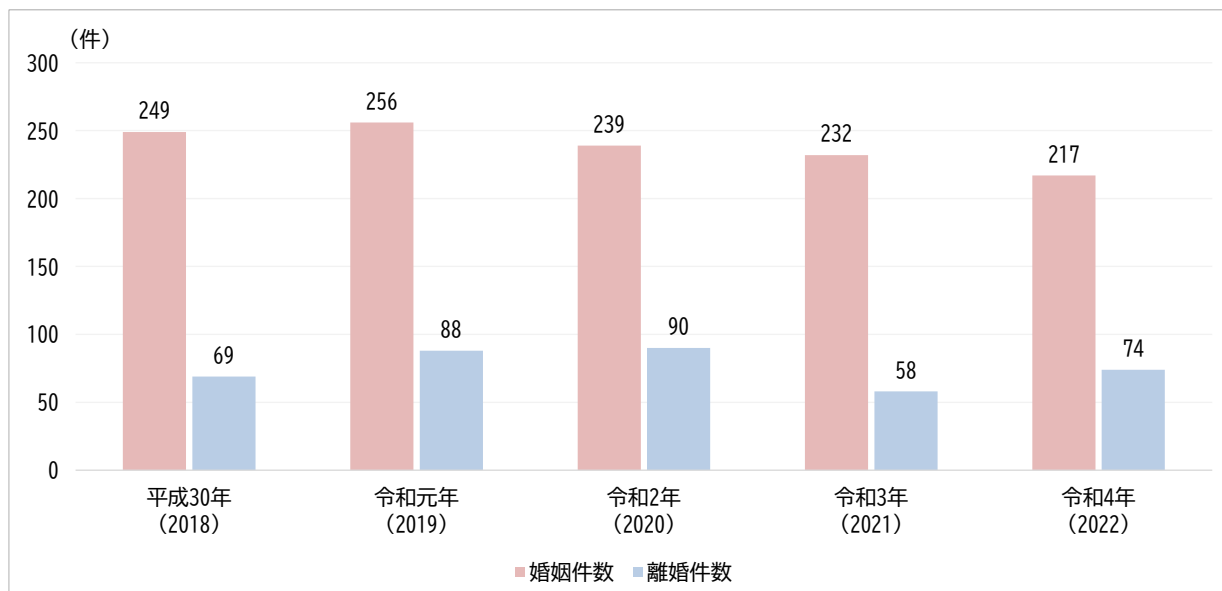


出典：国勢調査

(3) 婚姻件数、離婚件数の状況

婚姻件数は減少傾向で推移しており、令和4年は217件となっています。

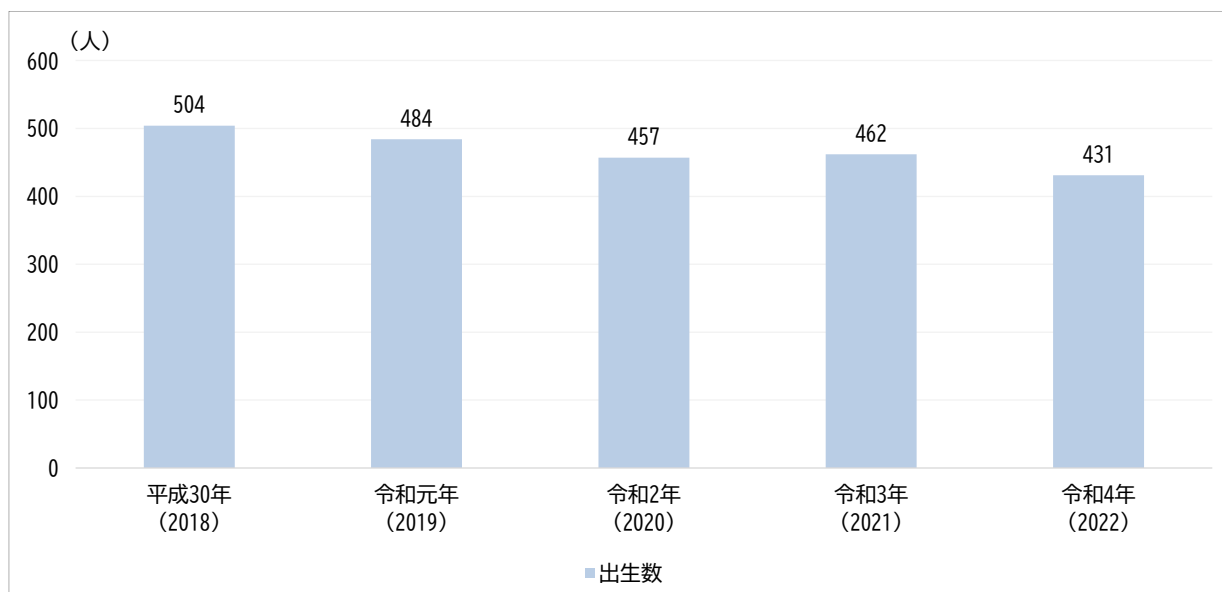
離婚件数は、令和3年には58件と急減しましたが、令和4年には74件と増加に転じています。



出典：人口動態統計

(4) 出生数の状況

出生数は減少傾向で推移しており、令和4年は431人となっています。

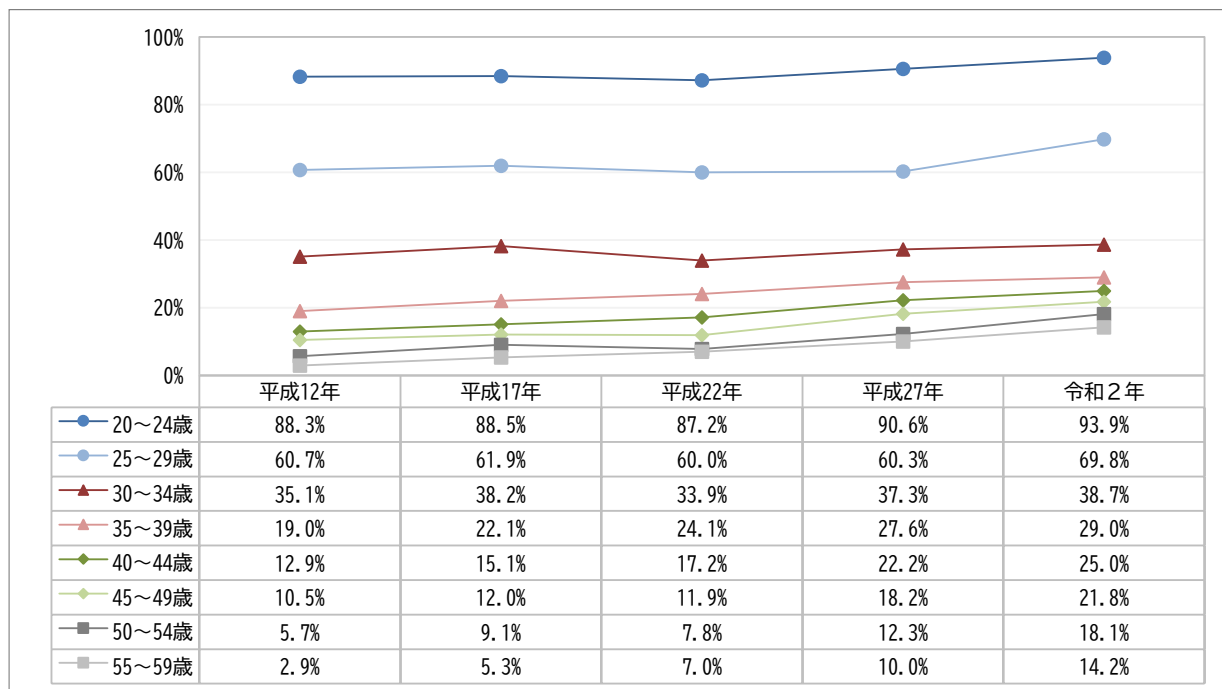


出典：人口動態統計

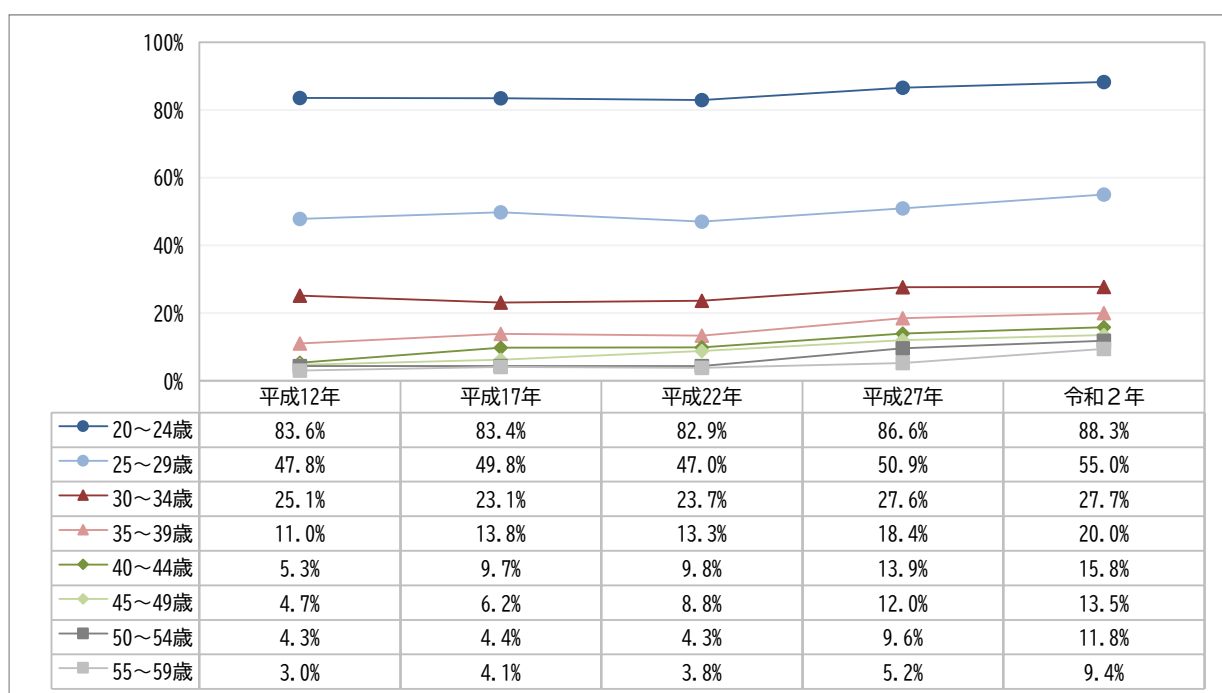
(5) 未婚率の状況

未婚率を平成27年と令和2年で比較すると、男性女性のいずれも全ての年代で令和2年の未婚率が平成27年の未婚率を上回っています。

年代別男性未婚率の推移



年代別女性未婚率の推移



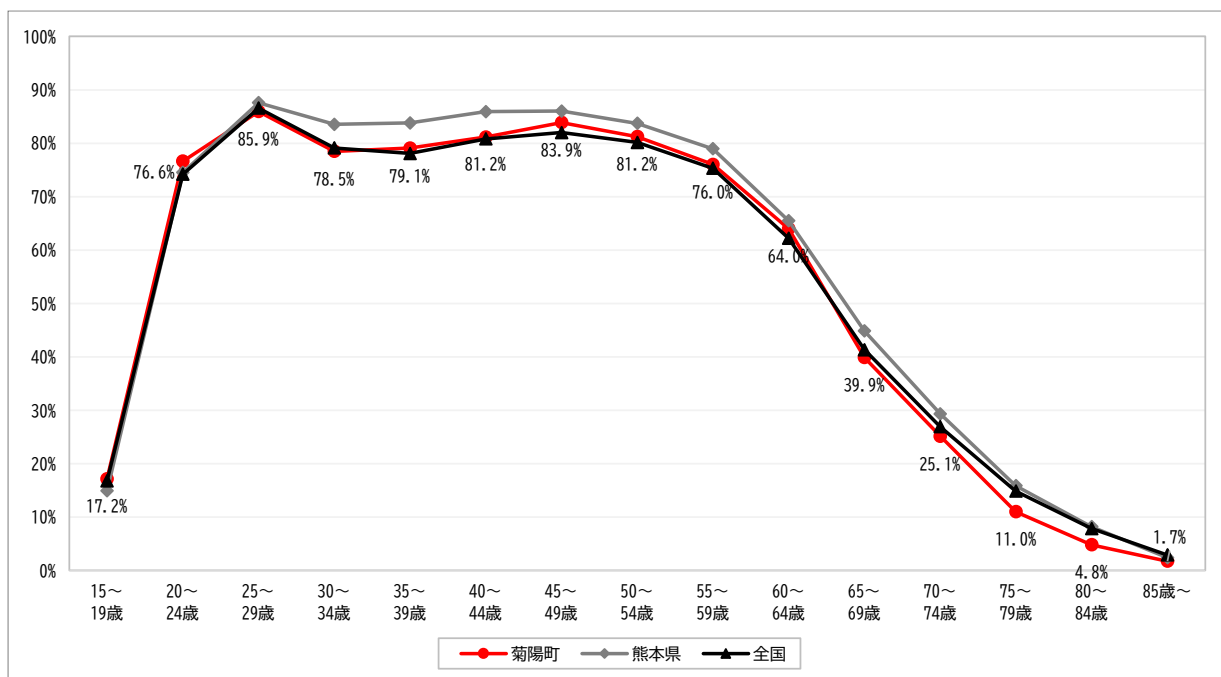
出典：国勢調査

(6) 女性労働力率の状況

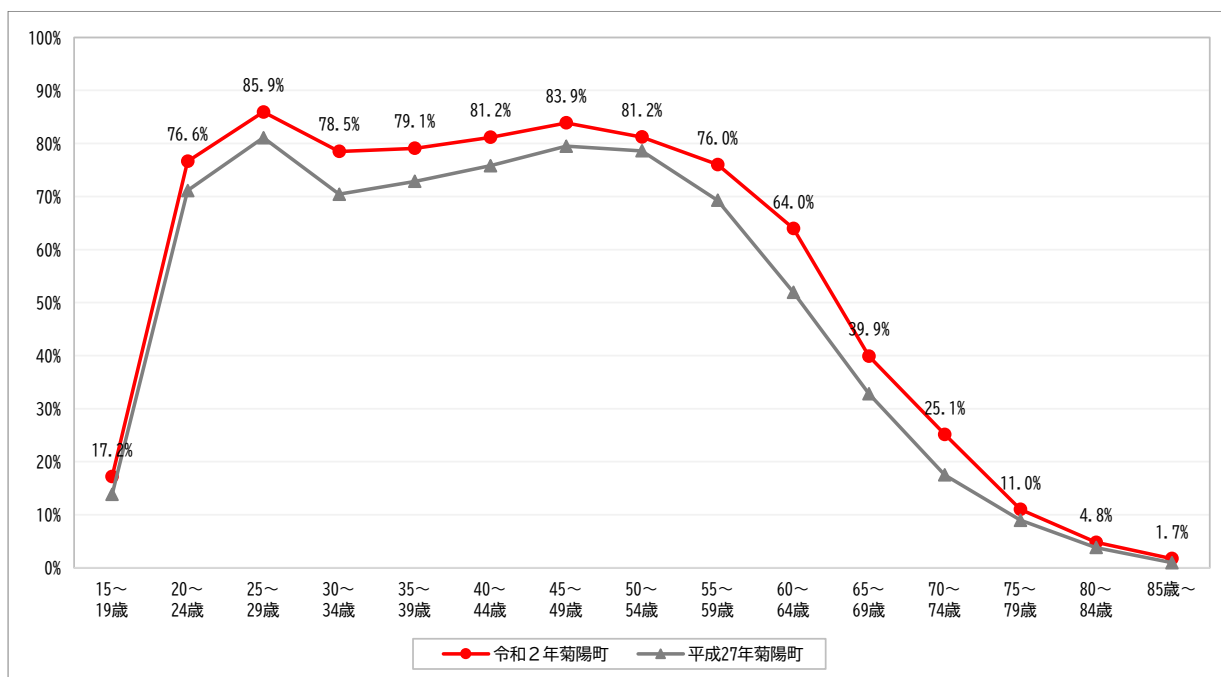
菊陽町の令和2年の女性労働力率を熊本県平均、全国平均と比較すると、全国平均とほぼ同様に、熊本県平均を下回っています。

菊陽町の女性労働力率を令和2年と平成27年で比較すると、全ての年代で令和2年が平成27年を上回っています。

令和2年女性労働力率の比較（菊陽町、熊本県、全国）



菊陽町女性労働力率の比較（令和2年、平成27年）



出典：国勢調査

2 第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画の実施状況

(1) 基本目標ごとの主な実施状況

基本目標1 こどもが健やかに育つことができるまちづくり

- 教育・保育における量の確保と質の向上については、国の保育対策総合支援事業を活用し、送迎用バスに安全装置の設置、感染症対策のための施設改修、ICT※の導入について助成を行いました。また、菊陽町幼・保等、小、中連携推進協議会により、教育・保育に従事する者の資質向上などの推進を行っており、就学前教育の充実に努めました。
- 多様な保育サービスの充実にについては、一時預かり事業、延長保育事業のほか、病児・病後児保育事業において、熊本市との協定締結により、菊陽町民が熊本市の病児・病後児施設を利用することができる体制を整えました。
- こどもの健全育成の推進については、放課後児童クラブの充実のため、令和4年度に菊陽北小学校区、令和5年度に武蔵ヶ丘北小学校区に放課後児童クラブ施設の新設を行いました。また、放課後児童の見守りのため、地域住民の参画を得て、町内全小学校の体育館でスポーツ及びその他の体験活動を行う放課後子ども教室を始めました。
- こどもの療育と発達支援については、障がいのある児童に対し、関係機関と連携し、一人ひとりの障がいの状況に応じた支援を行いました。また、福祉課内に医療的ケア児支援コーディネーター※を配置（保健師）し、各ケースに応じて関係機関で構成する協議の場を儲け、支援調整を行いました。

基本目標2 快適でゆとりを持って子育てができるまちづくり

- 母子への切れ目のない支援と育児不安の軽減については、子育て世代包括支援センター（令和6年度からはこども家庭センター）を中心に、妊娠中から様々な相談に対応しています。また、産科医療機関や助産所に委託し、令和3年度から産後ケア事業（訪問型）を開始、令和5年度からは宿泊型、令和6年度からは通所型を追加し、産後ケアの充実に図りました。
- 児童虐待の未然防止については、虐待に至るおそれのある要因（保護者側のリスク要因・こども側のリスク要因・養育環境のリスク要因等）について、関係機関等とともに確認や情報共有を行い、早期対応・問題解決に向けて継続して対応しました。
- 経済的支援の充実にについては、子育て世帯への経済的支援として0歳から15歳までを対象としていた子ども医療費の助成を、令和4年4月からは18歳まで延長しました。

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。

※医療的ケア児支援コーディネーター：医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う者。

基本目標3 地域のみんで支え合うことができるまちづくり

- 地域における子育て支援の充実については、地域子育て支援拠点事業として、子育て支援センター3箇所、つどいの広場1箇所を設置し、気軽に集まって育児の相談や情報交換ができる場を提供しています。
また、ファミリー・サポート・センター事業では、利用しやすい環境を作るため、依頼会員と提供会員を対象とした交流会を実施しました。このほか、菊陽町ホームページでの案内、菊陽町社会福祉協議会広報ひばりを通じた情報発信や町広報にボランティア特集でファミリー・サポートについての紹介記事を掲載し、制度の周知に努めました。
- こどもの安全の確保については、平日は毎日、防災行政無線による下校時の見守り呼びかけ及びスクールパトロールによる町内巡回を実施しました。
また、「菊陽町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携し、小中学校の通学路点検を毎年実施し、抽出された交通安全面の課題解決に向けて取り組みました。

(2) 基本施策ごとの主な実施状況（子どもの貧困対策プロジェクト）

基本施策1 教育の支援

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通うこどもの学力が保障されるよう、こどもを主語にしたこども目線での授業づくりを行い、児童生徒が学習を「好き」になるよう授業改善に努めました。
- いつでも誰でも相談できる環境づくりを行うことで、こどもが安心して過ごせる環境づくりの充実のため、各中学校区に適応指導教室「すぎなみ教室」を設置し、学校外でのこどもの居場所づくりを行いました。
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒11名に対して、各個人に応じた日本語指導や相談を行い、支援しました。
- 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減のため、教育支援資金貸付の申請支援等を行いました。また、就学支援金、各種奨学金や教育ローンなど適宜情報提供を行い、就学につながるよう支援を行いました。
- ひとり親家庭のこどもが、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する申請の受付や資料配布による周知を行いました。
- 経済的な理由や家庭の事情により、学習塾に通っていない中学3年生の生徒を対象に、生徒一人ひとりのレベルに合わせた学習指導を実施することで、地域の中学生の学力及び地域の教育力の向上を図りました。
- 中学3年生の英語検定受験料を町が全額負担し、町内生徒の英語検定取得率の向上と英語力の更なる強化を図りました。

基本施策2 生活の安定に資するための支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、課題を整理し、各種関係機関へつなぎ、自立支援に向けた取組を行いました。また、情報共有や支援プランの合意形成の場として月1回支援調整会議等を開催し、支援の方向性や関係機関と役割分担を共有するなど、一体的な支援に取り組みました。
- 生活困窮世帯のこどもを対象に、学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、こどもや保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を関係機関とともに行いました。
- 離職等により住居を喪失又はそのおそれのある方に住居確保給付金を支給するため、実施機関（菊池福祉事務所）につなぎ連携した支援を行いました。
- 保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、こどもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、こどもの健やかな発育・発達を支援しました。
- 法定健診とは別に、小学校5年生、中学校2年生を対象に、専門医検診（眼科検診・耳鼻科検診）を行い、児童生徒の健康の保持増進を図りました。

基本施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金[※]や自立支援教育訓練給付金[※]についての資料配布による周知を行いました。
- ハローワーク就労支援ナビゲーターと連携し、生活保護受給者等就労自立促進事業等へつなぎ、求人情報提供や求職者支援訓練等を紹介しました。また、相談者に応じて同行支援や派遣会社等との連絡調整、転職後の状況確認も行いました。

基本施策4 経済的支援

- 経済的な理由による就学が困難と認められた児童生徒又は、入学予定者の保護者に対し、新入学児童生徒学用品購入費や、学用品費、修学旅行費、学校給食費実費等の費用を援助し、経済的負担の軽減を図りました。
- 向学心に富む生徒又は学生であって、経済的理由により就学困難な者に対して奨学資金を貸し付け、経済的負担の軽減を図りました。

※高等職業訓練促進給付金：ひとり親家庭の親が、就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援する制度。

※自立支援教育訓練給付金：ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の親に対し給付金を支給し、自立の促進を図ることを目的とする。

(3) 教育・保育事業の実施状況

第2期計画で設定した目標事業量に対する実施状況は以下のとおりです。

① 教育事業（1号認定）

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	518	516	514	463	481
	確保の内容	500	510	516	463	512
実績値		309	297	263	266	319

※各年4月1日時点の実績

② 保育事業（2号認定）

ア) 菊陽中学校区

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	389	378	380	407	424
	確保の内容	393	400	400	393	508
実績値		386	376	372	391	382
待機児童数		0	0	0	3	3

※各年4月1日時点の実績

イ) 武蔵ヶ丘中学校区

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	538	532	536	572	557
	確保の内容	493	501	557	501	601
実績値		504	506	539	537	528
待機児童数		0	0	0	1	1

※各年4月1日時点の実績

③ 保育事業（3号認定）

ア) 菊陽中学校区

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	264	274	266	333	320
	確保の内容	224	247	247	234	329
実績値		233	228	240	223	224
待機児童数		8	0	0	2	0

※各年4月1日時点の実績

イ) 武蔵ヶ丘中学校区

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	412	411	438	492	477
	確保の内容	421	433	467	423	503
実績値		388	397	415	403	372
待機児童数		1	1	0	0	0

※各年4月1日時点の実績

④ 待機児童数（全体）

(単位：人)

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	0	0	0	0	0
1・2歳児	9	1	0	2	0
3歳以上児	0	0	0	4	4
合計	9	1	0	6	4

※各年4月1日時点の実績

(4) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

第2期計画で設定した目標事業量に対する実施状況は以下のとおりです。

① 延長保育事業

保育認定を受けたこどもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う事業。

ア) 菊陽中学校区

(単位：人日/年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み・確保の内容	426	422	433	442
実績値	なかよし園	23	18	18	18
	白菊保育園	43	55	63	65
	みどり園	45	44	34	38
	さくら園	45	45	49	53
	優貴保育園	51	55	49	51
	津久礼ヶ丘保育園	71	72	76	74
	もみじ園	52	74	70	75
	くまりはキッズガーデン	14	2	4	13
実績値合計		344	365	363	387

イ) 武蔵ヶ丘中学校区

(単位：人日/年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み・確保の内容	442	445	446	445
実績値	白鈴こども園	47	27	53	46
	光の森武蔵ヶ丘保育園	47	52	57	42
	こうのとり保育園	54	47	43	50
	元気の森ラビット保育園	95	101	97	129
	光の森キャロット保育園	85	82	85	89
	三里木保育園	58	79	70	80
	げんき保育園	47	38	41	52
	尚綱大学附属こども園	49	43	48	57
	認定こども園美鈴幼稚園	119	35	37	24
	菊陽ぼっぼ保育園	12	23	16	9
	あゆむ保育園	12	13	14	9
	こども園てんとうむし	13	6	8	10
	べる保育園	1	5	13	15
	シェ・ヌヌ	0	0	5	0
あんよ保育室	1	3	4	0	
実績値合計		640	554	591	612

② 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行う事業。

ア) 菊陽中部小学校区

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	154	160	171	166	163
	確保の内容	220	220	220	220	220
実績値		145	156	163	163	169
待機児童数(全体)		12	0	0	0	9
待機児童数(低学年)		1	0	0	0	0
待機児童数(高学年)		11	0	0	0	9

※各年5月1日時点の実績

イ) 菊陽南小学校区

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	21	22	22	22	22
	確保の内容	25	25	25	25	25
実績値		19	18	21	20	26
待機児童数(全体)		0	0	0	0	0
待機児童数(低学年)		0	0	0	0	0
待機児童数(高学年)		0	0	0	0	0

※各年5月1日時点の実績

ウ) 菊陽北小学校区

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	85	91	97	149	187
	確保の内容	70	70	110	240	240
実績値		69	93	118	138	142
待機児童数(全体)		12	3	2	0	3
待機児童数(低学年)		7	0	0	0	0
待機児童数(高学年)		5	3	2	0	3

※各年5月1日時点の実績

工) 武蔵ヶ丘小学校区

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	57	52	50	50	51
	確保の内容	130	130	130	130	130
実績値		52	43	63	62	63
待機児童数（全体）		0	0	0	0	0
待機児童数（低学年）		0	0	0	0	0
待機児童数（高学年）		0	0	0	0	0

※各年5月1日時点の実績

オ) 菊陽西小学校区

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	229	240	229	216	210
	確保の内容	280	280	280	280	280
実績値		230	216	201	193	211
待機児童数（全体）		5	0	1	3	8
待機児童数（低学年）		0	0	1	0	0
待機児童数（高学年）		5	0	0	3	8

※各年5月1日時点の実績

カ) 武蔵ヶ丘北小学校区

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	87	92	92	93	99
	確保の内容	95	95	95	98	100
実績値		84	90	85	92	103
待機児童数（全体）		5	4	0	2	13
待機児童数（低学年）		1	1	0	0	0
待機児童数（高学年）		4	3	0	2	13

※各年5月1日時点の実績

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や出張、冠婚葬祭等により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う事業。

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	40	40	40	40
	確保の内容	40	40	40	40
実績値		3	1	24	65

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行う事業。

(単位：人回/月間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	2,483	2,509	2,532	2,540
	確保の内容	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
実績値	光の森町民センター	546	616	1,010	1,090
	光の森キャロット保育園	95	65	110	138
	元気の森ラビット保育園	84	61	81	143
	ふれあい交流・福祉支援センター	135	121	191	287
実績値合計		860	863	1,392	1,658

⑤ 一時預かり事業

ア) 幼稚園の預かり保育

保育認定を受けないこどもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う事業。

(単位：人日/年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	3,976	3,958	3,947	3,939
	確保の内容	3,976	3,958	3,947	3,939
実績値	認定こども園美鈴幼稚園	1,737	1,525	863	2,622
	尚絅大学附属こども園	1,056	1,060	1,525	1,538
	白鈴こども園	0	0	82	629
実績値合計		2,793	2,585	2,470	4,789

イ) 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

保育認定を受けないこどもの通常の利用時間以外に認定こども園や保育所で保育を行う事業。

【菊陽中学校区】

(単位：人日/年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	2,033	1,976	1,990	2,085
	確保の内容	2,033	1,976	1,990	2,085
実績値	みどり園	388	267	220	414
	津久礼ヶ丘保育園	681	767	88	517
実績値合計		1,069	1,034	308	931

【武蔵ヶ丘中学校区】

(単位：人日/年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	1,954	1,843	1,774	1,776
	確保の内容	1,954	1,843	1,774	1,776
実績値	元気の森ラビット保育園	319	203	171	171
	光の森キャロット保育園	24	34	26	41
	三里木保育園	1,169	1,068	939	926
	菊陽ぼっぼ保育園	0	12	0	0
実績値合計		1,512	1,317	1,136	1,138

⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

子育て中の保護者等を会員として、こどもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

(単位：人日/年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	2,020	2,021	2,022	2,023
	確保の内容	2,020	2,021	2,022	2,023
実績値	社会福祉協議会	924	1,408	2,577	2,298
実績値合計		924	1,408	2,577	2,298

⑦ 病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難なこどもを一時的に保育する事業。

(単位：人日/年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	1,156	1,162	1,164	1,174
	確保の内容	1,156	1,162	1,164	1,174
実績値	ふれあい交流福祉支援センター（こあら）	299	121	128	160
	菊陽中部クリニック（ゆーかり）	273	199	134	205
	他市町村の施設利用	27	67	31	47
実績値合計		599	387	293	412

⑧ 利用者支援事業

こども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

ア) 基本型・特定型

(単位：箇所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1
実績値		1	1	1	1

イ) 母子保健型

(単位：箇所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1
実績値		1	1	1	1

⑨ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

(単位：人回)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	7,484	7,592	7,700	7,808
	確保の内容	7,484	7,592	7,700	7,808
実績値		5,824	5,776	4,937	4,325

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	523	523	524	527
	確保の内容	523	523	524	527
実績値		449	468	408	384

⑪ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業

ア) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業。

(単位：回)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	30	30	30	30
	確保の内容	30	30	30	30
実績値		19	73	42	14

イ) 子どもを守る地域ネットワーク強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関等の専門性強化と、関係機関相互の連携強化を図る取組を実施する事業。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画		実施	実施	実施	実施
実績値	身体的虐待	19	29	32	25
	性的虐待	0	0	1	0
	心理的虐待	41	37	41	24
	ネグレクト（育児放棄等）	8	19	11	5
実績値合計		68	85	85	54

資料：福祉行政報告例

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う事業。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
実績	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業。

令和5年度までの実施なし。

3 アンケート調査からみる菊陽町の現状

(1) 調査の概要

① 調査実施時期

令和6年3月

② 調査対象者

- ・ 菊陽町在住の就学前児童がいる世帯の保護者
- ・ 菊陽町在住の小学1年生から3年生までの児童がいる世帯の保護者
- ・ 菊陽町内の小学5年生
- ・ 菊陽町内の中学2年生
- ・ 菊陽町内の小学5年生・中学2年生がいる世帯の保護者
- ・ 菊陽町内に居住する16～39歳の町民

③ 調査方法

郵送による配布・回収及びインターネットによる回収

④ 配布回収の状況

調査目的	対象者	配布数	回収数	回収率
Ⅰ 主に子ども・子育て支援事業計画の基礎資料とするため	就学前児童保護者	1,759件	740件	42.1%
	小学生児童保護者	984件	426件	43.3%
Ⅱ 主に子どもの貧困対策計画の基礎資料とするため	小学5年生	493件	165件	33.5%
	中学2年生	514件	157件	30.5%
	小5・中2保護者	619件	226件	36.5%
Ⅲ 主にこども・若者計画の基礎資料とするため	16～39歳の町民	2,000件	347件	17.4%

【注】

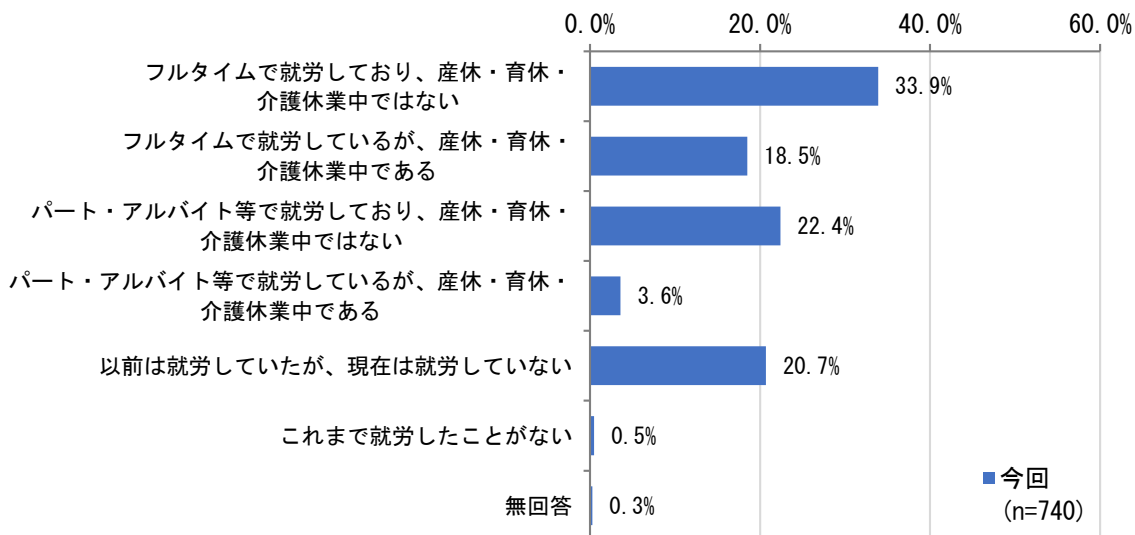
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれ回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていないものです。
- 図表中の「n」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。
- 図表中の「熊本県」は令和5年度に熊本県が実施した「熊本県子どもの生活に関する実態調査」の調査結果、「全国」は、令和2年度に内閣府が実施した「少子化社会に関する国際意識調査」、令和4年度に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」、令和5年度にこども家庭庁が実施した「こども政策の推進に関する意識調査」の調査結果となっています。

(2) 子ども・子育て支援事業計画に係る調査結果

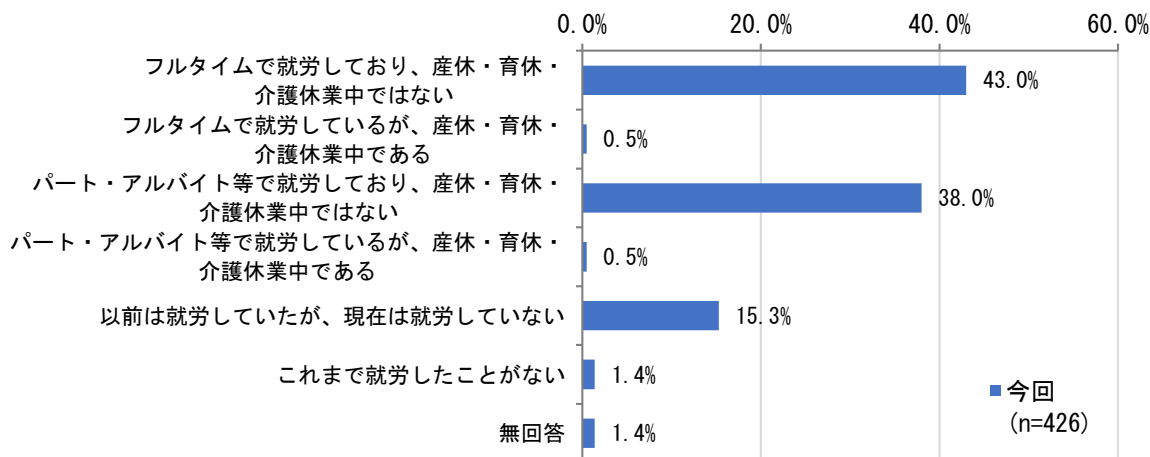
① 母親の就労状況

母親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が、就学前児童保護者33.9%、小学生保護者43.0%で、いずれも最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

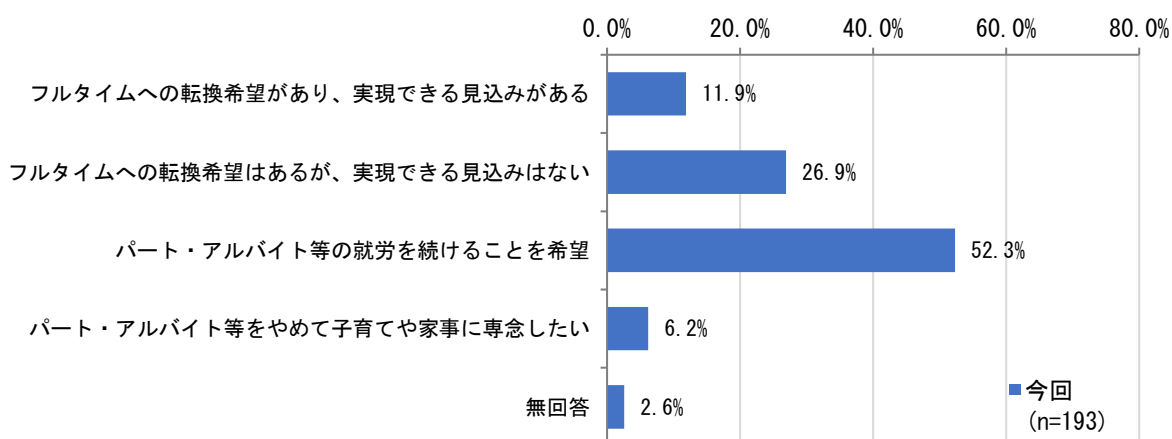


② 母親の就労意向

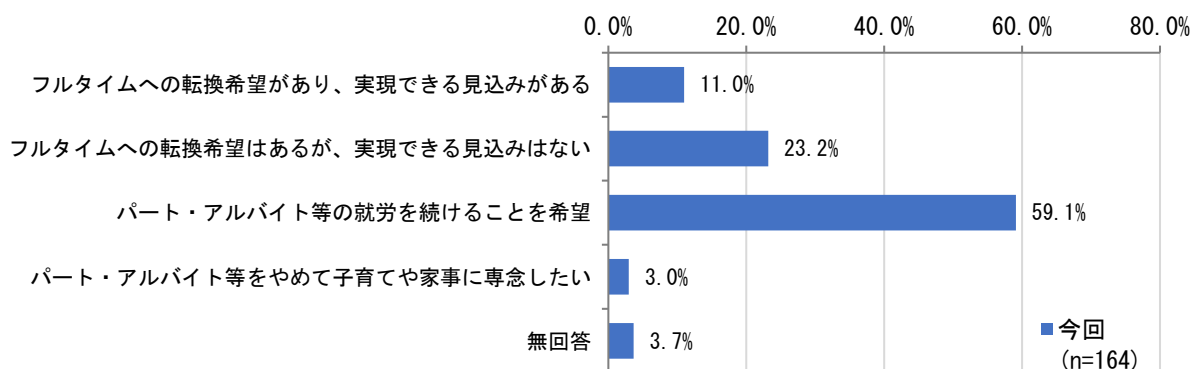
パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの就労意向については、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が就学前児童保護者は11.9%、小学生保護者は11.0%となっています。

一方、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が就学前児童保護者は52.3%、小学生保護者は59.1%と、多くの方が現在の就労形態での就労を希望していることがわかります。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

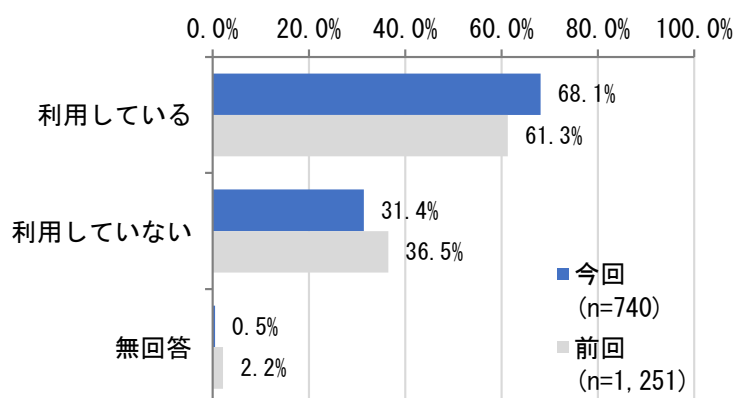


③ 定期的な教育・保育の利用について（就学前児童保護者）

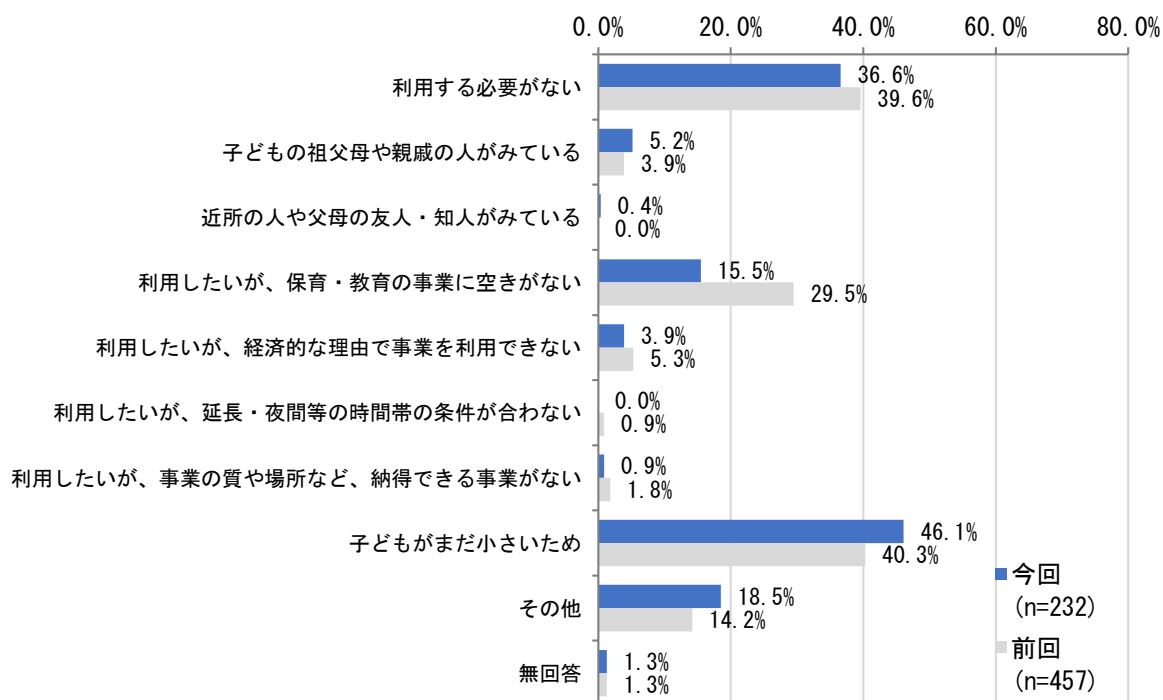
定期的な教育・保育の利用状況について、「利用している」が68.1%で、前回結果を6.8ポイント上回っています。

利用していない理由については、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が15.5%で、前回結果を14ポイント下回っています。

【定期的な教育・保育の利用状況】



【定期的な教育・保育を利用していない理由】



④ 地域の子育て支援事業の認知度、利用経験、利用意向（就学前児童保護者）

認知度、利用状況を前回結果と比較すると、前回結果を上回っているものが多い結果となっていますが、多くの子育て世帯に地域の子育て支援事業を利用してもらえるよう、引き続きアピールしていく必要があります。

		知っている	利用したことがある	今後利用したい
母親学級、育児講座（町主催）	今回	58.6%	19.9%	33.6%
	前回	61.2%	23.3%	34.3%
家庭教育に関する学級・講座（町主催）	今回	31.9%	4.2%	34.6%
	前回	25.8%	3.4%	36.1%
図書館のおはなし会	今回	82.4%	30.3%	68.0%
	前回	77.9%	41.6%	63.8%
保育所や幼稚園の園庭等の開放	今回	61.4%	15.8%	43.4%
	前回	65.5%	23.9%	39.9%
病後児保育	今回	88.0%	11.5%	55.8%
	前回	80.0%	10.2%	51.2%
保育所の一時預かり	今回	80.7%	13.2%	38.6%
	前回	79.5%	20.8%	39.1%
子育て支援センター	今回	90.1%	48.9%	50.7%
	前回	83.6%	46.4%	45.3%
武蔵ヶ丘児童館（西部町民センター内）	今回	60.5%	17.3%	37.4%
	前回	73.1%	34.5%	52.8%
ファミリー・サポート・センター	今回	65.3%	6.5%	37.4%
	前回	64.3%	7.6%	36.5%
町の子育て支援課による情報提供	今回	61.2%	23.9%	62.4%
	前回	53.0%	22.5%	55.9%
町が発行している子育てパンフレットなど	今回	66.6%	39.2%	67.2%
	前回	60.0%	32.4%	59.4%
健康カレンダー	今回	71.4%	50.4%	65.9%
	前回	68.1%	50.6%	63.3%

※前回結果を上回っている項目については、赤字表記しています。

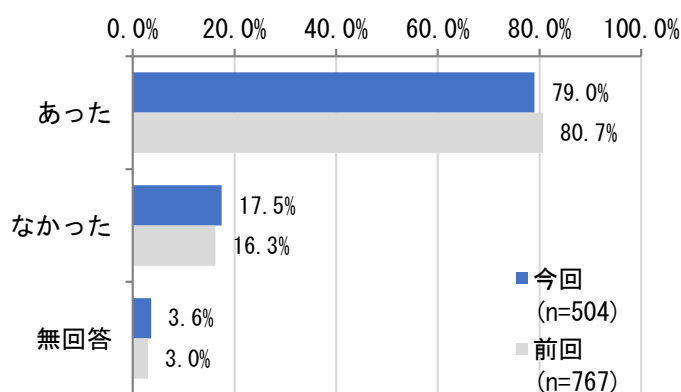
⑤ 子どもが病気やケガの時の対応（就学前児童保護者）

子どもが病気やケガで保育所等が利用できなかった経験について、「あった」が79.0%となっています。

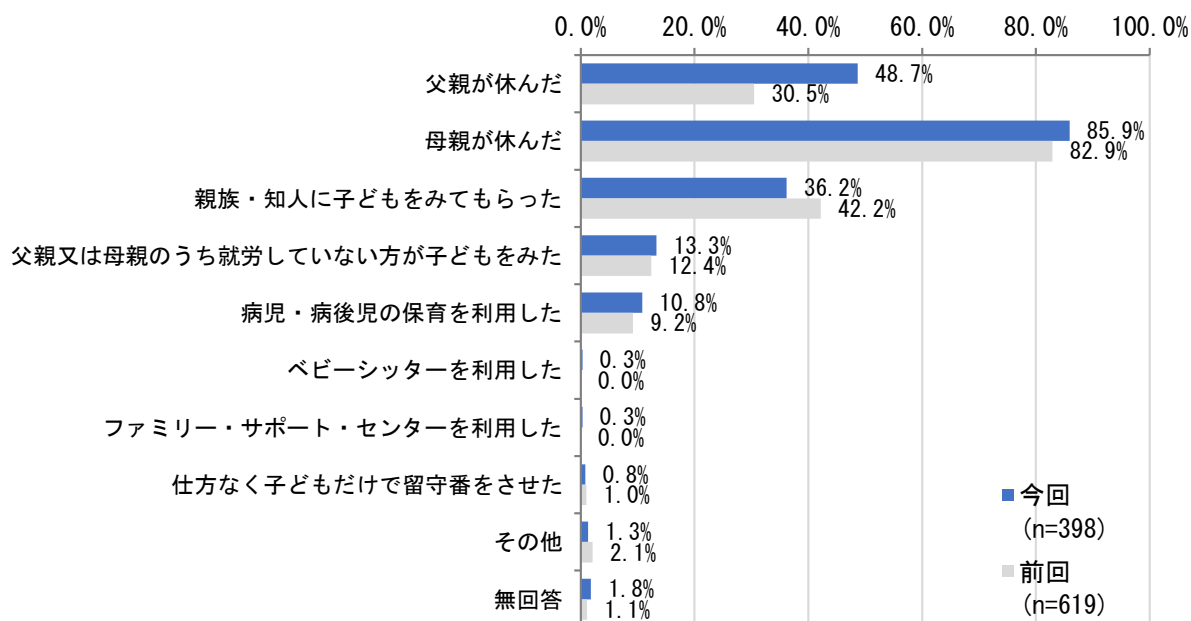
また、子どもが病気やケガで保育所等が利用できなかった場合の対処方法について、「母親が休んだ」が85.9%で最も高く、次いで、「父親が休んだ」48.7%、「親族・知人に子どもをみてもらった」36.2%となっています。

「病児・病後児の保育を利用した」は10.8%となっています。

【子どもが病気やケガで保育所等が利用できなかった経験】



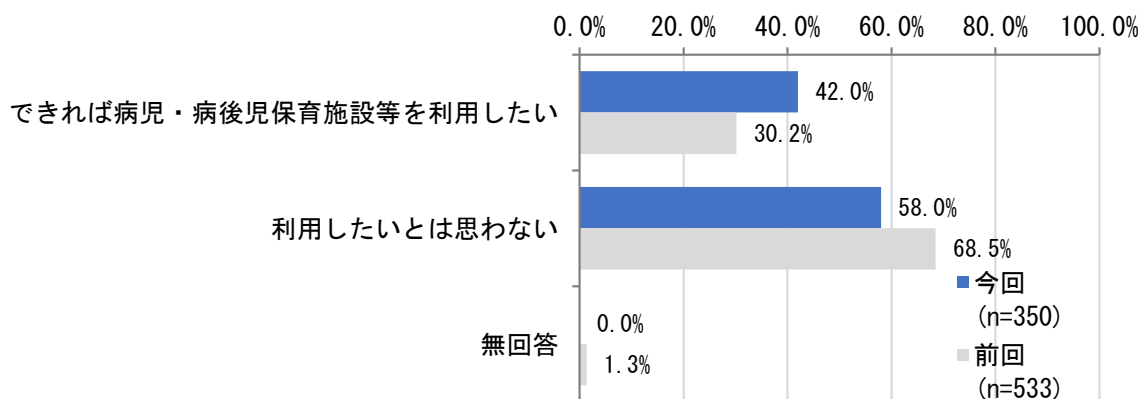
【子どもが病気やケガで保育所等が利用できなかった場合の対処方法】



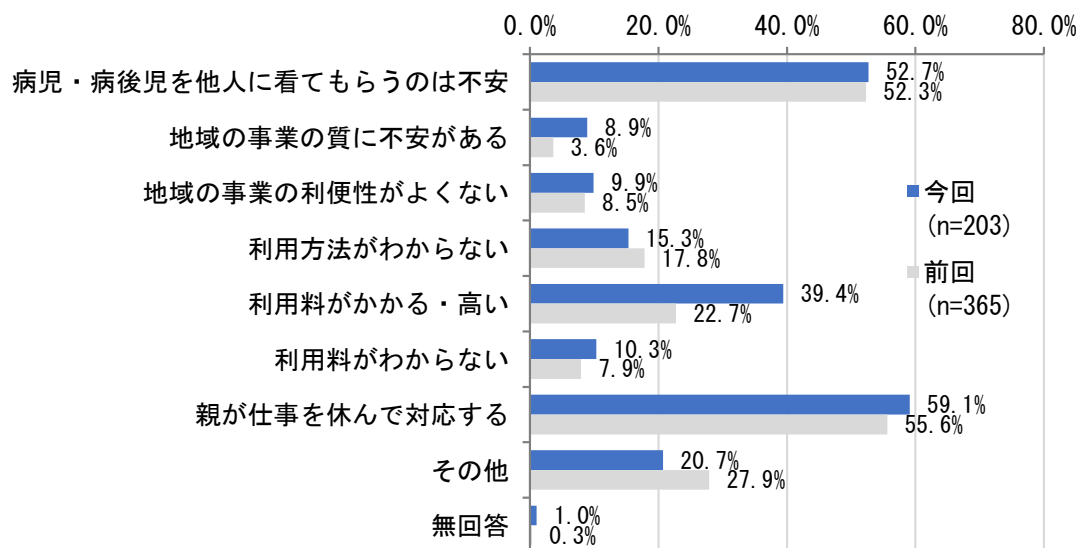
⑥ 病児・病後児保育の利用意向、利用したくない理由（就学前児童保護者）

病児・病後児保育の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が42.0%、「利用したいとは思わない」が58.0%と前回結果を上回っています。

【病児・病後児保育の利用意向】



【病児・病後児保育を利用したくない理由】

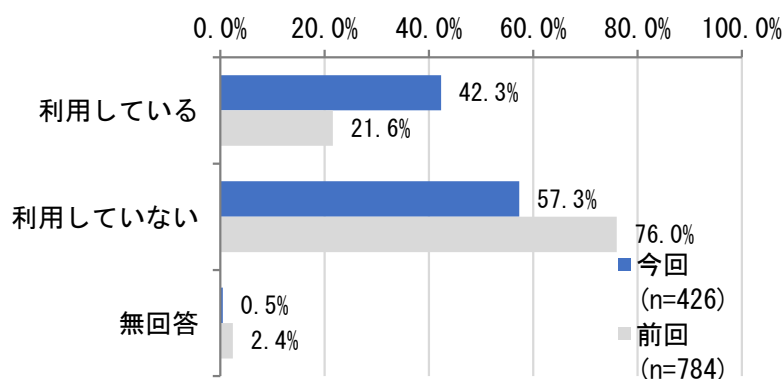


⑦ 放課後児童クラブの利用状況、利用意向（小学生保護者）

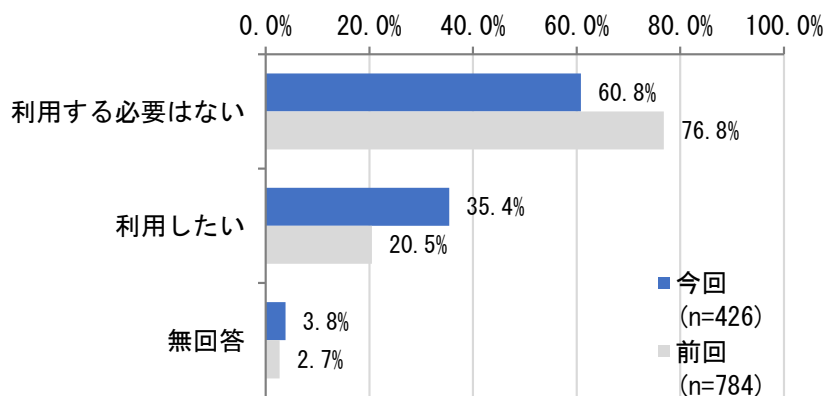
放課後児童クラブの利用状況については、「利用している」が42.3%で、前回結果と比較し、20.7ポイント上回っています。

放課後児童クラブの利用意向については、「利用したい」が35.4%で、前回結果と比較し、14.9ポイント上回っています。

【放課後児童クラブの利用状況】



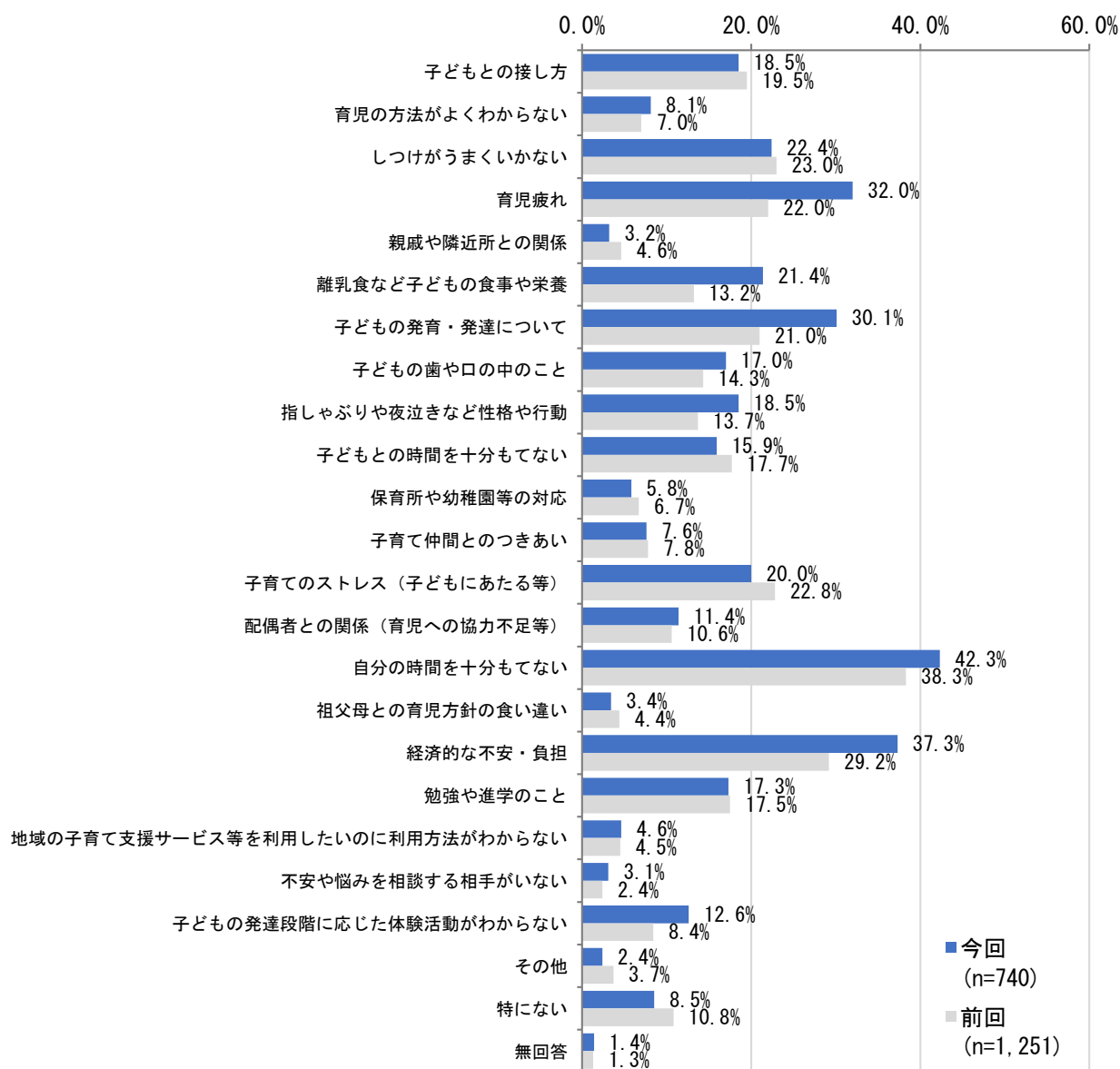
【放課後児童クラブの利用意向】



⑧ 育児の悩み

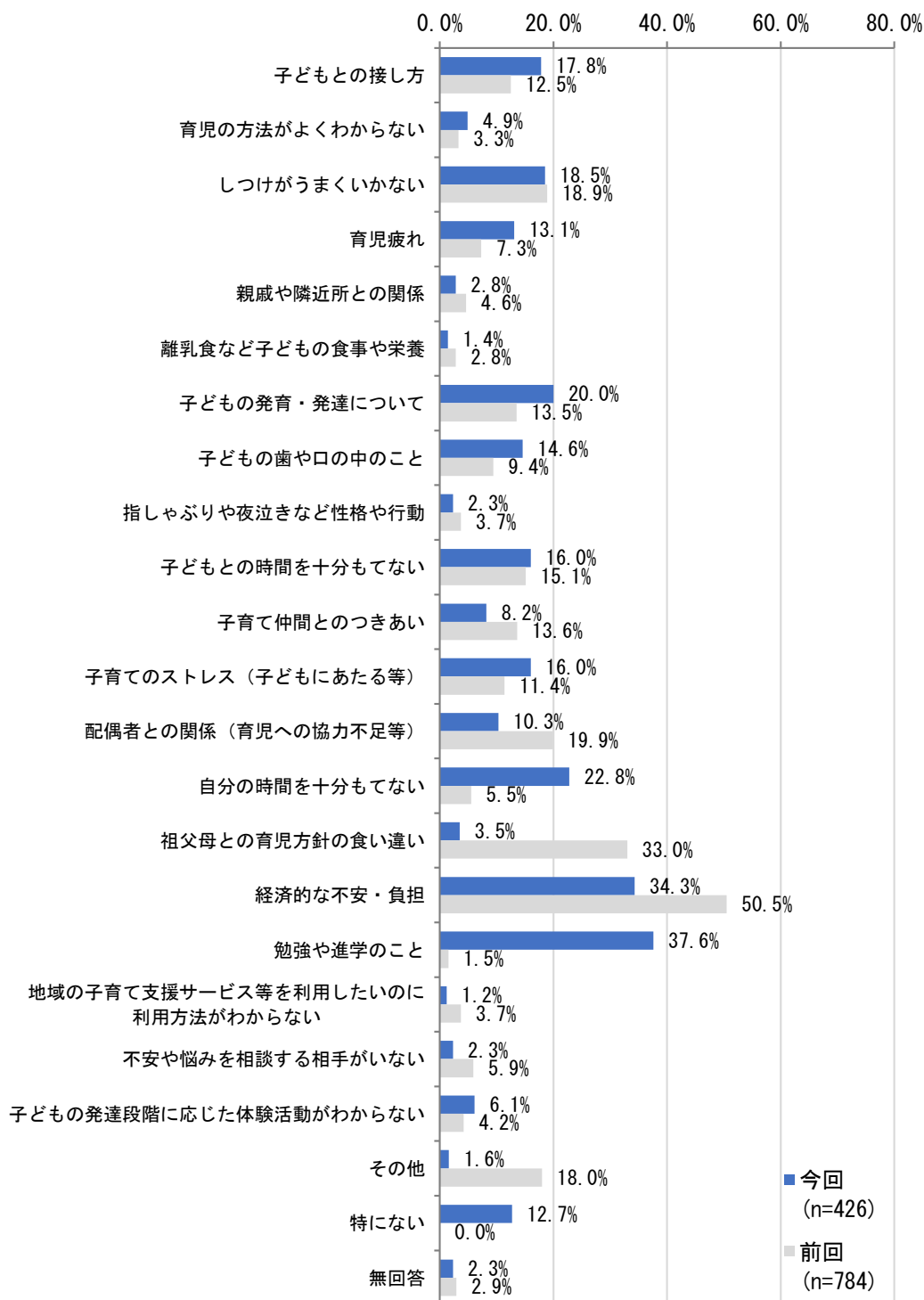
就学前児童保護者では、「自分の時間を十分もてない」が42.3%で最も高く、次いで、「経済的な不安・負担」37.3%、「育児疲れ」32.0%となっています。

【就学前児童保護者】



小学生保護者では、「勉強や進学のこと」が37.6%で最も高く、次いで、「経済的な不安・負担」34.3%、「自分の時間を十分もてない」22.8%となっています。

【小学生保護者】



(3) 貧困対策計画に係る調査結果

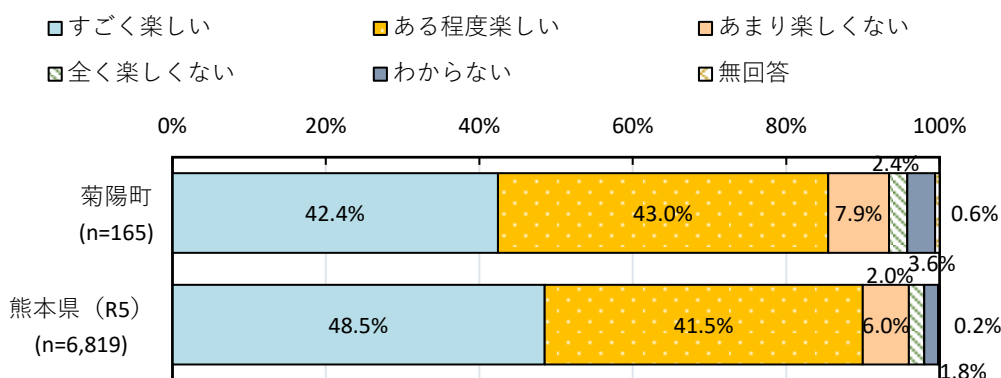
① 小学生調査結果、中学生調査結果

ア) 学校が楽しいと思うか

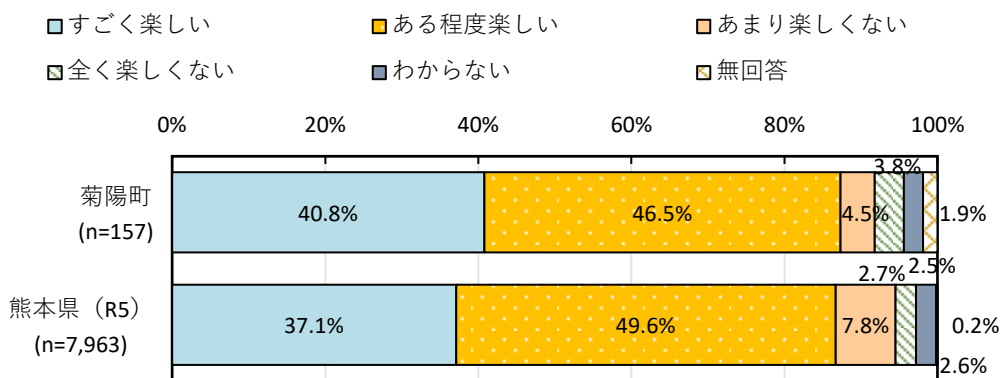
「楽しい」（「すごく楽しい」、「ある程度楽しい」の合計）と回答した割合は、小学生は85.4%で、熊本県結果と比較し4.6ポイント下回っています。

また、中学生は87.3%で、熊本県結果と比較し0.6ポイント上回っています。

【小学生】



【中学生】

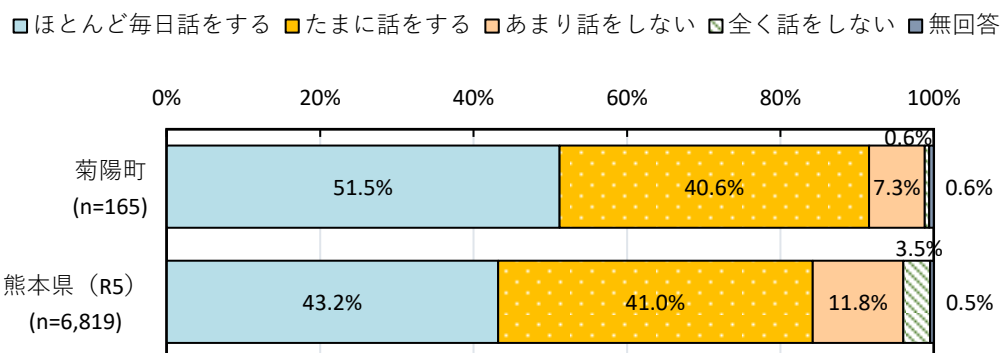


イ) 保護者と学校の出来事について話をするか

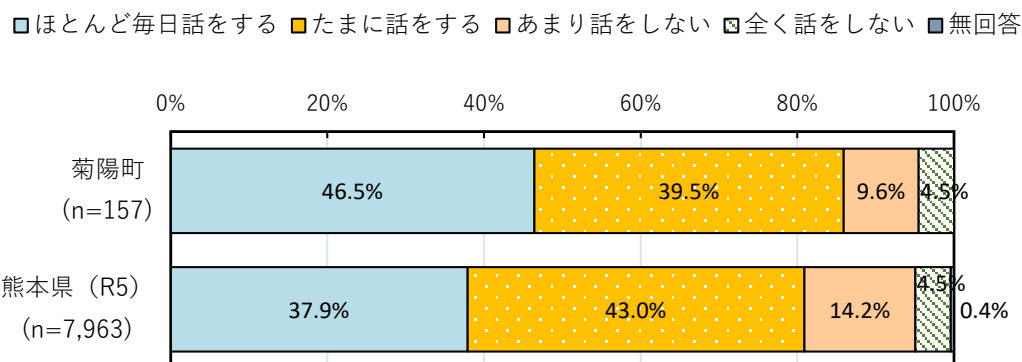
「話をする」（「ほとんど毎日話をする」、「たまに話をする」の合計）と回答した割合は、小学生は92.1%で、熊本県結果と比較し7.9ポイント上回っています。

また、中学生は86.0%で、熊本県結果と比較し5.1ポイント上回っています。

【小学生】



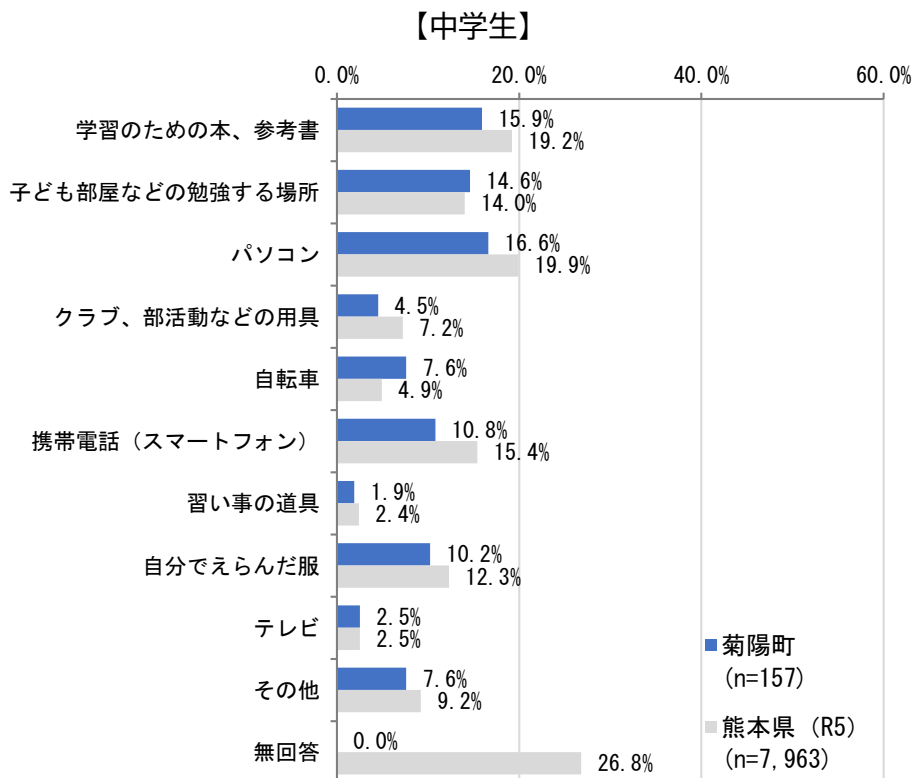
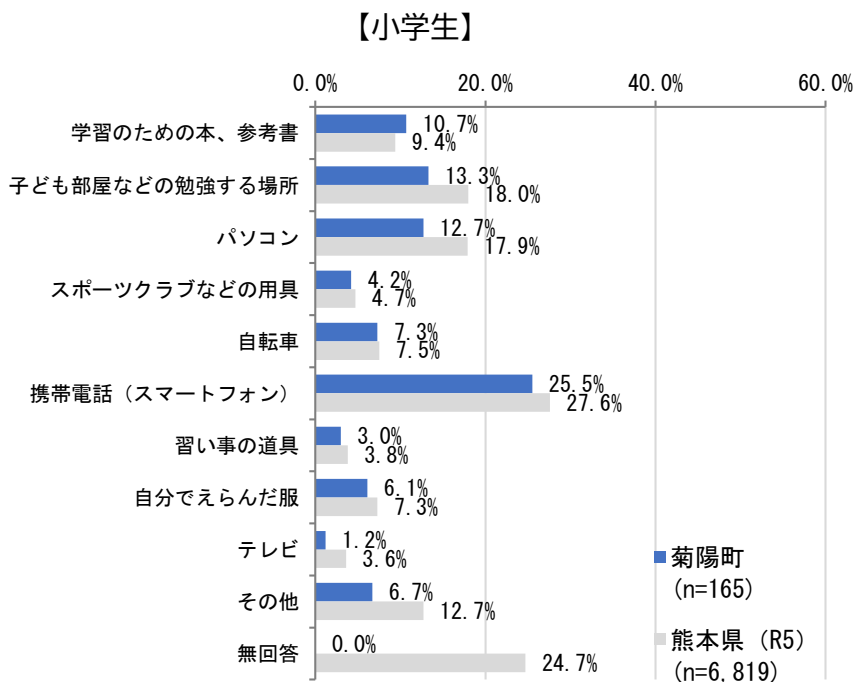
【中学生】



ウ) あなたが必要とされていて、持っていないもの

小学生では、「携帯電話（スマートフォン）」が25.5%で最も高くなっています。

中学生では、「パソコン」が16.6%で最も高くなっています。

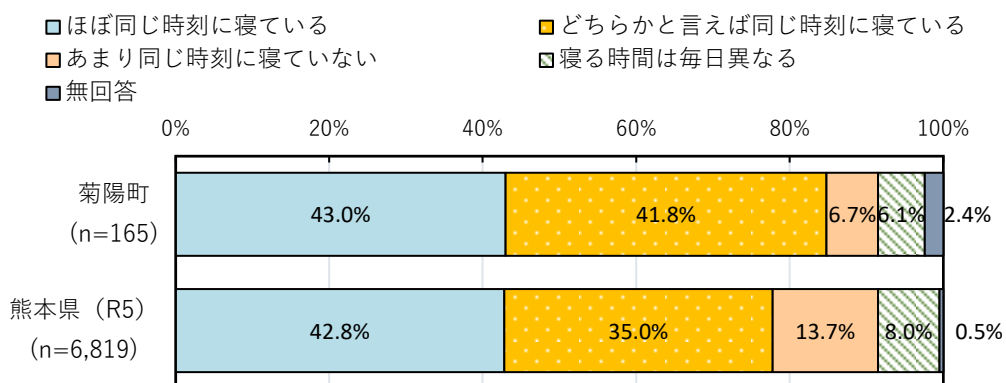


エ) 平日ほぼ同じ時刻に寝ているか

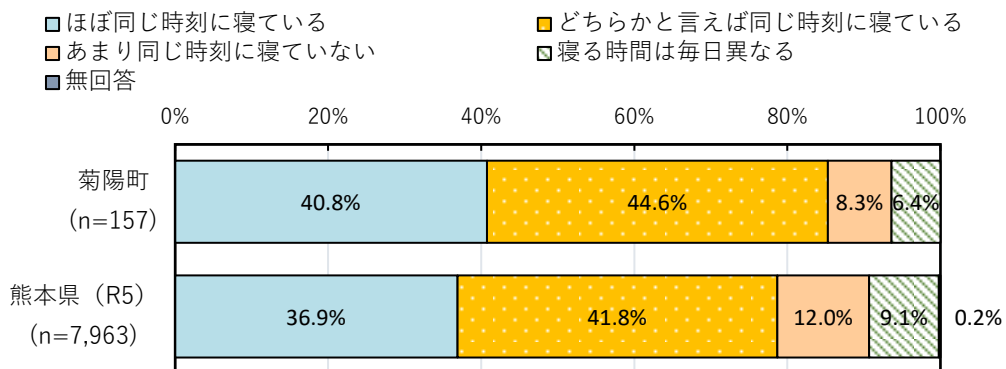
「同じ時刻に寝ている」（「ほぼ同じ時刻に寝ている」、「どちらかと言えば同じ時刻に寝ている」の合計）と回答した割合は、小学生は84.8%で、熊本県結果と比較し7.0ポイント上回っています。

また、中学生は85.4%で、熊本県結果と比較し6.7ポイント上回っています。

【小学生】



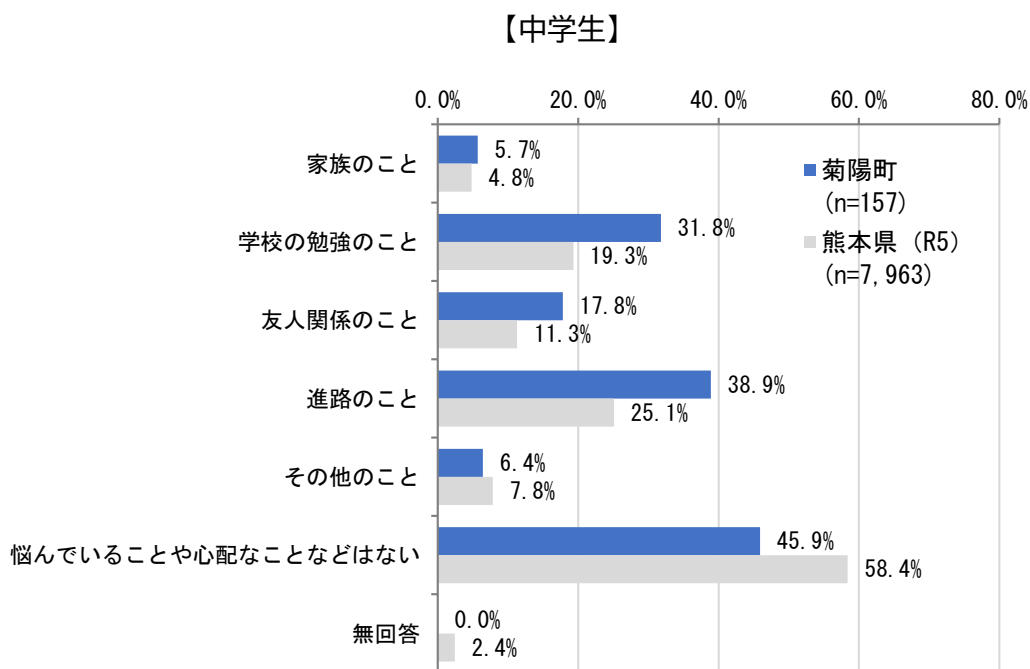
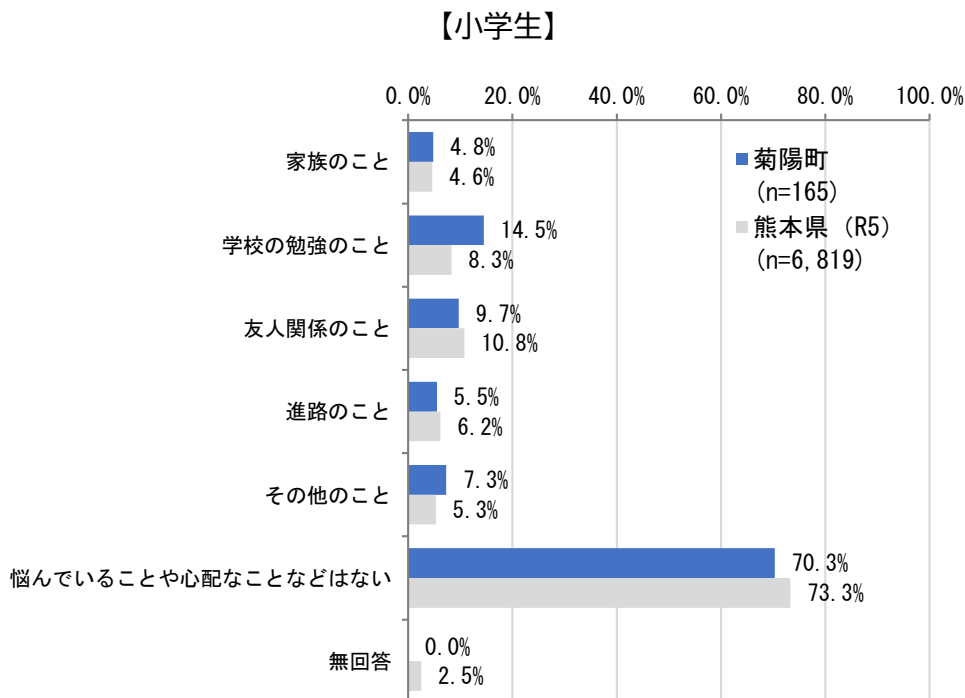
【中学生】



オ) 悩んでいることや心配なこと

悩んでいることや心配なことについて、小学生は「学校の勉強のこと」が14.5%で最も高くなっています。

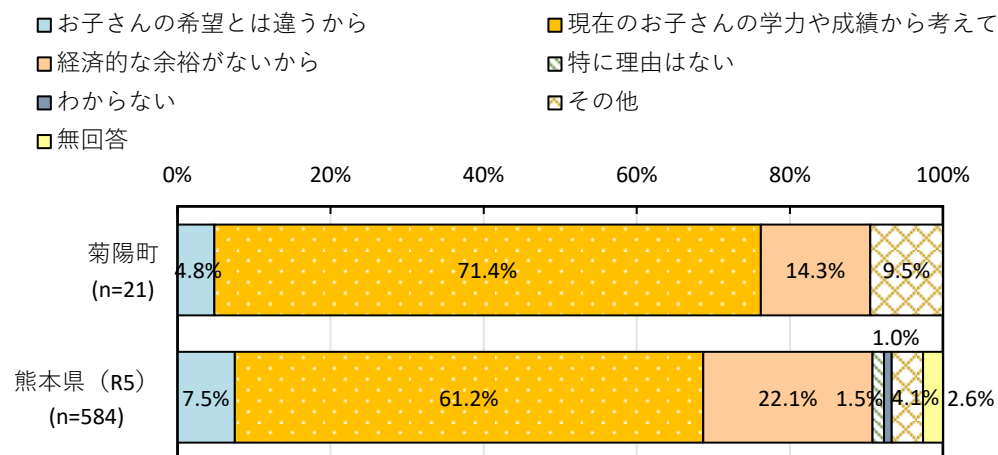
また、中学生は「進路のこと」が38.9%で最も高くなっています。



② 保護者調査結果

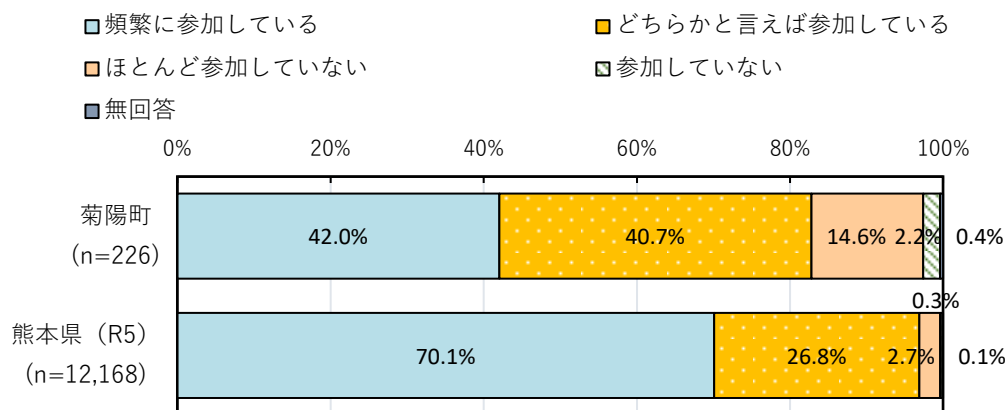
ア) 子どもが希望どおりには進学できない理由

「経済的な余裕がないから」が14.3%で、熊本県結果と比較し7.8ポイント下回っています。



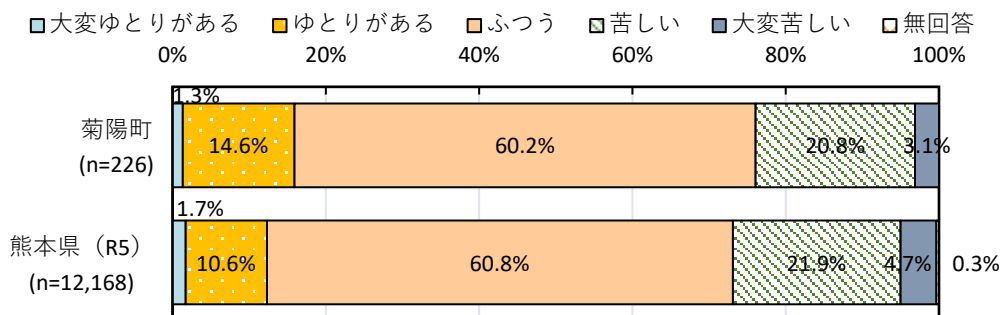
イ) 子どもの学校行事に参加しているか

「参加している」（「頻繁に参加している」、「どちらかと言えば参加している」の合計）と回答した割合が82.7%で、熊本県結果と比較し14.2ポイント下回っています。



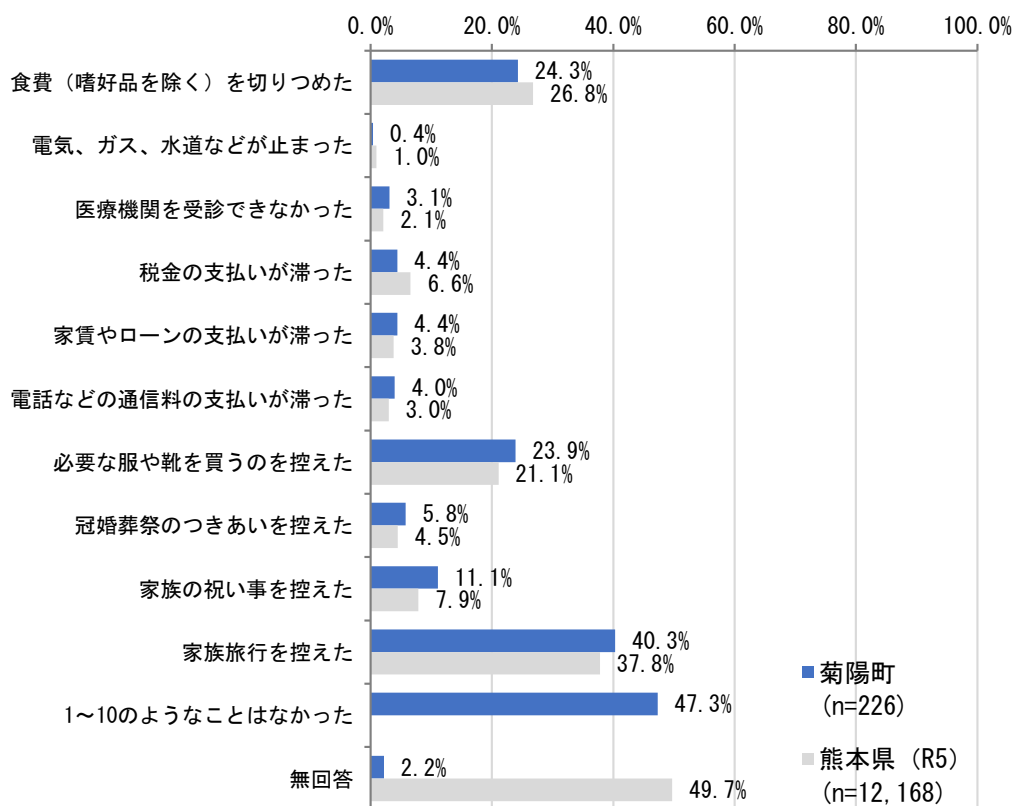
ウ) 現在の暮らしの状況

「ゆとりがある」（「大変ゆとりがある」、「ゆとりがある」の合計）と回答した割合が15.9%で、熊本県結果と比較し3.6ポイント上回っています。



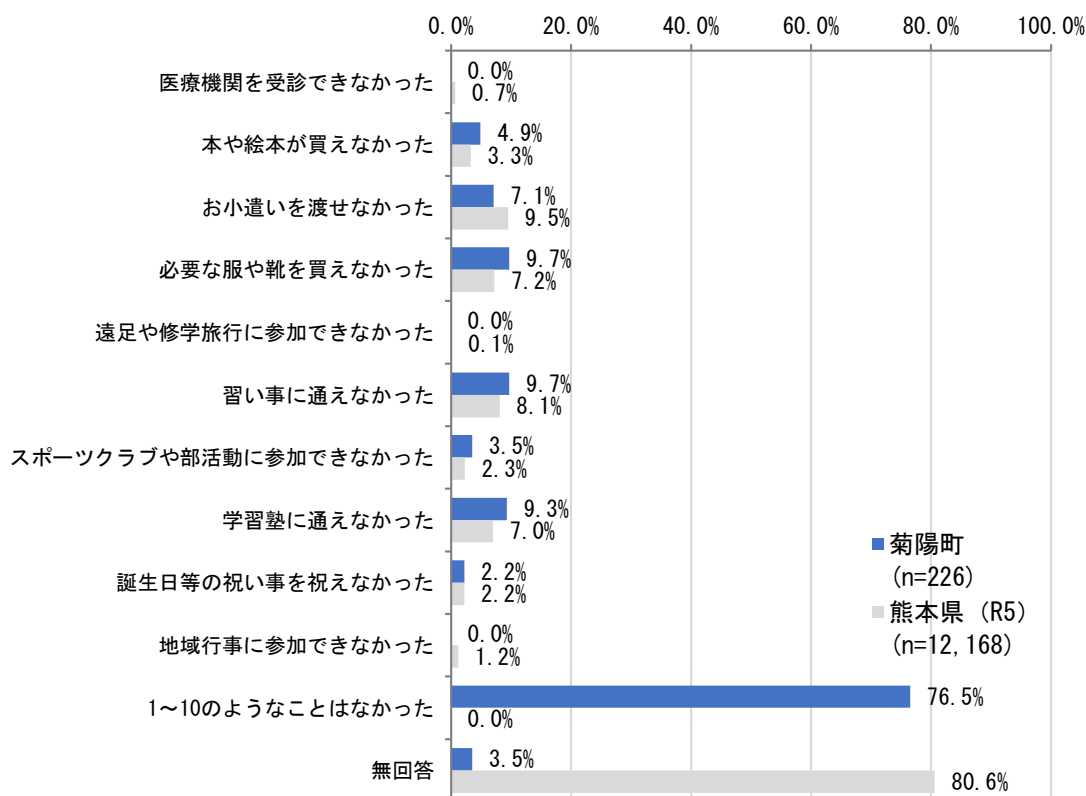
エ) 経済的理由で、次のような経験をしたことがあるか

「家族旅行を控えた」が40.3%、「食費（嗜好品を除く）を切りつめた」24.3%、「必要な服や靴を買うのを控えた」23.9%となっています。



オ) 経済的理由で、子どもが希望したにも関わらずしてあげられなかった経験

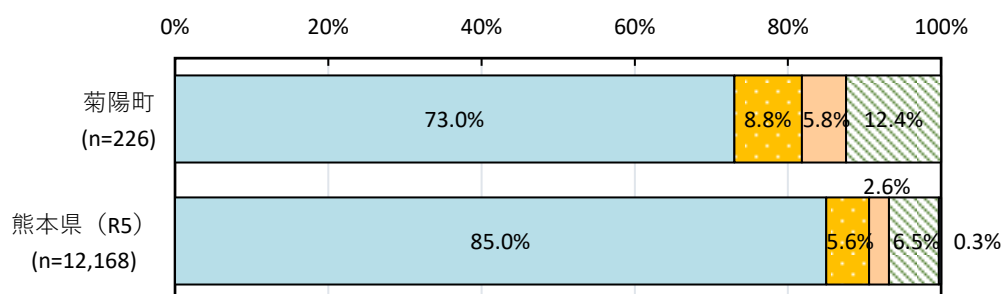
「必要な服や靴を買えなかった」、「習い事に通えなかった」が9.7%、「学習塾に通えなかった」9.3%、「お小遣いを渡せなかった」7.1%となっています。



カ) 悩みや子育ての相談などをできる人がいるか

「いる」が73.0%で、熊本県結果と比較し12ポイント下回っています。

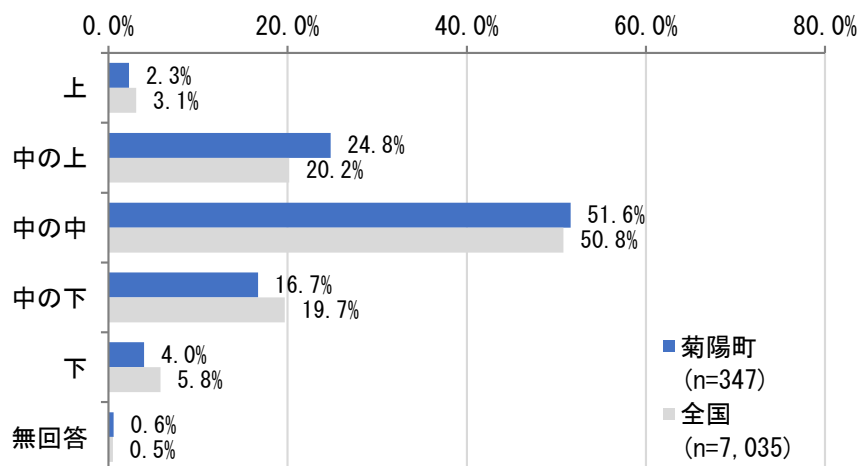
□いる ■相談できる人が欲しいが、いない □相談する人は必要ない □わからない ■無回答



(4) こども・若者計画に係る調査結果

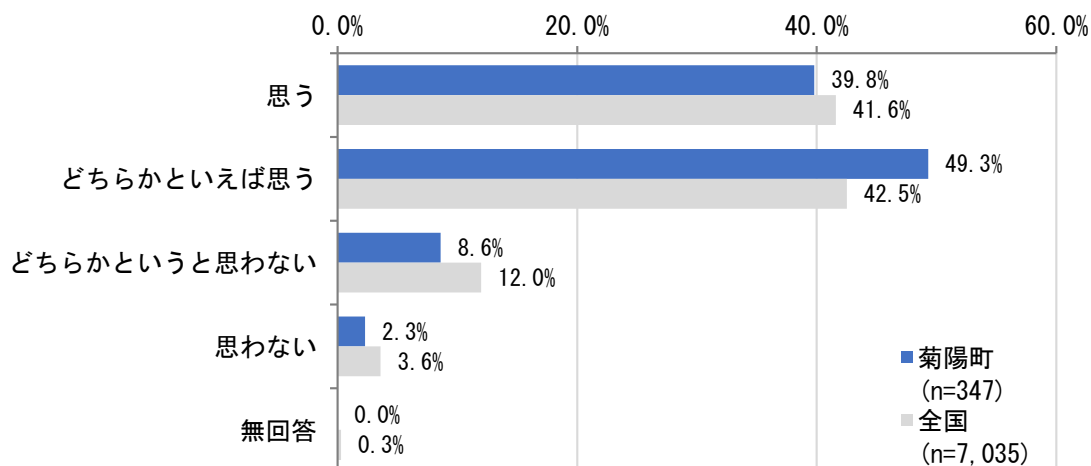
① あなたの暮らし向き（衣・食・住・レジャーなどの物質的な生活水準）

暮らし向きが世間一般と比べて「上」と「中の上」と回答した割合の合計が27.1%で、全国結果と比較し3.8ポイント上回っています。



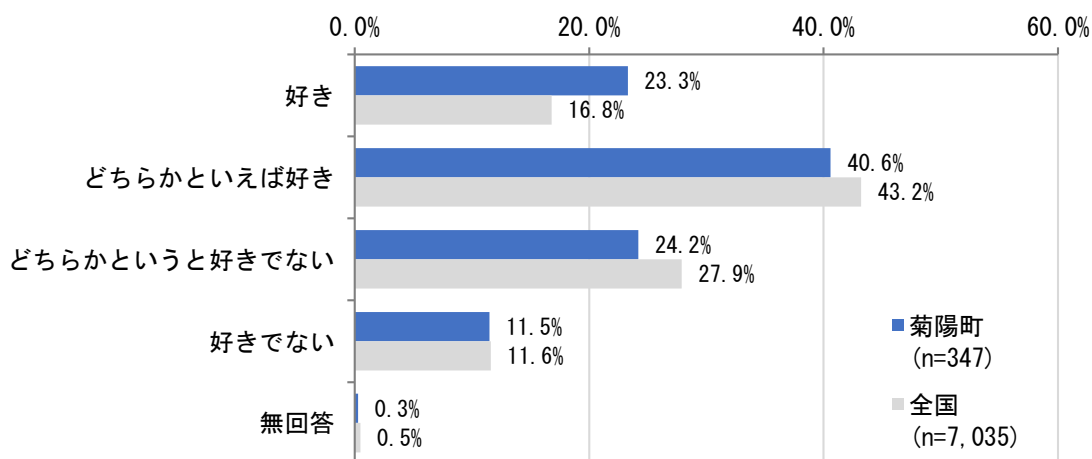
② 自分には自分らしさというものがあると思うか

「思う」（「思う」、「どちらかといえば思う」の合計）と回答した割合が89.1%で、全国結果と比較し5ポイント上回っています。



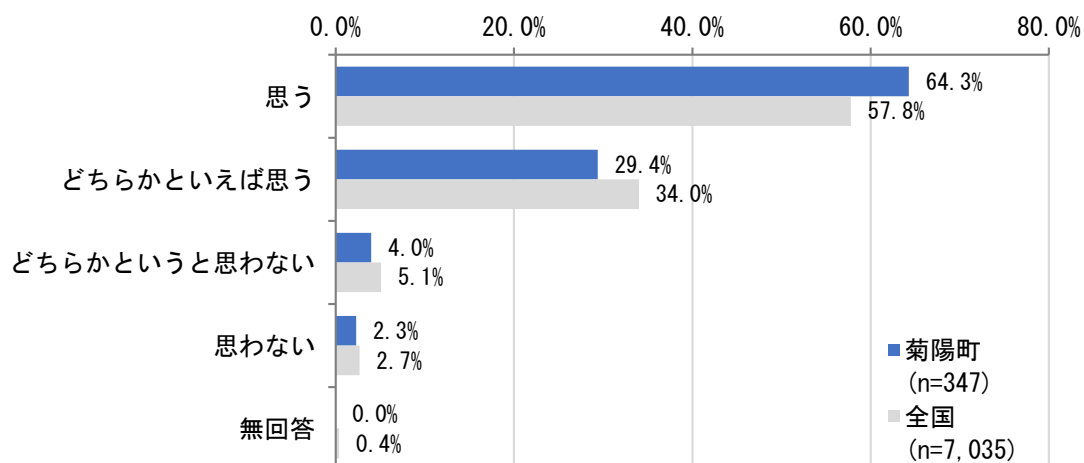
③ 今の自分が好きか

「好き」（「好き」、「どちらかといえば好き」の合計）と回答した割合が63.9%で、全国結果と比較し3.9ポイント上回っています。



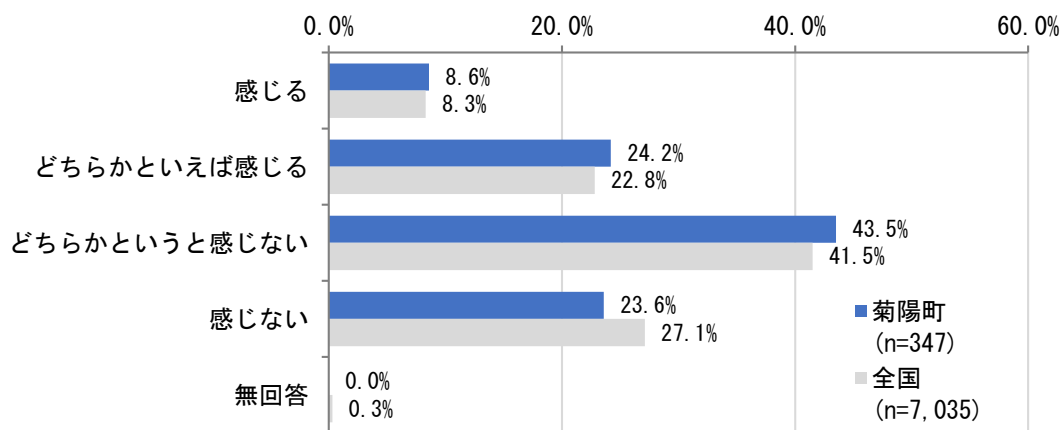
④ 自分の親（保護者）から愛されていると思うか

「思う」（「思う」、「どちらかといえば思う」の合計）と回答した割合が93.7%で、全国結果と比較し1.9ポイント上回っています。



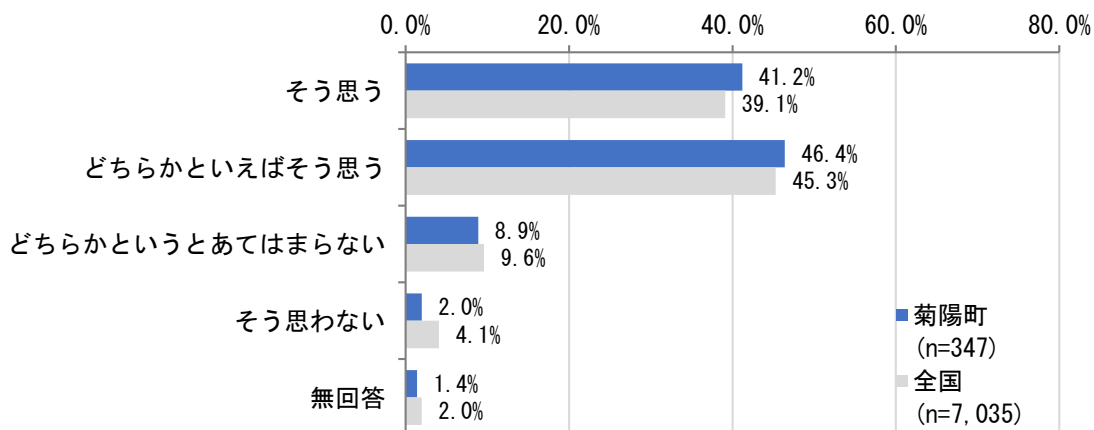
⑤ 自分は役に立たないと強く感じる

「感じる」（「感じる」、「どちらかといえば感じる」の合計）と回答した割合が32.8%で、全国結果と比較し1.7ポイント上回っています。



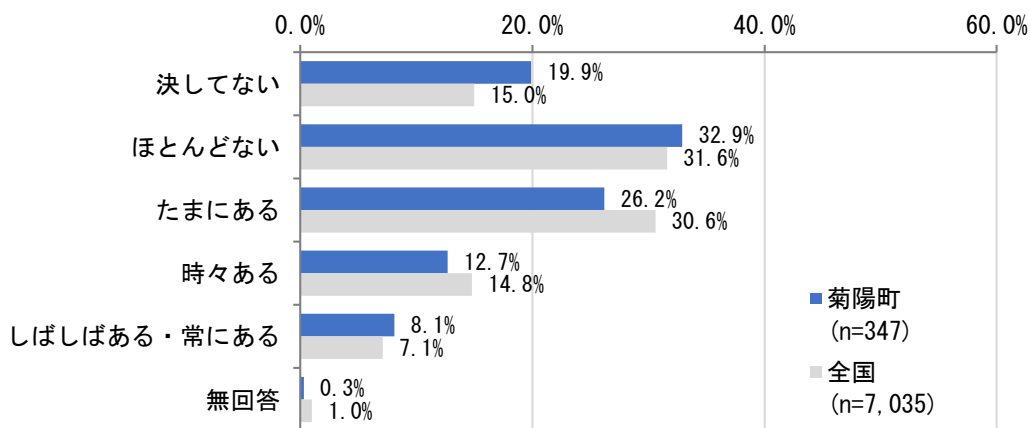
⑥ 自分が幸せだと思うか

「そう思う」（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計）と回答した割合が87.6%で、全国結果と比較し3.2ポイント上回っています。



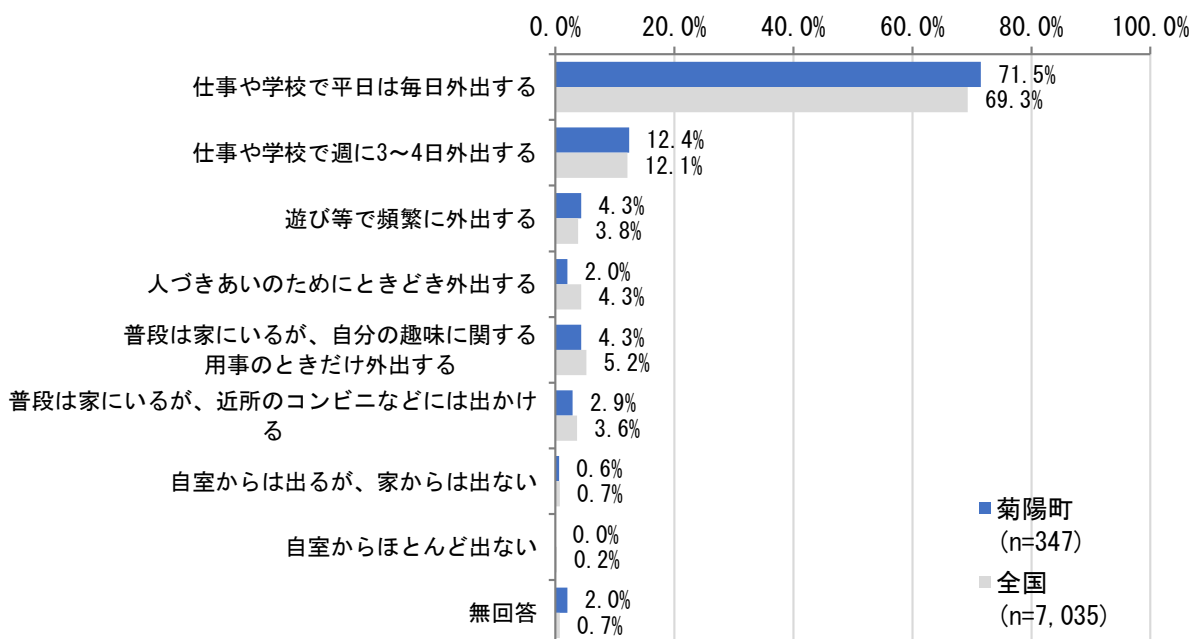
⑦ 孤独であると感じることがあるか

「ない」（「決してない」、「ほとんどない」の合計）と回答した割合が52.8%で、全国結果と比較し6.2ポイント上回っています。



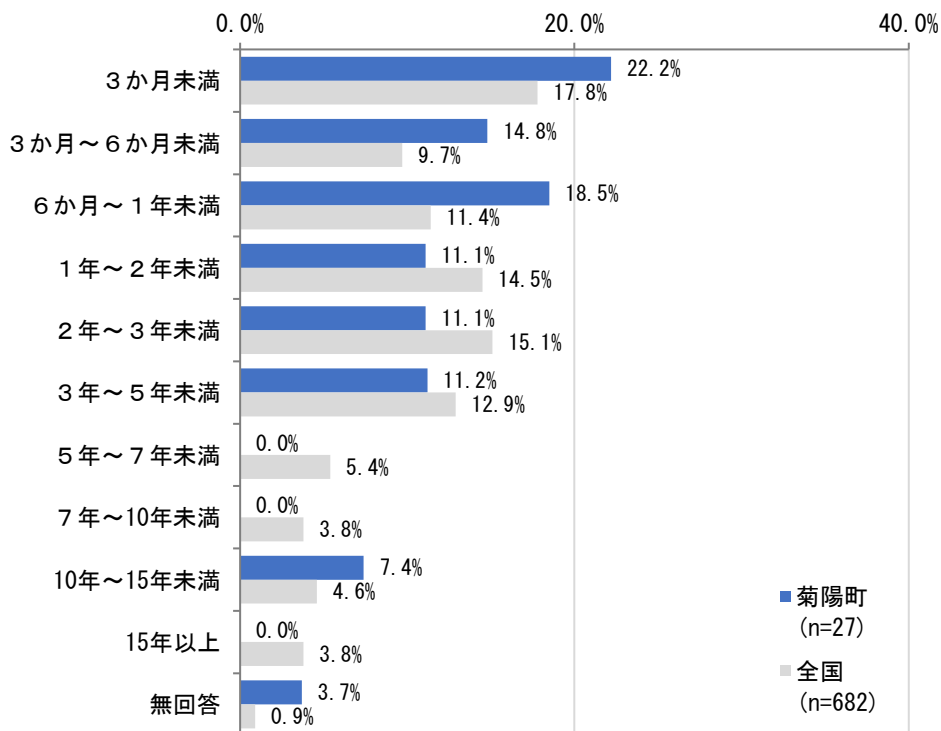
⑧ 外出の頻度

「ほとんど外出しない」（「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」の合計）と回答した割合が7.8%で、全国結果と比較し1.9ポイント下回っています。



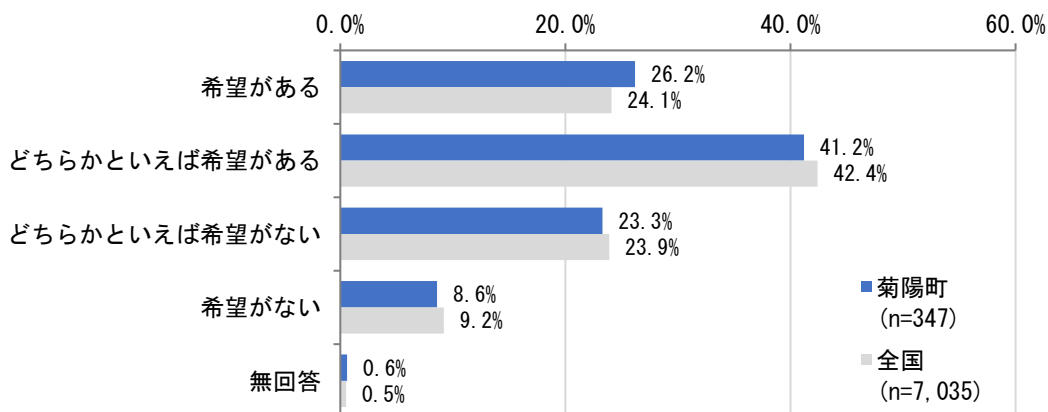
⑨ ほとんど外出しなくなった期間

「3か月未満」が22.2%で最も高く、次いで、「6か月～1年未満」が18.5%、「3か月～6か月未満」が14.8%となっています。



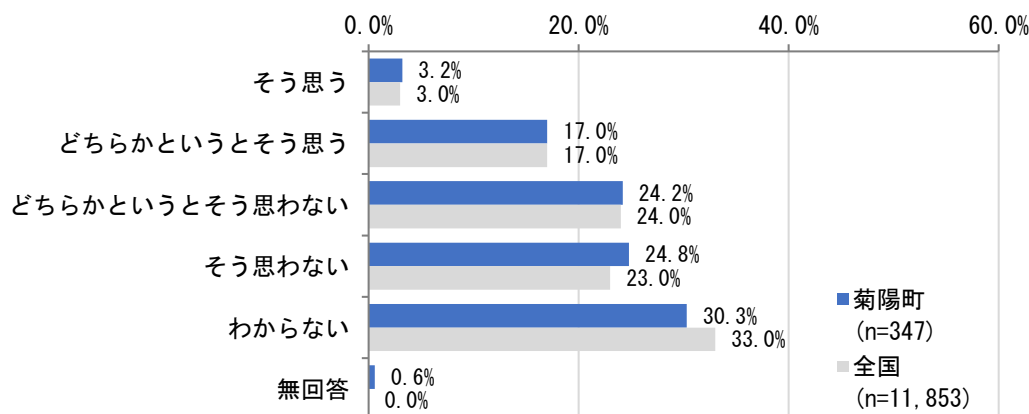
⑩ 自分の将来について明るい希望を持っているか

「希望がある」（「希望がある」、「どちらかといえば希望がある」の合計）と回答した割合が67.4%で、全国結果と比較し0.9ポイント上回っています。



⑪ 「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思うか

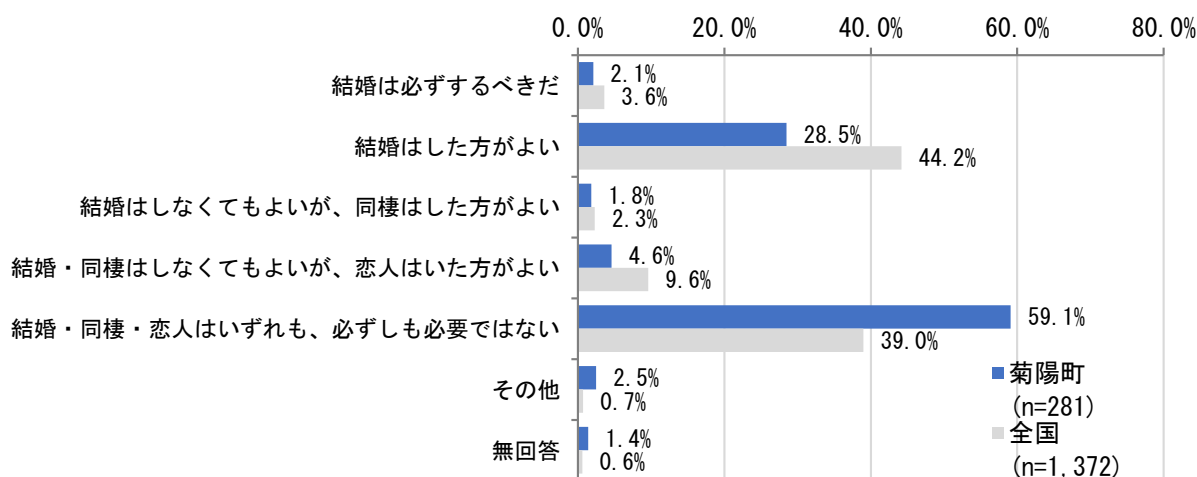
「そう思わない」（「そう思わない」、「どちらかというと思わない」の合計）と回答した割合が49.0%と、多くの方はこどもまんなか社会の実現に向かっているとは思っていない結果となっています。



⑫ 結婚や同棲の必要性に対する考え方

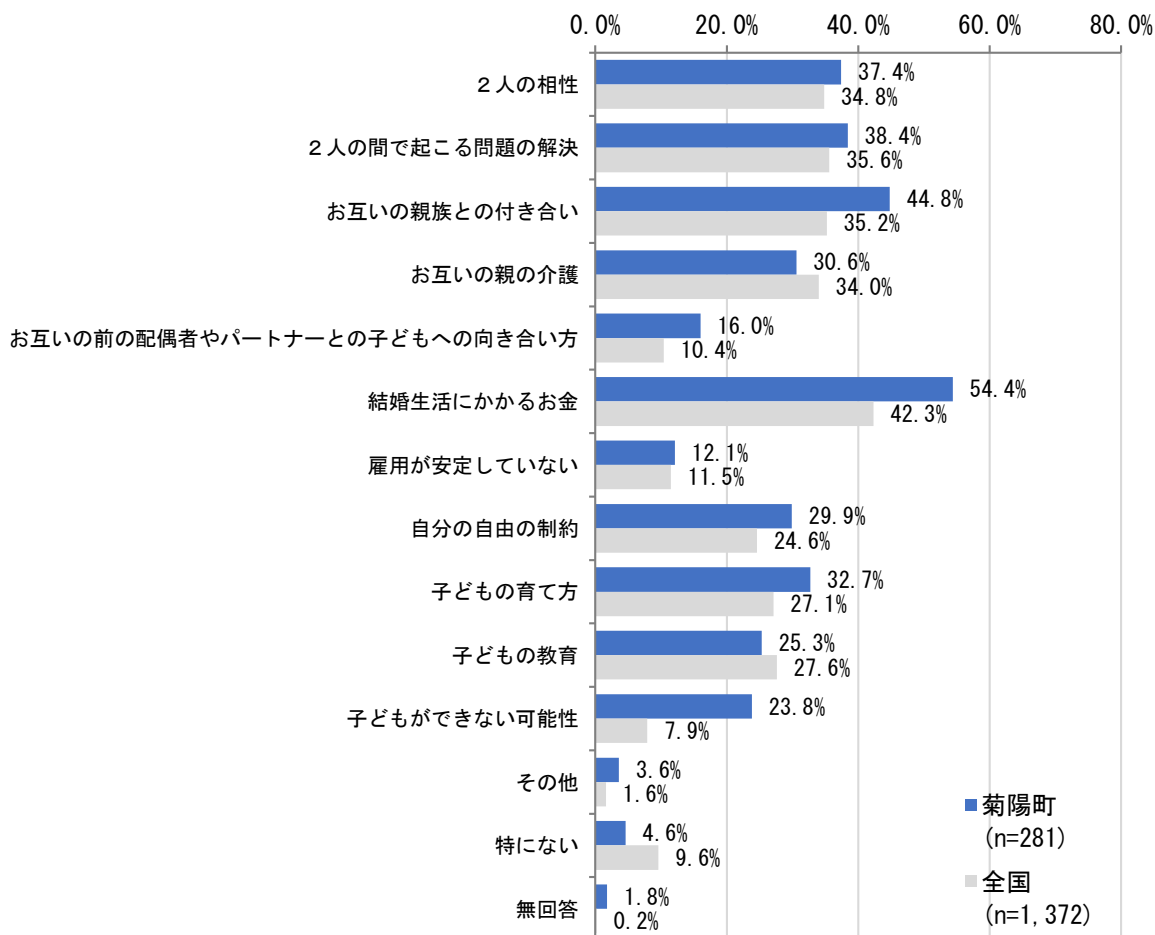
「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」が59.1%で最も高くなっており、全国結果と比較し20.1ポイント上回っています。

また、「結婚はした方がよい」が28.5%で、全国結果と比較し15.7ポイント下回っており、結婚や同棲に対して必要性を感じていない方が多い結果となっています。



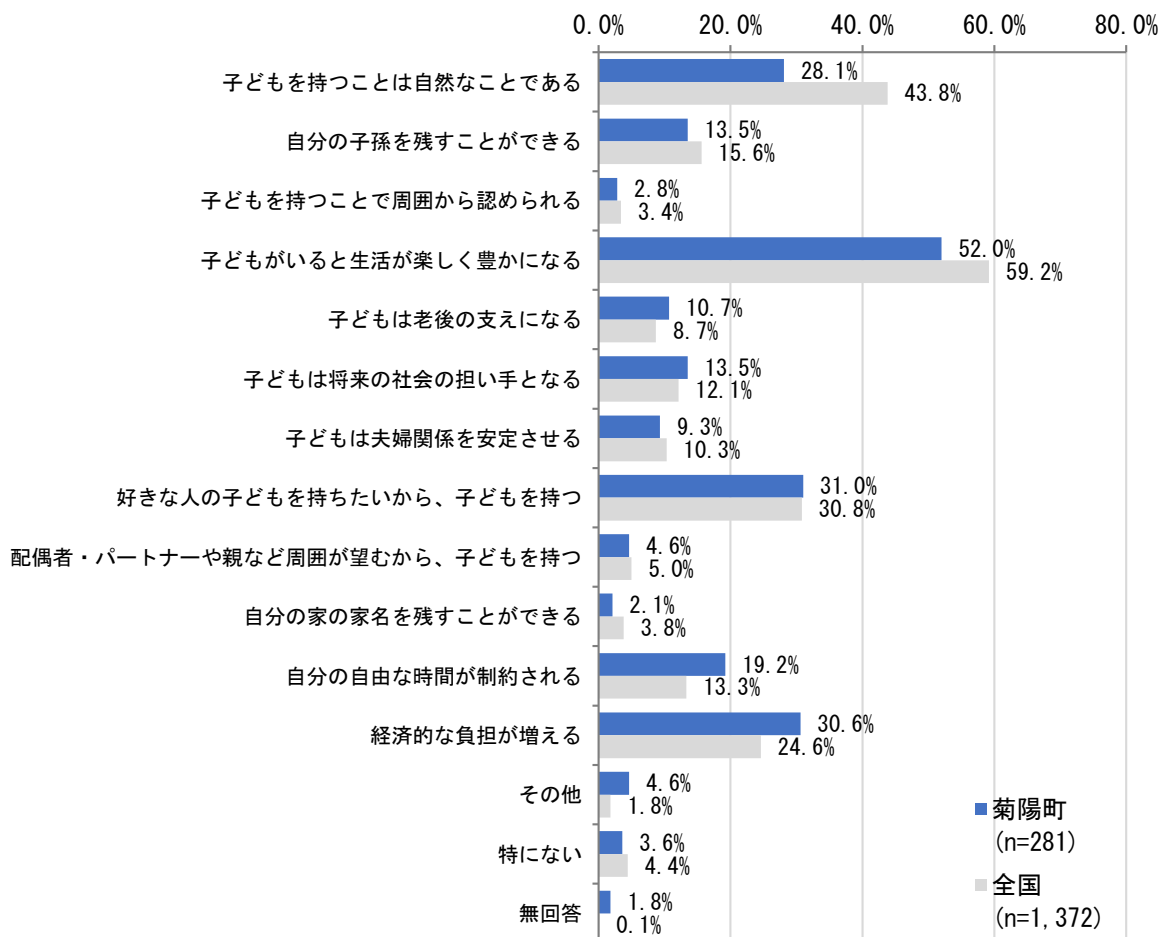
⑬ 結婚生活について不安に感じること

「結婚生活にかかるお金」が54.4%で最も高く、次いで、「お互いの親族との付き合い」44.8%、「2人の間で起こる問題の解決」38.4%となっているなど、経済的な面や人間関係に不安を感じている方が多い結果となっています。



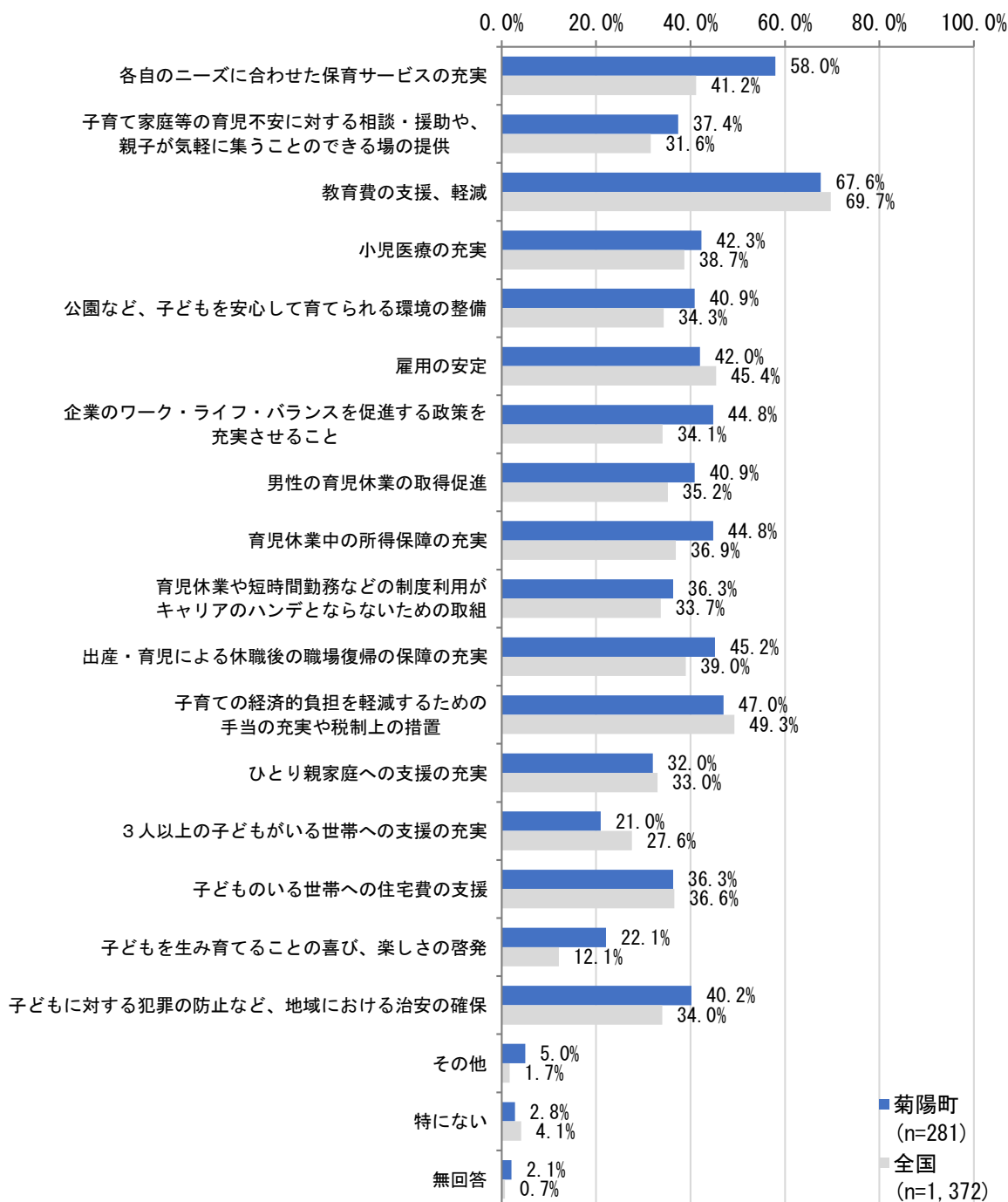
⑭ 自分の子どもを持つことに対してどのように考えるか

「自分の自由な時間が制約される」、「経済的な負担が増える」が全国結果を上回る一方、「子どもがいると生活が楽しく豊かになる」、「子どもを持つことは自然なことである」は、全国結果を下回っています。



⑮ 育児を支援する施策として何が重要だと思うか

「教育費の支援、軽減」が67.6%で最も高く、次いで、「各自のニーズに合わせた保育サービスの充実」58.0%、「子育ての経済的負担を軽減するための手当の充実や税制上の措置」47.0%となっています。



4 調査結果及び第2期計画の実施状況からみる菊陽町の課題

(1) 幼児教育・保育等に関する課題

- 母親の就労状況については、就学前児童保護者、小学生保護者のいずれも「フルタイム」が最も高く、また、パート・アルバイト就労者のフルタイムへの就労意向が約1割あります。本町の女性労働力率も上昇しており、教育・保育のニーズや放課後児童クラブの利用ニーズの増加が予測されます。半導体受託製造企業の本町進出により、将来人口の推移に大きな変化が予想されることから、的確な保育・教育のニーズ量の算出が重要となります。
- 本町で実施している地域の子育て支援事業の認知度、利用経験、利用意向については、事業によって差がある状況となっています。各支援事業の目的や意義の更なる周知が求められます。
- 病児・病後児保育の利用意向が、前回調査結果を11.8ポイント上回っています。利用者の増加が見込まれることから、受入環境の整備が必要です。
- 育児の悩みについては、就学前児童保護者、小学生保護者のいずれも「自分の時間を十分もてない」、「経済的な不安・負担」が上位となっています。国が推進している「共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大」を踏まえた取組や育児に伴う経済的な不安・負担の解消が求められます。
- 子育てに対する不安や悩みを解消するために、気軽に集まって育児の相談や情報交換ができる子育て支援センターについて、所在が町の西部地区に集中していることから、町の東部地区にも整備が求められています。
- 共働きの世帯が増えていることから、放課後児童クラブの利用意向が高まっています。今後も受入環境の整備が必要です。
- 障がいのあるこども・若者や発達に不安のあるこどもが増えており、相談内容が複雑化・複合化するケースが増加していることから、身近な地域においてきめ細かな相談やニーズへの対応及び特性に応じたサービスを提供することができる支援体制の充実が求められています。

(2) こどもの貧困対策に関する課題

- 経済的理由により、こどもの進路が制約されていると思われる世帯が14.3%、習い事や学習塾に通えなかった割合が約1割となっていることから、実態把握と対象者への寄り添った支援が求められます。また、学習機会の確保や奨学金の活用等、こどもが経済的な理由で希望する進路を諦めることがないような取組が必要と考えられます。
- 悩みや子育ての相談などをできる人がいる割合が、熊本県の結果を大きく下回っています。保護者の心理面のフォローを行うとともに、こどもが将来に希望を持って、悩みや心配を気軽に相談できるよう、保護者をはじめとした周囲の大人がこどもに関わる機会を増やす取組が必要と考えられます。
- 保護者の関わりがこどもの自己実現の意識や生活習慣の向上に重要であることから、保護者のこどもと過ごす時間の確保や、こどもの学習機会の確保、こどもが安心して過ごせる居場所づくりが必要と考えられます。

(3) こども・若者に関する課題

- 結婚や同棲の必要性を感じていない割合が全国結果と比較し20ポイント以上高くなっており、また、結婚生活について不安に感じることについては、「結婚生活にかかるお金」が54.4%で最も高くなっていることなどから、結婚の希望をかなえる取組などの支援が求められます。
- 本町において、「ほとんど外出しない」いわゆる閉じこもりの状態にある割合は7.8%となっています。悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実などが求められます。
- 国及び町の調査結果から、自分の将来について明るい希望を持っているなど自分自身への満足度が高いこども・若者ほど、生活満足度、幸福感、人生の意義を強く感じる傾向があるため、国や県と連携したこども若者施策の充実が求められます。
- 令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」において、「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標が設定されています。本町においても可能な限り設定し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた様々な施策を推進していく必要があります。
- 外国にルーツのある方の人口は、今後、増加が見込まれるため、言葉が通じず、地域で問題を抱えたまま孤立することがないように、支援の充実が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

将来を担う子ども・若者は社会の希望であり、未来をつくる存在です。子ども・若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや若者、子育て当事者の幸せにつながりますが、地域社会にとっては重要な課題となります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する姿に感動して、子育て当事者も成長するという、喜びや生きがいをもたらすものです。

しかしながら、経済的な問題や家族関係の問題などで、子ども・若者の健全な成長や安心・安全な暮らしが妨げられることがあります。そうした場合に、地域が手を差し伸べ、必要な支援へとつなげることで、自立した生活を送ることができるようになります。

子ども・若者一人ひとりの成長や家庭の状況に応じた支援を行い、すべての子育て当事者が安心して子育てができる環境を整えること、また、子どもを産みたい、育てたいと思えるような環境や、サポート体制を確立させていくことにより、子ども・若者の笑顔があふれる活気あるまちづくりを目指していくことが重要だと考えます。

今回策定する「菊陽町子ども計画」では、第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画で推進してきた「親子の笑顔がひかり輝く 子育て安心のまち きくよう」の基本理念を継承するとともに、子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向け、子ども・若者や子育て当事者に寄り添い、ともに進んでいくことで、子どもや若者が夢と希望を持って、健やかに安心して暮らすことのできるまちを目指すため、次の基本理念を掲げます。

子ども・若者の成長をとともに支え、
みんなの笑顔がひかり輝くまち きくよう

2 基本目標

基本理念を具現化するために、以下の5つの基本目標を設定します。

基本目標1 こどもを生ま育てることができるまちづくり

こどもを生またいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までのこどもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までのこどもへの教育・保育内容の充実を図ります。

基本目標2 こどもが成長できるまちづくり

こどもの最善の利益が尊重されることを基本に、こどもが夢や志を持ち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。

基本目標3 若者が自立できるまちづくり

若者が社会の一員として役割を果たせるよう、関係機関の協力のもと、若者の自立支援などを行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。

基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり

必要なときに必要なサービスを受けることができる体制を確保し、こどもの成長過程全体を通じた支援によって、こどもの心身の状況、置かれた環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう推進します。

基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり

家庭と社会が相互に養育力を補完し高め合うとともに、子育て当事者が経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事等を両立しながら、健康で自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくりまします。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	具体的な取組
こども・若者の成長とともに支え、みんなの笑顔がひかり輝くまち きくよう	I ライフステージ別の施策	
	基本目標1 こどもを生み育てることができるまちづくり (こどもの誕生前から幼児期まで)	1 親と子の健康づくりに向けた支援 2 乳幼児期の教育・保育の充実 3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実
	基本目標2 こどもが成長できるまちづくり (学童期・思春期)	1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進 2 居場所づくり 3 小児医療体制や心身の健康などについての情報提供 4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
	基本目標3 若者が自立できるまちづくり (青年期)	1 未来へ踏み出す若者応援 2 出会いや結婚への支援
	II ライフステージを通した施策	
	基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり	1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援 2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援 3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 5 こども・若者の権利の尊重 6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
	III 子育て当事者への支援に関する施策	
	基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり	1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 2 地域子育て支援、家庭教育支援 3 共働き・共育ての推進

第4章 施策の展開

I ライフステージ別の施策

基本目標1 こどもを生き育てることができるまちづくり

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園等への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイング[※]の向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにしなければなりません。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

1 親と子の健康づくりに向けた支援

妊娠から出産後までこどもの生涯にわたる心と身体の健康づくりに向け、ライフステージに応じた健康づくり、各種健康診査や産後の支援体制、小児医療体制の確保に取り組みます。また、適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。

(1) 母子の健康管理

母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、出産前後の家庭の育児支援や産後ケア事業など適切なサービス利用につなげることで、出産や育児に係る母親の負担軽減を図り、母子の健康管理を推進していきます。

(2) 乳幼児健康診査等の充実

乳幼児の適切な保健指導と病気や発達に不安のあるこどもの早期発見・早期治療が行えるよう、各種健診の受診率の向上と充実を図ります。また、乳幼児健診後、支援の必要なこどもへの継続的なフォロー体制を充実するとともに、母親の体調や悩みを抱える保護者等を早期に把握し、必要に応じて専門機関による相談支援や医療機関の受診につなげます。

※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に幸せな状態。

(3) 産後の支援体制の充実

安全で安心した子育てができるよう、全ての乳児を対象に保健師等が訪問して、乳児の発育や母親の健康についての確認や相談、保健指導を行います。

また、出産後に家族からの支援が受けられない家庭については、一定期間の宿泊等による母子への心身のケア・育児指導等の支援を行います。

(4) 小児医療体制の情報提供

町ホームページでの休日当番医や熊本県子ども医療電話相談事業※、「産婦人科オンライン」、「小児科オンライン※」サービスの周知を継続し、夜間・休日のこどもの急病等に関して、保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。

(5) 食育の推進

保育所をはじめとした児童福祉施設では、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行えるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるよう努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、こどもの健やかな発育・発達を支援します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
一般不妊治療費助成事業	不妊症の夫婦を対象に、一般不妊治療（人工授精）に要する費用を一組の夫婦あたり4万円を上限として助成します。	健康・保険課
母子健康手帳の交付	母子保健法に基づき母子健康保健手帳を交付します。交付時に保健師等の専門職が面談を行い、必要な保健指導等を行います。	健康・保険課
妊婦健康診査	母子保健法に基づき、妊婦への健康診査費用の助成を行います。また健診結果を確認し、必要に応じて保健指導、栄養指導等を行います。	健康・保険課
妊婦歯科健診費用助成事業	妊婦を対象に、1回分の歯科健康診査費用を助成します。	健康・保険課
産前・産後サポート事業	妊娠時から妊産婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信などを行うとともに、必要な支援につなぎ負担軽減を図ります。	健康・保険課
産後ケア事業	子ども・子育て支援法に基づき、産後の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、きめ細かい支援を実施します。	健康・保険課

※熊本県子ども医療電話相談事業：熊本県で実施している事業で、こどもの急な病気に対する保護者等の不安の解消を図るために、県下全域を対象に、短縮番号【#8000】で、夜間における小児救急に関する相談を受け付けている。

※産婦人科オンライン・小児科オンライン：住民が産婦人科医、小児科医、助産師にスマホから24時間365日いつでも相談ができる遠隔医療相談サービス。

乳幼児健康診査事業	3～4か月児、6～7か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を行い、適切な保健指導と必要な支援を行います。	健康・保険課
新生児聴覚検査費助成事業	聴覚障がい早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査費用を助成します。	健康・保険課
乳児家庭全戸訪問事業	母子保健法及び児童福祉法に基づき、生後2か月頃の家庭を全戸訪問し、母子の保健指導や相談、社会資源の紹介等を行います。	健康・保険課
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援します。出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消等の支援を行います。また、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援を行います。	健康・保険課
利用者支援事業 （こども家庭センター型）	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなど、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を行います。	健康・保険課 こども家庭相談課
産婦人科オンライン・小児科オンライン相談	夜間・休日のこどもの急病等に関して、専門職に相談できる体制を確保します。保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。	健康・保険課
かかりつけ医制度の普及啓発	「かかりつけ医」制度の有効活用を促進するため、町広報等を活用し、啓発・広報活動を行います。	健康・保険課
在宅当番医制の実施	休日及び夜間に怪我や病気をした人の治療を行うため、菊池都市医師会の医療機関を当番制で開院します。	健康・保険課
病院群輪番制の実施	重症救急患者搬送先である病院群輪番制病院において、休日・夜間における入院等を必要とする重症救急患者の医療を確保します。	健康・保険課
保育所等における食育の推進	保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性を活かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていきます。	子育て支援課

2 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期の発達の特徴を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら「生きる力」の基礎を育みます。また、安心して子どもを預けることができるよう、教育・保育環境を提供しつつ、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

(1) 生きる力を育む幼児教育・保育の推進

こどもの主体的な活動を大切に、指針等に基づく教育・保育施設それぞれの理念や独自性に基づいた教育・保育を尊重しながら、適切な指導監査などによる質の向上を図るとともに、小学校、家庭や地域との連携を深め円滑な接続によるこどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

(2) 多様化する教育・保育ニーズへの対応

一時預かり保育、延長保育等の充実に向けた取組を支援するとともに、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度※」の実施に向けて取り組みます。

(3) こども・子育てを支える人材の確保・育成

保育士等を安定的に確保するため、潜在保育士等の掘り起こしや新規卒業者の確保、就業中である保育士等への負担軽減や、処遇改善、職員配置基準の改善による就業継続の支援を図るとともに、保育士だけでなく放課後児童支援員の魅力を発信するなど次世代の人材の育成に努めます。

(4) こどもが健やかに育つ環境づくり

乳幼児と保護者が絵本を通して心触れ合うひとときを持つきっかけを作ったり、スキンシップを介したコミュニケーションを通して、親と子の心がふれあう活動を推進します。また、保護者への各種相談や教室等を通じてこどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

(5) 教育・保育環境等の整備

こども・子育て支援事業債※をはじめとする様々な交付金の活用を視野に入れながら、施設整備や子育て関連施設の環境改善を実施します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
幼児教育・保育の質の向上	幼児・児童生徒のよりよい成長を目標に菊陽町幼・保等、小、中連携推進協議会が作成した「陽光とかがやくみらいっ子マップ」を活用し、教育・保育に従事する者が連携して基本的な生活習慣に努め、15歳までの育ちを見据えた就学前教育の推進に努めます。	子育て支援課 こども家庭相談課 教育委員会

※こども誰でも通園制度：現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。

※こども・子育て支援事業債：地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるように創設された地方債。

延長保育事業	保護者の就労状況により通常の保育時間を超える保育が必要な場合(保育短時間認定については8時間を超えた部分、保育標準時間については11時間を超えた部分)、保育施設での保育時間を延長して預かりを行います。	子育て支援課
一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園その他の場所において、地域の実情に応じた活用を考慮しながら、一時的な預かりを通じた必要な保育を行います。	子育て支援課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とした通園制度により、保護者の負担軽減を図るとともに、こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会をつくることで、こどもの成長を促します。	子育て支援課
保育士等の人材確保	保育施設等に対する人件費の一部助成等の支援を継続しながら、熊本県の取組はもとより、関係機関等とも連携を図りながら、人材の確保に努めます。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	保護者が就労等の理由により、保育所や家庭における安静な療育が困難な状況にある病気回復期にある児童の看護や保育を、町内2箇所で開催します。 また、「熊本連携中枢都市圏」の連携事業として、関係自治体間で圏域に所在する病児・病後児保育施設の相互利用を可能とし、利用者の需要ニーズに合わせたサービスを提供します。	子育て支援課
利用者支援事業 (特定型)	待機児童の解消等を図るため、保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう必要な情報提供を行います。	子育て支援課
保育施設の改修	今後の保育所における良好な保育環境を確保するため、老朽化した施設の改修・改築を計画的に実施します。	子育て支援課

3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

子育て家庭が抱える不安や悩みに対して、家庭の状況に応じた相談窓口が選択できるよう、窓口の体制強化や子育てに関する情報の周知啓発を行い、関係機関と連携しながら、相談を受けた後も切れ目のない支援に取り組みます。

(1) こども家庭センターの機能強化

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な人への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業等の充実

つどいの広場や子育て支援センターで実施している地域子育て支援拠点や幼稚園、保育所・認定こども園の各種行事・園庭開放等により、地域の身近な場所で乳幼児と保護者同士の交流や子育ての場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

(3) 子育て支援情報の発信

児童館や子育て支援センターの活動内容の周知を継続するとともに、菊陽町子育てガイドブックを利用した子育て支援情報の発信の充実に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健及び児童福祉の両機能が、一体的に相談支援を行います。	こども家庭相談課 健康・保険課
子育て交流会の実施	子育て中の保護者の交流や個別相談により、育児不安の軽減を図ります。また、専門職による講話を通じて、子育ての知識や技術の習得と、こどもの健やかな成長・発達を支援します。	こども家庭相談課 健康・保険課
地域子育て支援拠点事業	子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、地域子育て支援センターにおいて、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座等を実施し、地域の子育て支援を行います。	子育て支援課
児童館の活動	児童の健康推進や情緒を豊かにすることを目的に、児童に健全な遊びを提供し、乳幼児親子活動を行います。	子育て支援課
子育て支援情報の提供	町広報及び町ホームページなどの活用を図り、子育て支援情報を提供します。	子育て支援課

基本目標2 こどもが成長できるまちづくり

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティ[※]を形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支えていくことが望まれます。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進

こどもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるよう、技術革新やグローバル化に対応した資質・能力の育成に向けた教育を推進するとともに、すべてのこどもに学びの機会を確保することで、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくりを進めます。

(1) 次世代の担い手となる人材の育成

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境や安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人ひとりの資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。

(2) 情報活用能力の育成

情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。

また、プログラミング教育等による情報活用能力の育成を図ります。

※アイデンティティ：自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のこと。

(3) 全てのこどもの学びの保障

経済的理由により修学困難な児童生徒に対する就学支援及び高校生や大学生に対する奨学資金貸付制度を継続します。

また、教育支援員やスクールソーシャルワーカー[※]等による学習環境の維持確立に努めます。

(4) いじめや不登校の子どもへの支援

いじめや不登校の支援については、スクールカウンセラー[※]やスクールソーシャルワーカー、県立教育センターによる教育相談支援体制を整えます。保護者や学校、関係機関と連携して学習支援や生活支援を行うとともに、学校以外の居場所の充実を図りながら、自発性や社会性、社会への適応力を育みます。

(5) 障がいや多様な教育的ニーズへの対応

小中高校各段階に応じて、全ての児童生徒が、一人ひとりの可能性や持てる力を最大限に伸ばせる最適な場で豊かに学びあうインクルーシブ教育[※]の推進に向け、特別支援教育コーディネーター等の専門人材との連携や道徳教育の充実を図ります。

また、外国にルーツのある子ども・若者について、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を行います。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
学校教育による学力保障	家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通うこどもの学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導などの授業における、放課後補習やタブレット端末での学習ドリル等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実するとともに、きめ細かな指導を推進します。	学務課
中学校英語検定チャレンジ事業	小学6年生と中学2・3年生の英語検定受験料を町が全額負担し、町内児童生徒の英語検定取得率の向上と英語力の更なる強化を図ります。	学務課
教育費負担の軽減	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒又は入学予定者の保護者に対し、就学に必要な費用を援助することにより義務教育の円滑な実施を図ります。	学務課

※スクールソーシャルワーカー：問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る者。

※スクールカウンセラー：児童生徒が抱える問題に学校ではカバーし難い多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし、仲立ち的な役割を果たす者。

※インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

菊陽町奨学資金制度	高等学校・中等教育学校（後期課程のみ）・高等専門学校・大学・専修学校（専門課程・高等課程）のいずれかに在籍する者で勉学に意欲があり、経済的理由により学費の支払いが困難な人に貸付を行います。	学務課
地域未来塾	学習塾に通っていない中学校3年生の生徒を対象に、生徒一人ひとりのレベルに合わせた学習指導を実施します。	生涯学習課
スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置	4名のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の家庭環境等を調整し、関係機関との連携を踏まえた支援体制の充実を図ります。また、2名のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心理に関する支援を行います。	学務課
すぎなみ教室	児童生徒の居場所づくりと不登校児童生徒の学校復帰のため、児童生徒及びその保護者を対象に、教育相談等を行います。町内2箇所（中央公民館、武蔵ヶ丘コミュニティセンター）で教室を開き、それぞれの中学校区の児童生徒を受け入れます。	学務課
特別支援教育に関する支援の充実	特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障がいのある児童生徒等への支援の充実を図ります。また、段階的な支援体制として県立支援学校からの巡回相談をはじめとして、校内の指導力の向上及び教育的ニーズに応じた環境整備を進めていきます。	学務課
特別支援教育に関する理解・啓発	保護者の悩みを相談できる関係機関一覧を掲載した特別支援教育に関する保護者向けパンフレットを作成し、全児童・生徒に配布します。窓口での配布やホームページへの掲載も行い、町民への周知と特別支援教育への理解を進めていきます。	学務課
外国人児童生徒等への支援	外国人児童生徒について、教育の機会が適切に確保されるよう、就学状況の把握及び就学促進を行います。また、日本語指導及び日本語相談の充実など継続的な支援を進めていきます。	学務課

2 居場所づくり

誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

（1）こども・若者の視点に立った居場所づくり

その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

その際、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などが、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

(2) 放課後児童対策の推進

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、全ての児童に様々な交流、体験等の機会を提供する放課後子ども教室や放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保するとともに、学校施設の利用促進の観点も含め放課後児童対策に取り組みます。

(3) こども食堂への支援

こども食堂は貧困状況にあるこどもへの食事の提供だけでなく、地域におけるこどもの居場所づくりといった大切な機能を持っているため、こども食堂を実施する団体へ継続的な支援を行います。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
こどもの居場所づくり	地域コミュニティの環境変化を踏まえながら、地域の実情やニーズ等に応じた施設の利活用を進めます。	子育て支援課 こども家庭相談課 生涯学習課
すぎなみ教室【再掲】	児童生徒の居場所づくりと不登校児童生徒の学校復帰のため、児童生徒及びその保護者を対象に、教育相談等を行います。町内2箇所（中央公民館、武蔵ヶ丘コミュニティセンター）で教室を開き、それぞれの中学校区の児童生徒を受け入れます。	学務課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。	子育て支援課
放課後子ども教室	地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業を活用し、地域住民の参画を得て、町内全小学校の体育館でスポーツ及びその他の体験活動を行います。	生涯学習課
こども食堂運営支援	こども等に対して地域のボランティア等が無料又は低額で食事を提供する民間団体の取組に対して支援するため、こども食堂開催1回あたり1万円を上限とし、年間15万円を上限に補助を行います。	子育て支援課

3 小児医療体制や心身の健康などについての情報提供

こどもが休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるように、町ホームページでの周知を継続して行います。

また、こども・若者が、自らの発達に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるように、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

(1) 小児医療体制の情報提供【再掲】

町ホームページでの休日当番医や熊本県子ども医療電話相談事業、「産婦人科オンライン」、「小児科オンライン」サービスの周知を継続し、夜間・休日のこどもの急病等に関して、保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。

(2) 心身の健康等についての情報提供

小中学校において、こどもの発達の段階に応じ、学習指導要領に基づく性に関する指導を実施します。

性や妊娠の悩みに対応する知識や相談窓口について情報提供している、若者向けの健康相談支援サイト「スマート保健相談室※」の周知を図ります。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
かかりつけ医制度の普及啓発【再掲】	「かかりつけ医」制度の有効活用を促進するため、町広報等を活用し、啓発・広報活動を行います。	健康・保険課
在宅当番医制の実施【再掲】	休日及び夜間に怪我や病気をした人の治療を行うため、菊池都市医師会員の医療機関を当番制で開院します。	健康・保険課
病院群輪番制の実施【再掲】	重症救急患者搬送先である病院群輪番制病院において、休日・夜間における入院等を必要とする重症救急患者の医療を確保します。	健康・保険課
産婦人科オンライン・小児科オンライン相談【再掲】	夜間・休日のこどもの急病等に関して、専門職に相談できる体制を確保します。保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。	健康・保険課
学校保健の充実	健やかに成長し、社会の一員として生きていくために必要な知識や能力を育むことを目的に、特別活動や保健体育を中心に、教科横断的な視点で、心身の機能の発達と心の健康及び性に関する正しい知識を身につけ、自分自身と他者の性を尊重する態度を育む教育を進めます。	学務課
性の多様性に関する啓発活動	保健体育で学ぶ生殖器の構造や機能、月経、妊娠、性感染症など知識と道徳での性に関する価値観や道徳的な判断力等をベースに、ゲストティーチャーを招き、性の多様化や一人ひとりの命を大切にする学習を進めます。	学務課

※スマート保健相談室：若者のからだや性、妊娠などの健康に関する正しい情報や専門家に相談できる窓口を探すことのできる健康相談支援サイト。

4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達に程度などに応じて身に付けることができるよう、主権者教育※を推進します。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。

(1) 学校における主権者教育の推進

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、これからの社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育むため、学習指導要領を踏まえて、発達段階に応じた政治参加の重要性や、選挙の意義などについての指導を実施します。

(2) 学校におけるライフデザインに関する教育の推進

家庭、地域、社会における自立した生活者として必要な力を育むため、学習指導要領を踏まえて、発達段階に応じて、各ライフステージの特徴などを踏まえた生涯を見通した生活設計やこどもの生活と保育等についての指導を実施します。

(3) 学校における労働に関する教育の推進

働き始める前に、勤労観や職業観を培うと共に、労働基準法など労働法制について理解するために、学習指導要領を踏まえて、発達段階に応じた社会生活における職業の意義と役割や、雇用と労働問題等についての指導を実施します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
学校における主権者教育の推進	社会科での学習を通して主権者としての意識や知識を身に付け、特別の教科道徳で民主社会の一員としての価値観や行動規範を学びます。さらに、総合的な学習の時間、特別活動での学級活動や生徒会活動において問題解決に向けて主体的に行動する力を養う教育を進めます。	学務課
学校におけるライフデザインに関する教育の推進	生涯を見通した生活設計のために、発達段階に応じて、教科横断的な学習活動を通じた学習やキャリア教育におけるキャリアパスポートの活用を進め、こどもたちが自立した生活者として生きていくために必要な力を育む教育を進めます。	学務課

※主権者教育：選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、主権者として求められる力を育成する教育。

<p>学校における労働に関する教育の推進</p>	<p>小学校では、一日見学旅行での工場見学や地域学習でのゲストティーチャーとの出会いを通して仕事の種類や働くことの喜びを体験します。中学校では、校内ハローワークや職場体験学習を通して働くことを身近に感じ、働くことを理解する教育を進めます。</p>	<p>学務課</p>
<p>子ども議会の開催</p>	<p>各中学校の生徒会執行部を中心に、菊陽町の課題や未来、環境についての課題意識を高めるとともに、町の政治について学び、将来の町民として積極的によりよい町づくりに参加する意識を高める活動を進めます。</p>	<p>学務課</p>

基本目標3 若者が自立できるまちづくり

若者一人ひとりの状況に寄り添った就職や自立支援を行うとともに、若者が自らの主体的な選択により、結婚、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、希望がかなえられるよう、多様な価値観を尊重し、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

悩みや不安を抱える若者が、社会と自分の距離感でつながりを育んでいけるよう、若者やその家族が気軽に相談できる体制を整えます。

1 未来へ踏み出す若者応援

若者のキャリア形成を図り、新たなことにチャレンジしていけるよう応援します。

また、悩みや不安を抱える若者が、自らのペースで歩みを進められるよう、一人ひとりに合った支援を行います。

(1) 若者のキャリア形成支援

若者が安心して働き、安定した生活を送ることができるよう、地域における若者の雇用機会の創出を推進します。

(2) 青少年の健全育成

青少年を取り巻く環境は、生活様式の変化、価値観の多様化、情報化の進展などにより、年々厳しさを増しています。非行や犯罪、問題行動を防止するためには、親や大人が姿勢を正し、社会全体のモラルの向上を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の改善と整備に努めます。

(3) 性的指向[※]及びジェンダーアイデンティティ[※]の多様性に関する知識の普及啓発

子ども・若者が、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を発揮して様々な可能性を広げ、一人ひとりの人権が尊重され、性の多様性を認め合うために、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進を図ります。

(4) 子どもを産み育てる準備への普及啓発

男女を問わず、性と妊娠に関する知識を正しく身に付け、将来の子どもを生み育てる準備としてのプレコンセプションケア[※]の啓発を行うとともに、不妊治療に関する支援を行います。

※性的指向：人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているかを示す概念。

※ジェンダーアイデンティティ：恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。

※プレコンセプションケア：コンセプション(Conception)は受胎で、おなかの中に新しい命をさずかることをいう。プレコンセプションケア(Preconception care)とは、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことをいう。

(5) 気軽に相談できる窓口の情報提供

若者の悩みや不安を受け止める県の相談窓口の情報発信を図るとともに、身体と心の健康に関する支援を行います。

(6) 若者による社会活動の促進

ボランティアについての啓発講座や社会とのつながりの大切さに関する講座など、若者の視野が広がるような教育機会を創出し、積極的に周知するとともに、参加しやすい活動の充実を図ります。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
就職相談会等の情報発信	ハローワークが実施する就職相談会やくまもと都市圏で実施する合同就職説明会への案内を行い、地域における若者の雇用機会の創出を推進します。	商工振興課
青少年健全育成町民会議の活動	青少年の健全な育成を図ることを目的に、各小学校区の関係団体と連携・協調し地域性を活かしながら、世代間交流、地域交流、非行防止、環境改善などの活動に取り組みます。	生涯学習課
性的指向・性自認についての教育・啓発の推進	町民の身近な問題として関心を持ってもらうよう、職員、町民、企業を対象に当事者や支援団体等による講演会・研修会等を実施し、多様な性のあり方についての理解促進に向けて教育啓発を図ります。	人権教育・啓発課
性的マイノリティに対する支援	プライバシーに配慮した人権相談窓口の充実を図るため、町ホームページを活用し、性的マイノリティ等に関する相談窓口の案内を行います。	人権教育・啓発課
一般不妊治療費助成事業【再掲】	不妊症の夫婦を対象に、一般不妊治療（人工授精）に要する費用を一組の夫婦あたり4万円を上限として助成します。	健康・保険課
こども家庭センター【再掲】	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健及び児童福祉の両機能が、一体的に相談支援を行います。	こども家庭相談課 健康・保険課
相談窓口の情報提供	様々な悩みや不安（ニート、ひきこもり、不登校、就労、人間関係等）をワンストップで受け付け、状況に合わせて適切な支援機関につなぐ「熊本県子ども・若者総合相談センター」などの相談窓口の情報提供を行います。	福祉課
地域おこし協力隊	一定期間居住し、地域の人たちと一緒に地域力の維持や地域の活性化につながる活動を行う「地域おこし協力隊」を募集し、隊員の定住・定着を図ります。	農政課
学生ボランティアの活動	座学や野外活動の実技・実習を支援し、高校生・大学生のボランティア活動を促進します。	生涯学習課

2 出合いや結婚への支援

若者が自らの主体的な選択により、結婚、出産、育児の希望を叶えられるよう、結婚情報の発信や熊本連携中枢都市圏で実施する結婚支援事業への参加について検討し、結婚を希望する人への支援に取り組みます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
結婚支援センターによるマッチング支援（熊本連携中枢都市圏事業）	結婚支援センターにおいて、マッチングシステムを活用した引き合わせ支援や婚活セミナー・イベントの開催など、結婚を希望する独身者に多様な出合いの機会を提供する事業への参加について検討します。	子育て支援課
婚活イベント等の情報発信	町広報や町ホームページなどの活用を図り、熊本県が運営する結婚・子育て応援サイト「hapi モン」や婚活イベント等の情報を提供します。	子育て支援課

Ⅱ ライフステージを通じた施策

基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり

本町のこども・若者が、家庭環境に関わらず、夢や希望を持って生きていくことができるよう、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労の支援など、様々な面から、関係機関との連携により、こども・若者の貧困対策に取り組みます。

こども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、ヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援など、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

こども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、健やかに成長できる環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの学習支援の活用や、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援を進めます。また、安定した生活により、安心して子育てができるよう、ひとり親家庭の総合的な支援を推進します。

(1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るために、就学援助制度や奨学金、貸付等による経済的支援によって学習機会の確保・充実を図るとともに、こどもに対して教育により将来への希望を持つことができるよう、機会あるごとに啓発していきます。

特に取組の必要が高い経済的に困難な世帯に対しては、「貧困の連鎖を教育で断つ」ことを確実に進めるため、学校教育による学力向上、ひとり親家庭や生活困窮者世帯等への学習支援などを行います。

(2) 生活の安定に資するための支援

保護者に対しては、生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援や子育てを両立するための生活支援を行います。一方、こどもに対しては、学校における健康教育等の強化を進めるとともに、健康診断や食育の推進などの保健衛生の取組強化を進めます。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親家庭に対する資格取得の支援や職業紹介により、安定雇用による就労所得を増加させ、経済的自立によるこどもの生活環境の改善につなげます。

(4) 経済的支援

教育費負担の軽減をはじめ、県や町などの各事業主体において、各種手当や就学援助費、貸付金等の現行制度の周知強化などによる捕捉率※を高めめます。

※捕捉率：制度の対象となる人の中で、実際にその制度から受給している人がどれくらいいるかを表す数値。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
義務教育段階の就学支援の充実	就学援助が必要な世帯に活用されるよう、きめ細かな周知・広報に取り組みます。 また、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、就学援助の入学前支給を実施します。	学務課
生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減	熊本県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得者世帯のこどもが高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付を受けることが出来るよう支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
生活困窮世帯等への学習支援	生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこどもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、こどもの学習・生活支援事業の実施主体につなぎ、連携しながら学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
保護者の自立支援	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計生活支援事業の一体的な支援の実施を推進します。また、必要に応じて重層的支援体制整備事業の多機関協働事業へつなぎ、関係機関との適切な連携を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
地域の学習教室 (熊本県事業)	家庭の事情、不安や悩み等を抱え学習機会が十分に確保できていないひとり親家庭等のこどもたちに、身近な地域で学びの場や安らぎの居場所を確保、提供します。	子育て支援課
児童扶養手当の適切な実施	児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、母子家庭・父子家庭等に対し支給される児童扶養手当に関する相談、申請受付を適宜適切に実施します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業	20歳未満の児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父、その子か父母のいない子で、18歳未満又は、一定の障がい有する20歳未満の子に対し、所得状況に応じて医療費の一部を助成します。	子育て支援課
生活困窮世帯等のこどもに対する進路選択等の支援	ひとり親家庭のこどもを対象に、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行います。	子育て支援課 (菊池福祉事務所)
住宅に関する支援	ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金(住宅の建設等に必要な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付けを通じ、住宅支援を実施します。	子育て支援課 (菊池福祉事務所)
ひとり親家庭の親への就労支援	就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。	子育て支援課 (菊池福祉事務所)
ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減	ひとり親家庭のこどもが、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を行います。	子育て支援課 (菊池福祉事務所)

2 障がいや発達に不安のある子どもへの支援

障がいのある子ども・若者や発達に不安のある子どもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、居宅介護、放課後等デイサービス等の通所支援、療養生活の支援、保育所等への巡回支援を行います。子どもの成長に不安を感じる家族に対しては、相談窓口を利用しやすくなるよう情報提供に努め、家庭の子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援が提供可能である専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

保育所等や放課後児童クラブにおいては、障がいのある子どもを受け入れるため、職員の加配や研修の充実を図ります。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築を図ります。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
障がいのある児童に対する支援	障がいがある子どもとその家庭に対して、一人ひとりの障がいの状況に応じた支援を行い、成長過程に応じた教育・訓練指導などの支援を行います。	福祉課
菊陽町障害児等巡回・相談支援事業	臨床心理士、保育士、言語聴覚士及び作業療法士が保育所等や小中学校への巡回支援を行い、障がい気になる段階から総合的な相談支援を行います。	こども家庭相談課 福祉課
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって障がい児の自立を促進します。	福祉課
医療的ケア児への支援	医療的ケア児に対して、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関連分野の支援を行います。 各種支援を円滑に受けられるよう、医療的ケア児支援コーディネーターを配置します。	福祉課

3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待を受けた子どもやその家族、要保護児童、ヤングケアラーなど、支援が必要な子どもや家庭に寄り添いながら、「こども家庭センター」を中心に、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる相談体制の充実を図ります。

(1) こども家庭センターの機能強化【再掲】

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な人への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

(2) 児童虐待の予防や早期発見・早期対応

妊娠期から保護者とのつながりを大切に、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。子育てに対する相談をはじめ、児童虐待の予防から継続的な支援を行うとともに、「菊陽町要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。

(3) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーにおける問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

(4) 教育相談体制の充実

児童・生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりが持てるよう、学校等では気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行える相談体制の強化を推進します。

児童・生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう継続して取り組み、学校の教育相談体制の充実を図ります。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
こども家庭センター【再掲】	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健及び児童福祉の両機能が、一体的に相談支援を行います。	こども家庭相談課 健康・保険課
児童虐待の未然防止	乳児家庭全戸訪問事業や、乳幼児健康診査等の実施を通じて、養育支援を必要とするこどもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。	こども家庭相談課 健康・保険課
菊陽町要保護児童対策地域協議会	「菊陽町要保護児童対策地域協議会」の定期的な開催や実務者会議、必要時の個別ケース会議を開催し、虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係機関とともに包括的にサポートを行います。	こども家庭相談課 健康・保険課

子育て世帯訪問支援事業	家事、育児等に対して不安や負担を抱える家庭へ訪問支援員が訪問し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	こども家庭相談課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	仕事や病気等で一時的に家庭での養育が困難になったこどもについて、児童養護施設等での預かりを行います。	子育て支援課
スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置【再掲】	4名のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の家庭環境等を調整し、関係機関との連携を踏まえた支援体制の充実を図ります。また、2名のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心理に関する支援を行います。	学務課

4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進します。

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるように、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に努めます。

(1) こども・若者の自殺対策

こどもが自身の心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育^{*}」を継続して実施します。

また、様々な課題を抱えるこどもに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進します。

(2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や情報リテラシー^{*}の習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリング^{*}の利用促進、ペアレンタルコントロール^{*}による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

^{*}SOSの出し方に関する教育：「こどもが、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育。

^{*}情報リテラシー：様々な情報を、適切に活用できる基礎能力のこと。

^{*}フィルタリング：青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。

^{*}ペアレンタルコントロール：こどもが持つスマホやパソコンの利用方法を、保護者が管理する機能。

(3) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

子どもへの犯罪被害を防ぐために行政、警察・関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。また、警察、学校、PTA、家庭、地域との連携を強化し、子どもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。

学校施設や通学路の安全点検・安全対策、スクールパトロール隊員等による見守り活動の充実を図り、子どもたちの安全・安心の確保を図る取組を推進します。

(4) 非行防止と自立支援

子ども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだ子ども・若者とその家族への相談支援を行うとともに、学校や警察等の関係機関との連携を図り、自立支援を推進します。

社会全体として非行や犯罪に及んだ子どもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
自殺予防の普及啓発・相談体制の充実	一人で悩んでいる人に寄り添うことの重要性を、地域全体の共通認識となるよう普及啓発を行います。また、自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ見守っていただけるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。	福祉課
スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置【再掲】	4名のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の家庭環境等を調整し、関係機関との連携を踏まえた支援体制の充実を図ります。また、2名のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心理に関する支援を行います。	学務課
犯罪の発生しない環境づくり	子どもを犯罪から守るために、PTA、青少年健全育成町民会議、町セーフティーパトロール隊等によるパトロール活動、防災行政無線による下校時の見守り呼びかけなどを実施します。	危機管理防災課 生涯学習課
地域における防犯パトロール実施への支援	地域における防犯パトロール、声かけやあいさつなどの見守りを支援します。	危機管理防災課
交通事故の未然防止	子ども自らの交通安全意識の高揚と交通事故の未然防止を推進するため、小学生を対象とした自転車安全運転教育や交通安全教室等を実施します。学校、地域、行政、関係機関と連携して通学路点検を実施するとともに、下校時間の見守り放送を実施し、交通事故の未然防止と安心安全な登下校に努めます。	危機管理防災課 学務課
青少年健全育成町民会議の活動【再掲】	青少年の健全な育成を図ることを目的に、各小学校区の関係団体と連携・協調し地域性を活かしながら、世代間交流、地域交流、非行防止、環境改善などの活動に取り組みます。	生涯学習課

5 こども・若者の権利の尊重

こども・若者が権利の主体として、多様な人格・個性として尊重され、権利が保障されるよう、こども・若者の権利の啓発による意識の醸成や、理解の促進を社会全体で共有し、こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めます。

(1) こども・若者の権利に関する普及啓発

こどもや若者が人権問題への理解を深め、人権意識を高められるよう、こども基本法、こども大綱、本計画など、様々な機会・媒体を活用して、こども・若者の権利について、周知・啓発を推進します。

(2) こども・若者や子育て世帯の意見聴取

こども施策を進めるに当たり、こども・若者や子育て世帯の声を聴く方法について検討を進めるとともに、こどもの意見表明の意義について、様々な媒体を活用して周知・啓発を行います。

(3) こども・若者の意見表明・参加

こどもや若者の生活や将来に影響を及ぼす計画などを審議する際には、こどもや若者が学び、意見表明する機会を創出するとともに、参加しづらいこどもにも配慮した取組に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
こども・若者へのこども基本法等に関する周知・啓発	こども計画や、その基となるこども基本法、こどもの権利条約の内容について、町ホームページを活用し、当事者であるこども・若者への周知・啓発を行います。	子育て支援課
人権啓発のための情報提供	こどもの権利をはじめとする様々な人権問題について、展示パネルや啓発誌を作成するなど情報提供を行い、人権意識の高揚と人権への理解を深めます。	人権教育・啓発課
人権のまち菊陽フェスタの開催	人権を尊重する社会を目指し、講演会やコンサート、劇といったさまざまな表現活動を通して、町民や町内企業の皆さんに人権啓発を行うことを目的に開催します。	人権教育・啓発課
町ホームページによるこども・若者の意見・提案の募集	こども・若者が、こども施策などの町政について自主的に意見を表明できるよう、町ホームページにおいて、こども・若者の声を随時募集します。	子育て支援課
多様な声を聴くための取組	より多くのこども・若者や子育て世帯の意見を聴くための方策について検討します。また、声をあげにくいこども・若者から意見を聴く手法について検討します。	子育て支援課

6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

創造力や好奇心などを育むため、民間団体等と連携・協働して、自然体験、職業体験、環境体験など多様な体験活動に取り組むとともに、家庭、地域、行政が一体となり、青少年育成団体等とより一層の連携を図り、青少年の体験活動、交流活動等を充実させ、青少年の健やかな育ちを支援します。また、町の活性化につながる先進的な技術や知識を学ぶための支援を行います。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
学校における職場体験の充実	学校と地域学校協働活動本部が連携し、地域学校協働活動推進員を各中学校の学校運営協議会に配置し、学校の実態や児童生徒の姿を共有するとともに、中学生の興味関心に応じた体験先を確保し、学習効果を高めます。	学務課
町民センター・公民館等による体験学習・各種講座	こどもが地域の中でふれあいや協調性を学ぶことができるよう、各種講座を開催し、体験学習の場を提供します。	生涯学習課
学校での伝統文化体験・鑑賞会の実施	こどもが伝統文化に触れる機会を提供するため能楽師を招き、ワークショップや鑑賞会を開催し、伝統文化への理解を深めます。	生涯学習課
子どもボランティアガイドの活動支援	菊陽南小学校の5・6年生は、3・4年生の時に先人の残した「鼻ぐり井手」という貴重な文化遺産や郷土を愛する心を学び、鼻ぐり井手祭等で、一般の方に誇りをもってガイドの活動をすることを支援します。	生涯学習課
ジュニアリーダーの活動	ボランティア活動や野外体験活動、町子ども会イベント運営補助活動の支援を行い、思考力と行動力を育成します。	生涯学習課
人材育成基金事業	地域活性化、スポーツ・芸術文化、産業・経済、社会福祉、教育等の分野においてスキルアップのために行う、研修や視察などに助成を行います。	総合政策課
おはなし会・読書推進講演会	各年代に即した「おはなし会」や、絵本作家等による「読書推進講演会」を実施し、こどもたちへの読書推進を図りながら創造力を育む場を提供します。	図書館
演奏家派遣アウトリーチ事業	こどもたちに一流の芸術音楽を身近に体感していただくために、プロの演奏家を町内小学校の音楽の授業に派遣（アウトリーチ）し、コンサート（アクティビティ）を開催することで、こどもたちの創造力や好奇心を育む場を提供します。	図書館
スポーツイベント等の開催	阿蘇くまもと空港周辺4町村（大津町・益城町・菊陽町・西原村）主催により、年中から中学3年生までを対象とした「こども相撲教室」を開催し、相撲を通じてこどもたちの心身の健全な育成を図ります。また、地元プロスポーツチームによるスポーツ教室の開催や、令和8年度オープン予定のアーバンスポーツ施設において、国内大会はもとより国際大会を誘致・開催し、こどもがスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。	スポーツ振興課

Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策

基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり

子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持ってこどもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

こどもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成、幼児教育・保育の無償化や学校給食費の無償化など、子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持ってこどもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるような環境づくりを推進します。

(1) 出産・子育て応援給付支援

妊娠期から出産・子育てまで一貫して必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施する「出産・子育て応援交付金」を活用し、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対し、出産育児関連用品の購入や、健診時の交通費、子育て支援サービスの利用等にかかる負担の軽減を図る経済支援を行います。

(2) 子ども医療費の助成

こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳から高校3年生相当年齢（満18歳到達後の最初の3月31日まで）の子ども医療費の助成を継続します。

(3) 学校給食費等の助成

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小・中学校の学校給食費及び幼稚園・保育所・認定こども園等の副食費の助成を継続します。

(4) 幼児教育・保育の負担軽減

幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図り、全てのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
妊婦のための支援給付交付金事業	妊娠の届け出等をされた妊婦等に給付金を支給します。妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊娠届け出時の面談や妊娠中、産後の面談等と組み合わせて実施し、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行います。	健康・保険課
子ども医療費助成	18歳になる年の年度末までのこどもに対して、病気やケガなどで医療機関に支払う医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	健康・保険課
児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与し、次代の社会を担うこどもの成長及び発達に資することを目的に、18歳になる年の年度末までのこどもを養育する人に手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当の適切な実施【再掲】	児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、母子家庭・父子家庭等に対し支給される児童扶養手当に関する相談、申請受付を適宜適切に実施します。	子育て支援課 (菊池福祉事務所)
ひとり親家庭等医療費助成事業【再掲】	20歳未満の児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父、その子が父母のいない子で、18歳未満又は、一定の障がい等を有する20歳未満の子に対し、所得状況に応じて医療費の一部を助成します。	子育て支援課
学校給食費、保育園等の副食費補助	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、町内小中学校の学校給食費を無償化します。また、保育園・認定こども園等の副食費用を補助します。	学務課 子育て支援課
保育所等における使用済み紙おむつ処理事業	保護者、保育士及び保育教諭の負担軽減を図るため、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等において使用済み紙おむつを施設で処理するために必要な費用を補助します。	子育て支援課

2 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めた全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

(1) こども家庭センターの機能強化【再掲】

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な人への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

(2) 地域における子育て支援の充実

延長保育事業については、就労形態の多様化などの理由による通常の利用時間を延長しての保育ニーズに対応するため、また、一時預かり事業については利用者ニーズに対応できるよう、今後も継続実施します。

病児保育事業については、安心して子育てができる環境整備を促し、児童の福祉の向上を図ります。また、利用促進のための広報等の推進に取り組みます。

ファミリー・サポート・センター事業については、提供会員の増加を図り、引き続き、子育ての援助を受けたい人が必要ときに安心して利用できる体制整備を進めます。

そのほか、子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」を着実に実施します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
こども家庭センター【再掲】	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健及び児童福祉の両機能が、一体的に相談支援を行います。	こども家庭相談課 健康・保険課
延長保育事業【再掲】	保護者の就労状況により通常の利用時間を超える保育が必要な場合(保育短時間認定については8時間を超えた部分、保育標準時間については11時間を超えた部分)、保育施設での保育時間を延長して預かりを行います。	子育て支援課
一時預かり事業【再掲】	一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園その他の場所において、地域の実情に応じた活用を考慮しながら、一時的な預かりを通じた必要な保育を行います。	子育て支援課
病児・病後児保育事業【再掲】	保護者が就労等の理由により、保育所や家庭における安静な療育が困難な状況にある病児回復期にある児童の看護や保育を、町内2箇所で行います。また、「熊本連携中枢都市圏」の連携事業として、関係自治体間で圏域に所在する病児・病後児保育施設の相互利用を可能とし、利用者の需要ニーズに合わせたサービスを提供します。	子育て支援課

ファミリー・サポート・センター事業	保育所の送迎や預かりなど、他の保育サービスでは満たされない一時的な保育ニーズへの対応を図るため、ファミリー・サポート・センターの運営を通じ、支援を希望する「依頼会員」と、支援を行う「提供会員」のコーディネートを行います。	子育て支援課 社会福祉協議会
親の学びプログラム	くまもと「親の学び」プログラムトレーナー派遣事業により幼稚園・保育園、小中学校へ親の学びプログラムを活用した講座を実施し、保護者（プログラムにより児童や生徒の場合もあり）へ家庭教育について前向きに考えてもらい、青少年の健やかな成長につながるよう支援します。	生涯学習課

3 共働き・共育での推進

共働き・共育での推進に向け、子育て家庭への更なる支援の充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の改善、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。

（1）仕事と子育ての両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。

（2）男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないよう、男女共同参画についての正しい理解の浸透に向け、様々な世代における広報啓発に取り組みます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	実施内容	担当課
「よかボス企業」の普及・啓発	働く人の生活と仕事の充実を応援するため、熊本県が進める「よかボス企業」の取組について町内企業へ普及・啓発を行います。	子育て支援課
よかつれフェスタの開催	年齢、性別に関わらず、それぞれが個性と能力を発揮し、家庭、職場、地域活動など様々な分野で、自らの意思で希望に沿った活動ができる「男女共同参画社会」の実現を目指して開催します。	人権教育・啓発課
仕事と家庭の両立支援	男女がともに希望に応じて多様な働き方を選択することが可能となるスキルを習得できる講座等の周知及び啓発を行います。	人権教育・啓発課

第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域と量の見込みの設定について

(1) 設定についての考え方

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。

(2) 本町における提供区域の設定について

① 「特定教育・保育施設事業」の提供区域の設定について

町内の保育所については現在、利用超過の状態であり、こどもの数の増減、保育に対するニーズを踏まえて、今後の保育ニーズに対応していくためには、町内全域で調整を図っていくことが必要となっています。本計画では、こうした本町の現状、前期計画の実績と将来的な人口の推移等を鑑みて、以下のように区域を設定します。

事業区分	区域設定
認定こども園（幼稚園部分）及び幼稚園	町内全域
認定こども園（保育所部分）、保育所及び「地域型保育事業」	町内全域

② 「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域の設定について

「地域子ども・子育て支援事業」については、次のような提供区域が考えられます。事業区分ごとに利用実態が異なっていることから、事業ごとに提供区域の設定を行います。

事業区分	区域設定	考え方
延長保育事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区	小学校に隣接する施設での利用となるため、小学校区とする。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	町内全域 + 他市町村での 利用確保	町内において供給体制が十分に整っていないことから、町内全域に加え、他市町(熊本市、合志市、益城町)での利用の確保が必要である。
地域子育て支援拠点事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象 とした一時預かり(預かり保育))	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
一時預かり事業(幼稚園における 在園児を対象とした一時預かり (預かり保育)以外)	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
病児・病後児保育事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
利用者支援事業	町内全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、町内全域とする。
妊婦健康診査	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
養育支援訪問事業、子どもを守る 地域ネットワーク強化事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
子育て世帯訪問支援事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
親子関係形成支援事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
妊婦等包括相談支援事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
産後ケア事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域とする。

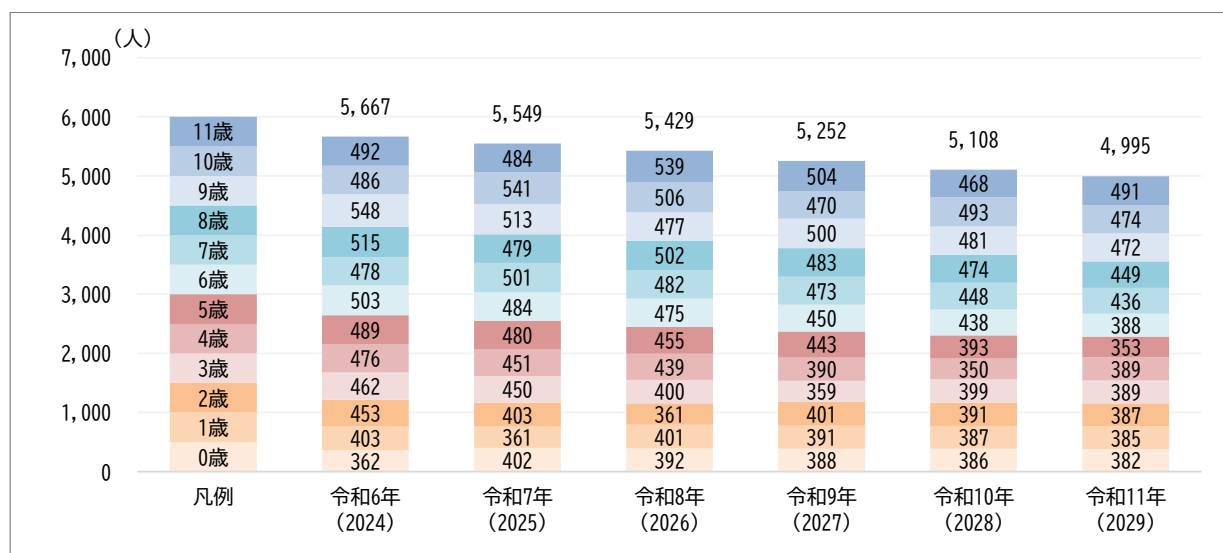
(4) 推計児童数の算出

各事業の「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、令和2年から令和6年までの各年3月31日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

※コーホート変化率法：同年または同期間のそれぞれの集団（「コーホート」という。）について、過去における実績人口の動態から求められる「変化率」に基づき、将来人口を推計する方法。

単位：(人)

	実績	推計				
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
0歳	362	402	392	388	386	382
1歳	403	361	401	391	387	385
2歳	453	403	361	401	391	387
3歳	462	450	400	359	399	389
4歳	476	451	439	390	350	389
5歳	489	480	455	443	393	353
小計	2,645	2,547	2,448	2,372	2,306	2,285
6歳	503	484	475	450	438	388
7歳	478	501	482	473	448	436
8歳	515	479	502	483	474	449
9歳	548	513	477	500	481	472
10歳	486	541	506	470	493	474
11歳	492	484	539	504	468	491
小計	3,022	3,002	2,981	2,880	2,802	2,710
合計	5,667	5,549	5,429	5,252	5,108	4,995



2 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

(1) 1号認定（幼児教育の希望利用 幼稚園及び認定こども園の利用）

基本情報

【1号認定の3～5歳児】

提供区域	町内全域+他市町での利用確保
対象となる家庭類型	タイプC：フルタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプD：専業主婦（夫）家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプF：無業・無業の家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

量の見込みと確保方策

単位：(人)

			現状	実施時期				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			319	309	289	266	255	253
②確保方策			512	472	472	472	472	472
内訳	認定こども園	町内	512	472	472	472	472	472
	幼稚園 認定こども園	他市町村で 利用確保	0	0	0	0	0	0
差引②-①			193	163	183	206	217	219

※人：年間の利用実人数

※現状は、令和6年4月1日現在の在籍者数

確保の内容

- 量の見込みが確保方策を下回っているため、今後のニーズの変動を注視

(2) 2号認定（保育の必要性あり 保育所及び認定こども園の利用）

基本情報

提供区域	町内全域
対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

量の見込みと確保方策

単位：(人)

	現状	実施時期					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	910	883	825	760	728	721	
②確保方策	1,109	963	963	963	963	963	
内訳	認定こども園	391	213	213	213	213	213
	保育所	718	750	750	750	750	750
差引②-①	199	80	138	203	235	242	

※人：年間の利用実人数

※現状は、令和6年4月1日現在の在籍者数

確保の内容

- 量の見込みが確保方策を下回っているため、今後のニーズの変動を注視

(3) 3号認定（保育の必要性あり 保育所及び認定こども園＋地域型保育の利用）

基本情報

提供区域	町内全域
対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	0歳～2歳児

量の見込みと確保方策

単位：(人)

		現状	実施時期				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		596	571	565	577	570	565
②確保方策		832	693	693	693	693	693
内訳	認定こども園	279	147	147	147	147	147
	保育所	472	465	465	465	465	465
	地域型保育所	81	81	81	81	81	81
差引②-①		236	122	128	116	123	128

※人：年間の利用実人数

※現状は、令和6年4月1日現在の在籍者数

確保の内容

- 量の見込みが確保方策を下回っているため、今後のニーズの変動を注視

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」に基づき、現状の提供状況等を加味し、見込み量を設定しました。

(1) 延長保育事業

事業概要

保育認定を受けたこどもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

量の見込みと確保方策

単位：(人日/年間)

	現状	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	919	904	868	841	818	811
②確保方策		904	868	841	818	811
差引②-①		0	0	0	0	0

※人日：年間の利用人数×利用日数

※現状は、令和5年度実績

確保の内容

- 利用のニーズに応じて引き続き事業に取り組み、量の見込を確保する

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行う。

対象年齢

6歳児～11歳児(小学1年生から6年生まで)

量の見込みと確保方策

【菊陽中部小学校区】

単位：(人)

	現状	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	169	172	173	169	166	164
1年生	68	69	70	68	67	66
2年生	56	57	57	56	55	54
3年生	45	46	46	45	44	44
4年生	0	0	0	0	0	0
5年生	0	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0	0
②確保方策	220	220	220	220	220	220
差引②-①	51	48	47	51	54	56

【菊陽南小学校区】

単位：(人)

	現状	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	26	36	52	58	48	44
1年生	6	19	18	13	7	10
2年生	4	8	19	18	13	9
3年生	8	5	8	19	18	13
4年生	4	3	2	5	6	6
5年生	2	1	3	1	3	4
6年生	2	0	2	2	1	2
②確保方策	25	25	25	60	60	60
差引②-①	▲1	▲11	▲27	2	12	16

【菊陽北小学校区】

単位：(人)

	現状	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	142	150	163	170	170	166
1年生	56	59	64	67	67	65
2年生	46	49	53	55	55	54
3年生	35	37	40	42	42	41
4年生	5	5	6	6	6	6
5年生	0	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0	0
②確保方策	210	210	210	210	210	210
差引②-①	68	60	47	40	40	44

【武蔵ヶ丘小学校区】

単位：(人)

	現状	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	63	60	59	60	55	53
1年生	24	23	23	23	21	20
2年生	14	13	13	13	12	12
3年生	14	13	13	13	12	12
4年生	9	9	8	9	8	7
5年生	2	2	2	2	2	2
6年生	0	0	0	0	0	0
②確保方策	130	110	110	110	110	110
差引②-①	67	50	51	50	55	57

【菊陽西小学校区】

単位：(人)

	現状	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	211	200	192	183	168	159
1年生	80	76	73	69	64	60
2年生	55	52	50	48	44	42
3年生	39	37	35	34	31	29
4年生	34	32	31	29	27	26
5年生	3	3	3	3	2	2
6年生	0	0	0	0	0	0
②確保方策	270	270	270	270	270	270
差引②-①	59	70	78	87	102	111

【武蔵ヶ丘北小学校区】

単位：(人)

	現状	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	103	103	100	95	91	92
1年生	42	42	41	39	37	38
2年生	35	35	34	32	31	31
3年生	26	26	25	24	23	23
4年生	0	0	0	0	0	0
5年生	0	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0	0
②確保方策	100	150	150	150	150	150
差引②-①	▲3	47	50	55	59	58

※現状は、令和6年5月1日現在の実績

※確保方策は、各校区の施設の定員

確保の内容

- 定員の弾力的運用
- 令和8年度 菊陽南小学校区に放課後児童クラブ施設を整備予定

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭等により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

量の見込みと確保方策

単位：(人日/年間)

	現状	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	65	61	60	58	57	55
②確保方策		61	60	58	57	55
差引②-①		0	0	0	0	0
実施箇所	6箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所

※人日：年間の利用人数×利用日数

※現状は、令和5年度実績

確保の内容

- 町外5箇所の施設及び町内外2箇所の里親への委託により実施

(4) 地域子育て支援拠点事業**事業概要**

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

量の見込みと確保方策

単位：(人日/月間)

	現状	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,658	1,455	1,440	1,472	1,452	1,440
②確保方策	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

※人日：月の利用人数×利用日数

※現状は、令和5年度実績

確保の内容

- 子育て支援センター：光の森町民センター、光の森キャロット保育園、元気の森ラビット保育園で実施
- つどいの広場：ふれあい交流・福祉支援センターで実施
- 町東部地区における子育て支援センターの整備について検討を進める

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園の預かり保育（1号認定）

事業概要

保育認定を受けないこどもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

量の見込みと確保方策

単位：(人日/年間)

	現状	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,789	4,639	4,339	3,993	3,828	3,798
②確保方策	4,789	4,639	4,339	3,993	3,828	3,798
差引②-①	0	0	0	0	0	0

※人日：年間の利用人数×利用日数

※現状は、令和5年度実績

確保の内容

- 私立幼稚園及び私立認定こども園において預かり保育を実施

② 幼稚園の預かり保育以外

事業概要

保育認定を受けないこどもの通常の利用時間以外に認定こども園や保育所で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

量の見込みと確保方策

単位：(人日/年間)

	現状	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,069	1,871	1,799	1,743	1,694	1,679
②確保方策	2,069	1,871	1,799	1,743	1,694	1,679
差引②-①	0	0	0	0	0	0

※人日：年間の利用人数×利用日数

※現状は、令和5年度実績

確保の内容

- 私立保育所等7施設及び町立保育所みどり園において実施

(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業概要

子育て中の保護者等を会員として、こどもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

0歳児～12歳児未満

量の見込みと確保方策

単位：(人日/年間)

	現状	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,298	2,384	2,333	2,257	2,195	2,146
②確保方策	/	2,384	2,333	2,257	2,195	2,146
差引②-①	/	0	0	0	0	0

※人日：年間の利用人数×利用日数

※現状は、令和5年度実績

確保の内容

- 町社会福祉協議会に委託して実施

(7) 病児・病後児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難なこどもを一時的に保育する。

対象年齢

0歳児～12歳児（生後6か月から小学校6年生まで）

量の見込みと確保方策

単位：(人日/年間)

	現状	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	412	389	381	368	358	350
②確保方策		389	381	368	358	350
差引②-①		0	0	0	0	0

※人日：年間の利用人数×利用日数
 ※現状は、令和5年度実績

確保の内容

- ふれあい交流・福祉支援センター「病後児保育室こあら」、菊陽中部クリニック「病後児保育室ゆーかり」及び熊本市と菊陽町の病児・病後児保育の相互利用事業で実施

(8) 利用者支援事業

事業概要

子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談や情報提供等を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

量の見込みと確保方策

【基本型・特定型】

単位：(箇所)

	現状	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1	1
差引②-①	0	0	0	0	0	0

【こども家庭センター型】

単位：(箇所)

	現状	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1	1
差引②-①	0	0	0	0	0	0

※現状は、令和5年度母子保健型の実績。(こども家庭センター型は令和6年度より開始)

確保の内容

- 特定型は子育て支援課で実施
- こども家庭センター型はこども家庭相談課及び健康・保険課で実施

(9) 妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

対象年齢

妊婦

量の見込みと確保方策

単位：(人回)

	現状	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,325	4,383	4,338	4,315	4,270	4,248
②確保方策		4,383	4,338	4,315	4,270	4,248
差引②-①		0	0	0	0	0

※人回：年間の利用人数×利用回数

※現状は、令和5年度実績

確保の内容

- 実施機関：菊陽町
- 委託団体：熊本県内の委託医療機関（里帰り出産等、熊本県外受診の場合は償還払いで対応）
- 実施回数：1人について14回（母子手帳発行の際に交付）

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

対象年齢

0歳児

量の見込みと確保方策

単位：(人)

	現状	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	384	412	402	398	396	392
②確保方策		412	402	398	396	392
差引②-①		0	0	0	0	0

※人：年間の実施人数

※現状は、令和5年度実績

確保の内容

- 実施体制：町健康・保険課職員（保健師・看護師）で訪問実施

(11) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業

事業概要

①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の養育能力を向上させるための支援を行う。

②子どもを守る地域ネットワーク強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関等の専門性強化と、関係機関相互の連携強化を図る取組を実施する。

量の見込みと確保方策**①養育支援訪問事業**

単位：(回)

	現状	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	458	462	458	453	449	448
②確保方策	458	462	458	453	449	448
差引②-①	0	0	0	0	0	0

※現状は、令和5年度実績

②子どもを守る地域ネットワーク強化事業

	現状	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無（実施体制）	実施	実施	実施	実施	実施	実施

菊陽町要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関連携を図りながら、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応の環境づくりを進めます。

確保の内容

- 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業については、随時、早急に対応が必要なため、必要なケースが発生した場合、支援員及び相談員の確保を行う

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**事業概要**

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う。

量の見込みと確保方策

	現状	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無（実施体制）	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施

新制度未移行幼稚園に通う低所得世帯や多子世帯の児童の保護者を対象に、実費徴収となる食事の提供に要する費用のうち、副食材料費（おかず・おやつ費用）相当分を助成します。

(13) 多様な事業所の参入促進・能力活用事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。

量の見込みと確保方策

設定の必要なし。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐ。

量の見込みと確保方策

単位：(人日/年間)

	実施時期				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	60	60	60	60	60
②確保方策	60	60	60	60	60
差引②-①	0	0	0	0	0

※人日：年間の利用人数×利用日数

確保の内容

町社会福祉協議会に委託して実施

(15) 児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

確保の内容

既存事業を活用しながら新たな支援を検討し、養育環境に問題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対するこどもの居場所づくりは必要であることから、こども食堂への支援など、多様なこどもの居場所づくりを行う。

(16) 親子関係形成支援事業**事業概要**

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

量の見込みと確保方策

単位：(人)

	実施時期				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
差引②-①	0	0	0	0	0

※人：年間の実施人数

確保の内容

町こども家庭相談課で実施

(17) 妊婦等包括相談支援事業**事業概要**

妊娠・出産と子育てにかかる経済的負担軽減（経済的支援）と妊産婦及び乳幼児とその家族に対して面談などにより情報提供や相談等（伴走型相談支援）を一体的に行う。

量の見込みと確保方策

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	392人	388人	386人	382人	380人
	1組当たり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談等実施合計回数	1,176回	1,164回	1,158回	1,146回	1,140回
確保方策 【面談等実施対応回数】		1,176回	1,164回	1,158回	1,146回	1,140回

確保の内容

町健康・保険課職員（保健師・看護師・助産師）で実施

(18) 産後ケア事業

事業概要

出産後1年未満の母子に対して、「訪問型」、「宿泊型」、「通所型」による心身のケアや育児のサポート等を行い、育児の不安や負担を軽減し、産後も安心して子育てができるよう支援サービスを提供する。

また、定期的に対象者へのアンケートや委託事業所へのヒアリング等を行い、事業の充実を図る。

量の見込みと確保方策

	実施時期				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	241人日	294人日	353人日	417人日	481人日
②確保方策	241人日	294人日	353人日	417人日	481人日
②確保方策（施設数）	10箇所	11箇所	11箇所	12箇所	12箇所

確保の内容

医療機関、助産所に委託して実施

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要

保育所等に通園していないこどもについて保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育園等において定期的な預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの育ちを応援するとともに、子育てに関するお悩みに対してアドバイスなどを行い、こどもの良質な成育環境を支援する。（令和8年度から本格実施の事業）

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	2人日	2人日	7人日	7人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	2人日	2人日	7人日	7人日
1歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	2人日	2人日	8人日	8人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	2人日	2人日	8人日	8人日
2歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	2人日	2人日	7人日	7人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	2人日	2人日	7人日	7人日

4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設です。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の普及促進を図ります。

(2) 教育・保育の質の向上

幼稚園、保育所と小学校がこどもの実態や教育内容についての相互理解を深めるための体制づくりを整備するとともに、課題解決に向け、一人ひとりの心身の健康と発達を情報共有するなど、よりよい連携体制の構築を図り、教育・保育施設から小学校へのスムーズな移行ができるような環境づくりに努めます。

また、個々の幼児・児童の状況に対応した人材の確保など、支援のあり方を検討します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行のこどものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。また、町広報や町ホームページによる情報提供や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続についての周知に努めます。

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督に当たっては、県と必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

6 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の整備を行います。

とくに、現在、0歳児のこどもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）からの認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるよう環境整備について検討するとともに、企業への啓発等についても併せて検討します。

7 放課後児童対策

本町においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、国の「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月策定）に基づき、放課後児童対策を推進してきました。

国においては、「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度までで終了し、引き続き令和6年度まで「放課後児童対策パッケージ」に基づき取組を推進しています。本町においても国の動向を踏まえながら、以下のとおり本町の実態に即した放課後児童対策に取り組めます。

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量【再掲】

① 菊陽中部小学校区

単位：(人)

	現状	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	169	172	173	169	166	164
1年生	68	69	70	68	67	66
2年生	56	57	57	56	55	54
3年生	45	46	46	45	44	44
4年生	0	0	0	0	0	0
5年生	0	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0	0
②確保方策	220	220	220	220	220	220
差引②-①	51	48	47	51	54	56

② 菊陽南小学校区

単位：(人)

	現状	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	26	36	52	58	48	44
1年生	6	19	18	13	7	10
2年生	4	8	19	18	13	9
3年生	8	5	8	19	18	13
4年生	4	3	2	5	6	6
5年生	2	1	3	1	3	4
6年生	2	0	2	2	1	2
②確保方策	25	25	25	60	60	60
差引②-①	▲1	▲11	▲27	2	12	16

③ 菊陽北小学校区

単位：(人)

	現状	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	142	150	163	170	170	166
1年生	56	59	64	67	67	65
2年生	46	49	53	55	55	54
3年生	35	37	40	42	42	41
4年生	5	5	6	6	6	6
5年生	0	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0	0
②確保方策	210	210	210	210	210	210
差引②-①	68	60	47	40	40	44

④ 武蔵ヶ丘小学校区

単位：(人)

	現状	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	63	60	59	60	55	53
1年生	24	23	23	23	21	20
2年生	14	13	13	13	12	12
3年生	14	13	13	13	12	12
4年生	9	9	8	9	8	7
5年生	2	2	2	2	2	2
6年生	0	0	0	0	0	0
②確保方策	130	110	110	110	110	110
差引②-①	67	50	51	50	55	57

⑤ 菊陽西小学校区

単位：(人)

	現状	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	211	200	192	183	168	159
1年生	80	76	73	69	64	60
2年生	55	52	50	48	44	42
3年生	39	37	35	34	31	29
4年生	34	32	31	29	27	26
5年生	3	3	3	3	2	2
6年生	0	0	0	0	0	0
②確保方策	270	270	270	270	270	270
差引②-①	59	70	78	87	102	111

⑥ 武蔵ヶ丘北小学校区

単位：(人)

	現状	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	103	103	100	95	91	92
1年生	42	42	41	39	37	38
2年生	35	35	34	32	31	31
3年生	26	26	25	24	23	23
4年生	0	0	0	0	0	0
5年生	0	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0	0
②確保方策	100	150	150	150	150	150
差引②-①	▲3	47	50	55	59	58

※現状は、令和6年5月1日現在の実績

※確保方策は、各校区の施設の定員

(2) 放課後子ども教室の年度ごとの実施計画

放課後子ども教室は、小学校を対象に、放課後におけるこどもたちの安全安心な活動場所（居場所）を確保し、地域の協力を得て、学習や様々な体験・交流活動などの取組を実施することで、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。今後も継続して実施します。

(3) 連携型、校内交流型の推進に関する方策

連携型、校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、今後も保護者のニーズや地域の動向を踏まえ、事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携が図れる体制の整備を検討します。

※参考：連携型、校内交流型の定義（放課後児童対策パッケージより抜粋）

放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼ぶこととする。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これを「校内交流型」と呼ぶこととする。同一小学校区内で両事業を実施する場合は、全ての放課後児童クラブと放課後子供教室が「校内交流型」又は「連携型」として連携が進められるようにする。

(4) 学校施設の活用に関する方策

放課後子ども教室を含め、小学校の余裕教室等が新たに生じた場合の活用については、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当部局が学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後児童対策の必要性、意義等について説明を行い、理解を求めるとともに協議を行います。

小学校における改修や整備を行って放課後児童クラブを実施する場合は、施設のあり方や管理等について放課後児童クラブ担当部局と教育委員会、学校の間で協議を行い、適切な利用・管理を行います。

(5) 福祉と教育の連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施については、子育て支援課と生涯学習課が連携し両事業の実施状況・課題等について情報共有を図り、十分な協議を踏まえ事業を推進していきます。

(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

こども一人一人の困りごとや配慮を要する内容について把握し、関係機関との切れ目のない支援を通して、相互の理解に努めながら、連携して取り組みます。

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

こども大綱に基づく、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上は、福祉分野に留まらず、保健、医療、教育、商工労働、防災・防犯、まちづくり分野など広範囲にわたります。また、若者の自立促進やこどもの貧困対策などの新たな課題に対する施策においても、行政のみならず、教育・保育事業者、学校、事業所、住民のそれぞれとの連携が重要です。

本人、家庭や地域、教育、保育関係機関、NPOや活動団体、企業、行政それぞれが、こどもの健全育成、若者の自立支援、子育て支援に対し、果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、「こどもまんなか社会」に向けて、様々な施策を計画的、総合的に推進します。また、こども、若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに住民及び企業等の参加、参画を推進します。

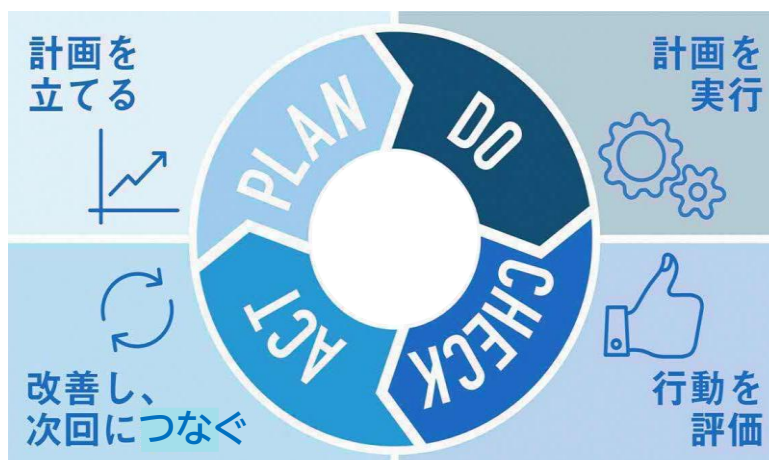
2 計画の進捗管理

本計画の着実な実行のため、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

進捗を確認するに当たっては「菊陽町子ども・子育て会議」で点検・評価を行うとともに、結果においては、町ホームページ等で公開するなど、当事者であるこども・若者及び子育て世帯への情報提供に努めます。

こども計画の内容については、住民ニーズや社会情勢、国における制度改正等を踏まえ、必要に応じて取組の充実や見直しを図ります。

【PDCA サイクルに基づく進捗評価】



資料編

1 こども・若者に対する意見聴取

本計画にこども・若者の意見を反映させるために、本町在住の小学5年生から22歳までの方を対象に「こどもモニター」を募集し意見を聴取しました。また、小学6年生が「町の未来」発表会において発表した未来の菊陽町への提案や、中学2年生が「子ども議会」において発言した意見を参考にしました。

主な意見は以下のとおりです。

(1) 外国人との交流促進

外国人との交流を深めるためのイベントや支援の実施を求める意見が寄せられました。

主な意見
・今は外国の人が少ししかいないからみんなビックリするけれど、もっと多くの外国の人がいたら普通になると思うし仲良くなれると思いました。
・日本や菊陽の文化や決まりなどを、わかりやすく紹介するパンフレットや動画があるといいと思います。
・日本語の読み書きがまだ十分でない人たちも、スポーツ施設をスムーズに利用できるよう、目立たない場所（道具倉庫、更衣室、トイレや体育館入り口等）にも「ピクトグラム」や他国の言語の案内板等を設置してはどうか。
・菊陽町の良さをもっとたくさんの人に知ってもらい、言語や文化を理解し合うことで交流の輪が広がると思う。
・外国籍の方が少しでも菊陽町は住みやすいと思ってもらえるよう、日本語や日本文化を学ぶことができるような施設や機会をつくるのはどうか。
・私たちがえがく町の未来は「外国の方が不安のない町」、「外国の方との交流がさかんな町」、「外国の方との関係が築きやすい町」。
・外国籍のこどもが日本に馴染めるかが不安という課題に対して、日本と外国のこどもの交流が深まるイベントを開催してはどうか。
・言葉の壁にぶつかってしまうという課題に対して、日本語教室を多数運営してはどうか。
・ゴミ出しなど必要となるルールやマナーを表示するQRコードを可能な限り表示してはどうか。
・英語を学ぶ機会を増やしてはどうか。
・駅での表示を多言語化してはどうか。
・駅での翻訳機を常備してはどうか。

(2) 町図書館の活用や希望する居場所など

町図書館に対する要望や希望する居場所などの意見が寄せられました。

主な意見
・菊陽町図書館で勉強をする人が多く、そのために席が埋まってしまい、読書をしたい人が席を使用することができない状況がある。
・もっと本を読んだり、勉強したりする席があるスペースを確保し、勉強をしたい人と読書をしたい人がどちらも席を使用することができるように、それぞれが使用する席を分けてほしい。
・外国籍の方が図書館を利用したいと思えるように、外国の本を増やしたり、外国籍の方向けの本のコーナーを作ったりしてはどうか。
・読書を通して様々な違いのある人々が交流を深められる町になってほしい。
・勉強スペースを新しく作り、いつでも使える図書館にしてはどうか。
・図書館内に意見箱を設置してはどうか。
・受験生など静かに集中して勉強できる場所を作ったらどうか。
・ウォーターサーバーを設置してはどうか。
・みんなで雨でも楽しく遊べる場所、球技等ができる場所がほしい。
・困ったときに相談できる場所がほしい。
・菊陽町町民グラウンドをこれまで通り遊べるように残してほしい。こどもが自由に遊べる場所が増えると、みんないきいきと生活できるようになると思う。
・誰もが自由にボールを使え、屋外スポーツができる施設を整備してほしい。

(3) 安全対策の強化

安全性向上を求める意見が寄せられました。

主な意見
・冬場は特に暗くなるのが早いので、習い事の帰り道など、街灯がもっと増えると安心して帰れると思う。
・朝の渋滞が深刻だから登下校の時も車が危ない時が多いし塾に行く時も時間がかかってしまうからできれば改善してほしい。
・こどもたちの防災意識をより向上させるためにも、ふりがなやイラスト、写真のついたこども用ハザードマップをつくり、それを菊陽町の小中学校に配布するのはどうか。
・菊陽町では、通学・通勤時や休日に道路が混み合い、車同士、もしくは車と自転車、そして人が接触しそうになっている場面が見られる。
・人通りが多い道でも、街灯（防犯灯）が少ないと感じる箇所があり、段差やポールに気づかないなど、下校時や塾の帰り道に危険を感じることもある。
・夜間、学生が下校するときや車で仕事から帰るとき暗いため危ない。
・夜間暴走族がいてうるさい、眠れない。

・菊陽町の暗い道に街灯(ニンジンライト)を増やしてはどうか。
・警察や見守り隊の人にお願ひし、夜間のパトロールを強化してはどうか。
・キャロッピー街灯を設置することで夜道の解消にもなるし、菊陽町の観光資源になる。
・犯罪防止の観点から、あいさつロードを設置してはどうか。

(4) 新制服導入に伴う経済的支援やICT環境整備

新制服導入に伴う経済的支援やICT環境整備を求める意見が寄せられました。

主な意見
・新制服となったため、兄弟等からの譲り受けが難しくなり、制服を購入する家庭が増えた。また、制服の購入費が高額なため、各家庭の経済的負担が大きくなっている。
・金銭的な負担を少しでも減らすため、町から制服購入時に補助をしてほしい。補助が難しい場合は、学校に関するものを購入する際、家庭の負担が軽くなるようなことを考えてほしい。
・現在使用しているタブレットは、充電の減りが早く、初期化されてしまうことが多い。また、充電に手間がかかる。
・現在使用しているタブレット端末の不具合を改善するために、タブレットを見直してほしい。
・複数の端末を使用すると、サーバーが重くなりサイトを開くことができないことがある。
・体育館や運動場など、教室以外での使用ができない。
・今後、授業の一環で校外の人たちとの交流事業を行うことも考えられるため、十分なネット環境が不可欠であると思う。校内のWi-fi環境を整えてほしい。

(5) まちづくり

魅力的なまちづくりに向けた提案がありました。

主な意見
・ユニークなバス停を作ることで、観光の目玉となり、観光客が来る。インスタ映えすると思う。
・ユニークなバス停を設置することで、バスの利用者が増え、渋滞が減ると思う。
・歴史めぐりや工場見学などを盛り込んだ菊陽町バスツアーを企画してはどうか。
・目玉となる新たな観光地を建設してはどうか。
・駅のホームに写真スポットを設置してはどうか。
・スタンプラリーを実施してはどうか。

2 菊陽町子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、菊陽町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

2 子育て会議は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項に規定する合議制の機関とする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 児童福祉法第8条第3項に規定する事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 町長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前各項の規定にかかわらず、委員長が緊急の決議を要し、かつ、会議の招集が困難なとき、又はやむを得ない事由があると認めるときは、書面による審議をもって会議の議事を決定することができる。

5 委員長及び副委員長が選出されていない場合については、前項中「委員長」とあるのは「町長」とする。

(関係者の出席等)

第8条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 子育て会議に専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成27年9月24日条例第21号)

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月2日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月2日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 菊陽町子ども・子育て会議委員名簿

令和7年3月31日現在
(敬称略)

番号	肩書	氏名	備考
1	委員長	伊藤 良高	熊本学園大学社会福祉学部教授
2	副委員長	梶原 圭一	町小中学校校長会代表
3	委員	阿蘇品 かおり	熊本県県北広域本部保健福祉環境部福祉課主幹
4	委員	大野 美智子	民生委員・児童委員協議会代表
5	委員	上村 智美	町立保育所保護者連絡協議会代表
6	委員	湯浅 奈未	町 PTA 連絡協議会代表
7	委員	岡本 繭子	町立保育所みどり園園長
8	委員	笠松 しのぶ	社会福祉法人愛和学院 さくら園園長
9	委員	竹本 二美栄	社会福祉法人福郷会 白鈴こども園園長
10	委員	下田 和代	学校法人高森学園 こども園てんとうむし園長
11	委員	田崎 沙織	子育て支援センターひかりっこ代表
12	委員	田中 浩二	熊本県こども食堂ネットワーク事務局長
13	委員	古賀 直之	NPO 法人子育てサポート学童クラブきくよう事務局長
14	委員	玉城 清志	町社会福祉協議会事務局長
15	委員	西本 憲二	公募委員
16	委員	荒木 禎子	公募委員
17	委員	井元 順子	公募委員

4 計画策定経過

年月日	主な内容
令和6年3月	アンケート調査実施 <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童保護者用調査（0歳から5歳までの子を持つ保護者） ・小学生保護者用調査（小学1年生から3年生までの子を持つ保護者） ・こども・若者調査（16歳から39歳までの町民） ・小学生調査（小学5年生の児童） ・中学生調査（中学2年生の生徒） ・保護者調査（小学5年生、中学2年生の保護者）
令和6年3月25日	令和5年度第1回菊陽町子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て会議の役割について (2) 第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画進捗状況について (3) 菊陽町こども計画及び今後のスケジュールについて (4) 菊陽町こども計画に関するアンケート調査について
令和6年7月2日	令和6年度第1回菊陽町子ども・子育て会議 (1) 令和5年度第1回会議（令和6年3月開催）概要について (2) 菊陽町こども計画に関するアンケート調査結果について (3) 第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画の実施状況について
令和6年8月	アンケート調査実施 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育施設調査（町内の保育所、幼稚園、認定こども園） ・放課後児童クラブ等調査（町内の放課後児童クラブ、放課後子ども教室）
令和6年10月10日	令和6年度第2回菊陽町子ども・子育て会議 (1) 令和6年度第1回会議（令和6年7月開催）概要について (2) 菊陽町こども計画骨子案について
令和6年12月23日	令和6年度第3回菊陽町子ども・子育て会議 (1) 令和6年度第2回会議（令和6年10月開催）概要について (2) 菊陽町こども計画基本理念について (3) 菊陽町こども計画素案について (4) パブリックコメントについて
令和7年1月20日 ～2月10日	こどもモニターによる意見聴取
令和7年1月20日 ～2月19日	住民向けパブリックコメント実施
令和7年3月18日	令和6年度第4回菊陽町子ども・子育て会議 (1) 令和6年度第3回会議（令和6年12月開催）概要について (2) 菊陽町こども計画（素案）に係るパブリックコメントの結果及びこどもモニター等からの意見について (3) 菊陽町こども計画（素案）について

菊陽町こども計画

令和7年3月

発行・編集

菊陽町 子育て支援課

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

TEL 096-232-2202 FAX 096-233-4010

